

史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅
整備基本計画

「世界遺産 明治日本の産業革命遺産
製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
松下村塾修復・公開活用計画

平成30年3月

宗教法人 松陰神社

序

松下村塾は、萩市大字椿東の松陰神社境内に位置し、吉田松陰幽囚ノ旧宅とともに大正 11 年 10 月 12 日付け史跡に指定され、平成 27 年 7 月には世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産のひとつとして登録決定されました。

吉田松陰が、松下村塾、吉田松陰幽囚ノ旧宅で講義を行ったのは、3 年足らずの間でしたが、日本の近代化、産業化を成し遂げていく過程で、重要な役割を担った多くの人材がこの地で学びました。

松下村塾、吉田松陰幽囚ノ旧宅は、往時の姿が保存され、史跡に指定された後も保存・管理に努めてまいりました。

しかし、現状では、これらの史跡には整備・活用などの多くの課題があります。そこで、今後の史跡の保存修理、整備活用を適切に進めるため、整備基本計画を策定しました。今後はこの計画に基づき、史跡の保存と活用に努めてまいります。

おわりに、本計画策定のために、ご指導、ご助言をいただきました松下村塾整備委員会の委員の皆様をはじめ、文化庁文化財部記念物課並びに内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室、山口県教育委員会、関係者各位に厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

宗教法人 松陰神社
宮 司 青田國男

例言

1. 本書は、山口県萩市に所在する史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅の整備基本計画である。
2. 本計画は、宗教法人松陰神社が主体となり策定した。
3. 本計画の策定は、平成 28・29 年度の 2 ヶ年事業として、国庫補助を受けて実施した。
4. 本計画は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産としての松下村塾の修復・公開活用計画としても用いる。
5. 本計画策定にあたり、松下村塾整備委員会から意見を受けた。また、文化庁文化財部記念物課、内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室、山口県教育委員会社会教育・文化財課からご指導、ご助言をいただいた。
6. 本計画策定業務は、(株)中桐造園設計研究所に委託した。

目 次

第1章 計画策定の経緯及び目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的及び構成	3
第1項 計画の目的	3
第2項 計画の構成	4
第3節 委員会の設置	8
第1項 委員会名簿	8
第2項 事務局構成	8
第3項 委員会経緯	8
第2章 史跡及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題	9
第1節 松下村塾の概要、価値、現状及び課題	9
第1項 史跡の概要及び価値	9
第2項 史跡の構成要素の概要	27
第3項 構成要素の現状及び課題	36
第2節 萩地域の概要、価値、現状及び課題	39
第1項 萩地域の概要	39
第2項 萩地域の価値	48
第3項 「エリア1 萩」における公開活用のための諸条件、現状及び課題	51
第4項 「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の言明（要約）	68
第5項 顕著な普遍的価値を反映する「エリア1 萩」及び「エリア1 萩」 の5つの構成資産の位置付け	71
第6項 「エリア1 萩」及び構成資産の変遷・発展	73
第3章 基本方針	75
第1節 全体構想（ヴィジョン）	75
第1項 「エリア1 萩」	75
第2項 松下村塾	79
第2節 方針	81
第1項 「エリア1 萩」	81
第2項 松下村塾	85

第4章	調査研究	87
第1節	「エリア1 萩」	87
第2節	松下村塾	92
第5章	建造物の修復	93
第1節	「エリア1 萩」	93
第2節	松下村塾	94
第6章	史跡及び構成資産・エリアの公開活用	97
第1節	「エリア1 萩」	97
第2節	松下村塾	104
第7章	緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景	109
第1節	「エリア1 萩」	109
第2節	松下村塾	110
第8章	文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用	111
第1節	「エリア1 萩」	111
第2節	松下村塾	114
第9章	事業の実施	115
第1節	「エリア1 萩」	115
第2節	松下村塾	117

付属資料目次

・ 第 39 回世界遺産委員会決議 (39COM 8B 14) -----	120
・ 第 39 回世界遺産委員会決議 (39COM 8B 14) 仮訳 -----	125
・ 松下村塾整備委員会要綱 -----	129
・ 萩地区管理保全協議会規約 -----	130
・ 萩市世界遺産活用推進協議会規約 -----	133
・ 稼動資産を含む産業遺産に関する有識者会議に関する資料 -----	136
・ 「明治日本の産業革命遺産」保全委員会規約 -----	138
・ 年次報告書 (様式) -----	141
・ 修復・公開活用計画の標準構成 -----	152

第1章 計画策定の経緯及び目的

第1節 計画策定の経緯

平成27年(2015)7月、第39回世界遺産委員会において、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録された。明治日本の産業革命遺産は、8エリアに及ぶ23の構成資産から成る。山口県萩市は「エリア1 萩」に位置付けられており、萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、萩城下町、松下村塾の5つの構成資産を含む。

世界遺産委員会においては、登録の決議に伴い、8つの勧告が出され、勧告に対する進捗状況報告書を平成29年(2017)12月1日までにユネスコに提出することが付議された(表1-1-2)。そのうち、特に勧告b)では、各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」を策定するよう求められている。

以上を踏まえ、萩市及び宗教法人松陰神社では、5つの構成資産の今後の適切な修復・公開活用のあり方を示すとともに、世界遺産委員会からの要請にも対応するため、計画を策定することとした。特に世界遺産の観点からは、世界遺産委員会決議の勧告b)により策定が求められた「保全措置の計画及び実施計画」の母体となるものとして、内閣官房が作成した「修復・公開活用計画の標準構成」(本計画の152ページに掲載した付属資料を参照)に準拠しつつ本計画を策定した。

表1-1-1 史跡等及び世界遺産の構成資産の名称並びに本計画における呼称

史跡等	本計画における呼称	明治日本の産業革命遺産の構成資産としての名称	計画策定主体
史跡 萩反射炉	萩反射炉	萩反射炉	萩市
史跡 恵美須ヶ鼻造船所跡	恵美須ヶ鼻造船所跡	恵美須ヶ鼻造船所跡	
史跡 大板山たたら製鉄遺跡	大板山たたら製鉄遺跡	大板山たたら製鉄遺跡	
史跡 萩城跡	萩城下町(城跡、旧上級武家地、旧町人地)	萩城下町(城跡、旧上級武家地、旧町人地)	
史跡 萩城城下町			
史跡 木戸孝允旧宅			
重要伝統的建造物群保存地区 萩市堀内地区			
史跡 松下村塾	松下村塾	松下村塾	宗教法人 松陰神社
史跡 吉田松陰幽囚ノ旧宅			

なお、本計画は、宗教法人松陰神社が主体となって策定する範囲の史跡(構成遺産)について記載する。

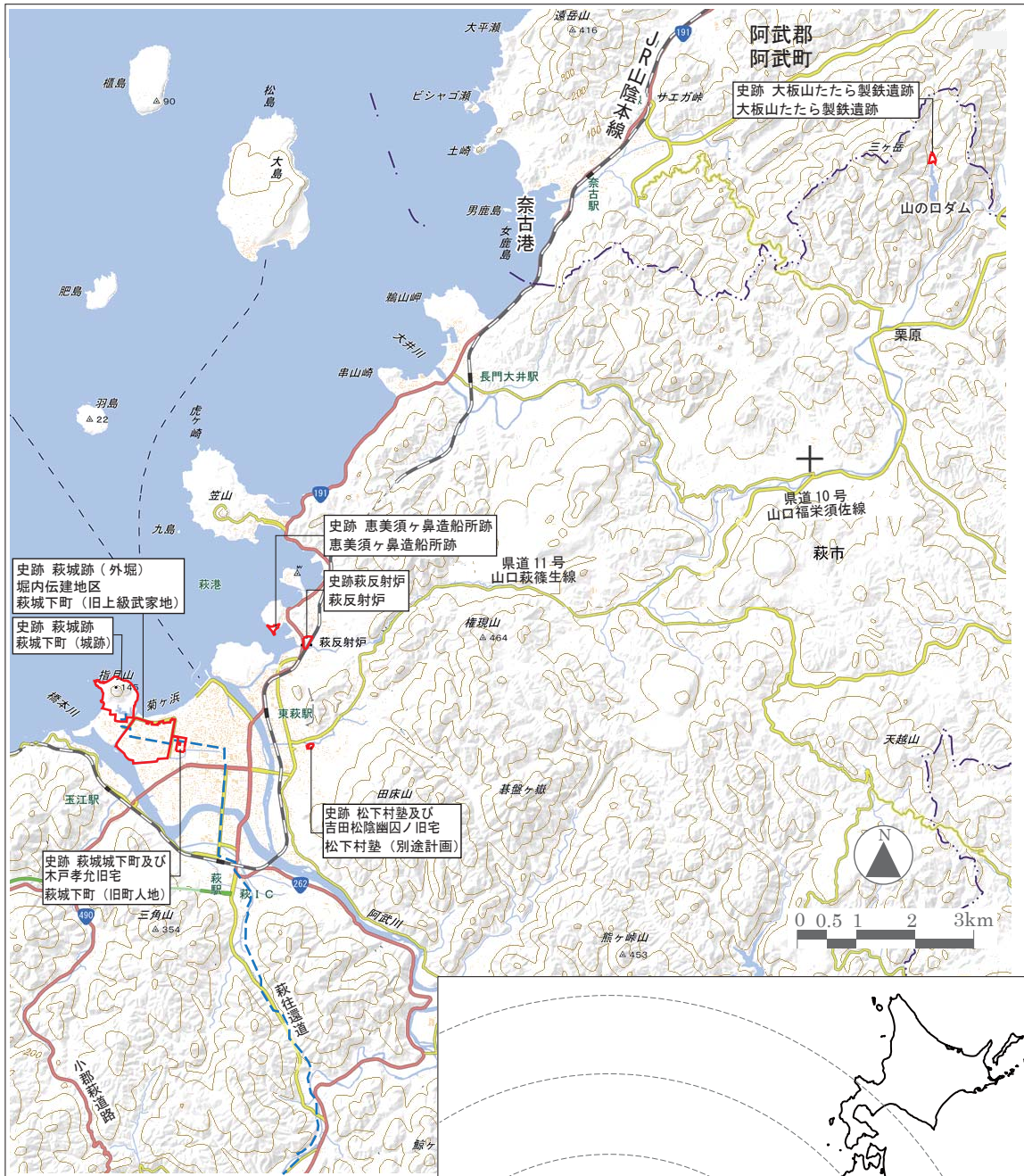


図1-1-1 「エリア1 萩」の9つの史跡等
及び5つの構成資産位置図

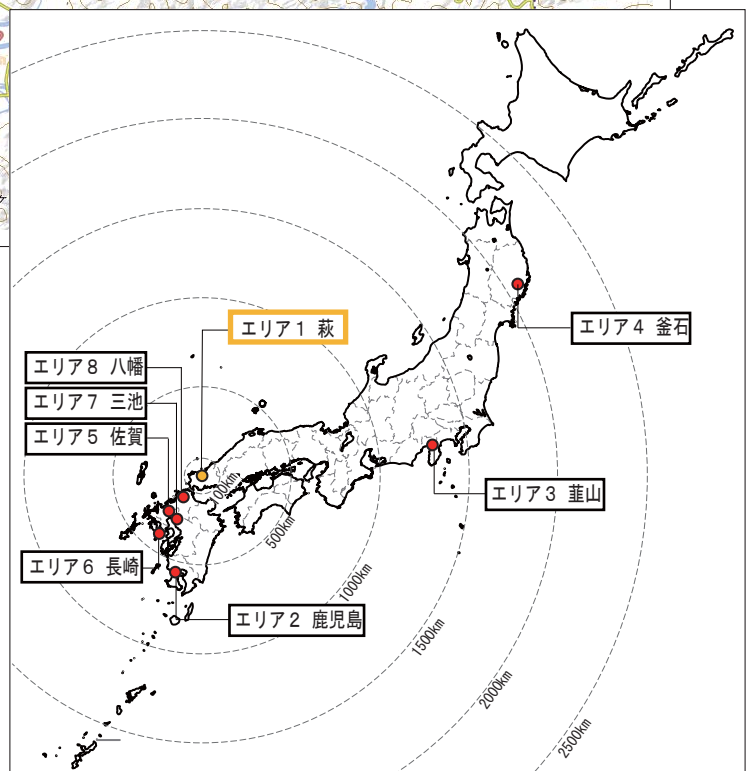


図1-1-2 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」における
8つのエリアと「エリア1 萩」の位置

世界遺産委員会は、

4. 締約国が以下のことを検討するよう勧告する。
 - a) 端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。
 - b) 推薦資産（の全体）及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
 - c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。
 - d) 推薦資産（の全体）及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。
 - e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。
 - f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
 - g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトのフル・ヒストリー（歴史全体）についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること。
 - h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。
5. 2018年の第42回世界遺産委員会での審議のため、2017年12月1日までに上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう、締約国に要請する。
6. 同時に、締約国が上記勧告の実施に係る助言をイコモスに求めることを検討するよう推奨する。

第2節 計画の目的及び構成

第1項 計画の目的

平成26年（2014）1月、政府からユネスコに推薦書が提出された際には、萩地区管理保全計画が推薦書に併せて提出された。萩地区管理保全計画（“Conservation Management Plan” 以下「CMP」という。）は23の構成資産に共通の方針である「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」に基づき、構成資産の規制措置を明確化することに重点を置いたものとなっている。

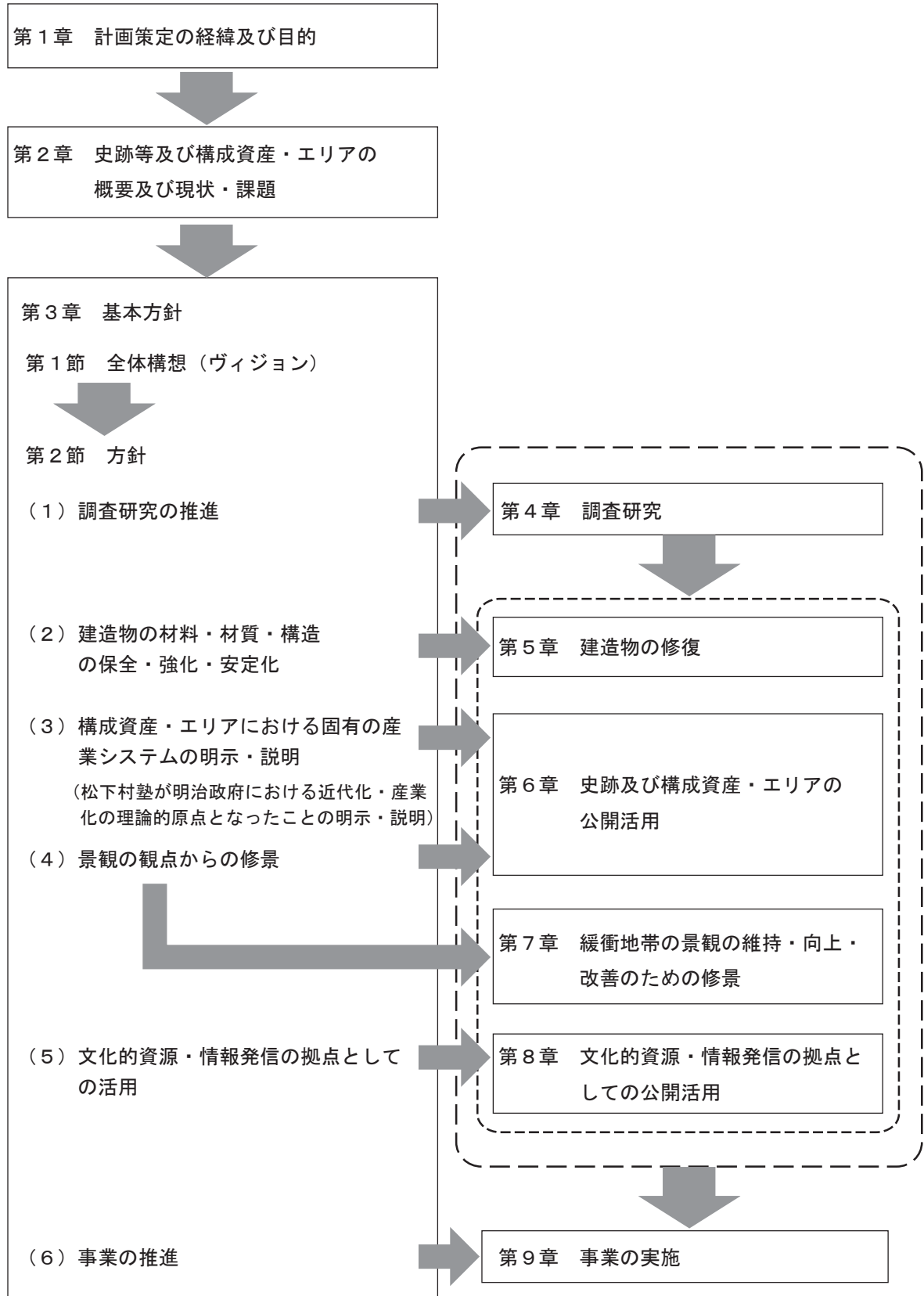
しかし、史跡等（構成資産）の修復や公開活用を進めるにあたっては、各史跡等（構成資産）の立地・広がり・性質等に基づき現状の課題を把握したうえでこれらの将来のあるべき姿を個別に描き出し、それぞれの現状に即した固有の手法・進め方を示すことが必要となる。

そこで、今回策定する史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅の「整備基本計画（修復・公開活用計画）」は、現状の課題、修復・公開活用の基本方針、具体的な方策等を示し今後の2つの史跡（構成資産 松下村塾）の運営の指針とする内容をまとめることとする。

第2項 計画の構成

(1) 計画の構成・展開

この計画の構成・展開は、次のとおりである。



(2) 各章節の概要

第1章 計画策定の経緯及び目的

第1節 計画策定の経緯

計画策定の発端が、ユネスコ世界遺産委員会の勧告に対応するためであり、史跡の整備基本計画（修復・公開活用計画）として策定することを記載した。

第2節 計画の目的及び構成

計画の目的が史跡等（構成資産）の現状・課題の把握、あるべき将来像の設定、基本方針及び具体的な方策等を示すことであることを記載した。

第3節 委員会の設置

計画策定にあたっては、専門家による委員会を設置し、助言を受けながら宗教法人松陰神社が策定することを記載した。

第2章 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題

第1節 松下村塾の概要、価値、現状及び課題

松下村塾の概要及び価値並びに構成要素の概要及びその現状・課題について記載した。

第2節 「エリア1 萩」の概要、価値、現状及び課題

明治日本の産業革命遺産の5つの構成資産がある「エリア1 萩」の概要及び価値、並びに修復・公開活用事業を実施するにあたって考慮すべき現状及び課題について記載した。また、明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値、「エリア1 萩」等の位置付け及び構成資産等が辿った変遷・発展について記載した。

第3章 基本方針

第1節 全体構想（ビジョン）

「エリア1 萩」の全体構想（ビジョン）及び松下村塾の将来像について記載した。

第2節 方針

「エリア1 萩」の全体構想（ビジョン）及び松下村塾の将来像を踏まえた今後の事業の方針について記載した。

第4章 調査研究

第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における発掘調査、文献資料調査、来訪者調査等の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第2節 松下村塾

松下村塾における発掘調査、文献資料調査、その他保存・修理のための調査の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第5章 建造物の修復

第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における建造物の修復について、具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第2節 松下村塾

松下村塾における建造物の修復について、具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第6章 史跡及び構成資産・エリアの公開活用

第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における地区区分、動線計画、地形造成・環境整備、修景・植栽、案内・解説施設、管理施設・便益施設、公開・活用施設の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第2節 松下村塾

松下村塾における地区区分、動線計画の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第7章 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における緩衝地帯の修景・保全の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第2節 松下村塾

松下村塾における緩衝地帯の修景・保全の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第8章 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用

第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における情報発信の拠点としての活用、地域社会の参画、関係者の能力開発の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第2節 松下村塾

松下村塾における情報発信における組織的かつ継続的な取組及び地域社会の参画の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第9章 事業の実施

第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における事業計画、事業の推進体制の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

第2節 松下村塾

松下村塾における事業計画、事業の推進体制の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

(3) 計画策定の対象範囲

計画策定の範囲は、萩反射炉・恵美須ヶ鼻造船所跡・大板山たたら製鉄遺跡・萩城跡・萩城城下町・木戸孝允旧宅・松下村塾・吉田松陰幽囚ノ旧宅及び重要伝統的建造物群保存地区萩市堀内地区（以下「堀内伝建地区」という。）の範囲、世界遺産の構成資産である萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、萩城下町及び松下村塾の範囲とし、必要に応じてこれらの史跡等及び構成資産の周辺を対象に含めるものとし、本計画においてはこの範囲を「萩地域」という。

第3節 委員会の設置

第1項 委員会名簿

松下村塾整備委員会

氏名	所属・専門
増淵 徹	京都橘大学 文学部 歴史学科 教授【文化財保護全般】
江面 嗣人	岡山理科大学 工学部 建築学科 教授【建築学】
渡辺 一雄	梅光学院大学 文学部 日本文学科 教授【考古学】
小川 亜弥子	福岡教育大学 教育学部 教授【日本史学（日本近世史・明治維新史）】
樋口 尚樹	松陰神社 宝物殿「至誠館」 館長【歴史学】
道迫 真吾	萩博物館 学芸班主任学芸員【歴史学】

第2項 事務局構成

（事務局 松陰神社）

氏名	所属	役職
上田 俊成	宗教法人 松陰神社	名誉宮司
青田 國男	同	宮司
井町 綾子	同	宝物殿「至誠館」事務室長
白上 陽一郎	同	禰宜
島元 貴	同	権禰宜
松本 晃一	同	事務主任

（関係機関 オブザーバー）

文化庁 文化財部 記念物課
 内閣官房 産業遺産の世界遺産登録推進室
 山口県教育庁 社会教育・文化財課
 萩市 まちじゅう博物館推進部 文化財保護課

（支援業務受託者）

（株）中桐造園設計研究所

第3項 委員会経緯

年度	回	開催日	審議内容
平成28年度 (2016) ～ 平成29年度 (2017)	1	平成28年 (2016) 8月23日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針
	2	平成29年 (2017) 2月13日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針
	3	平成29年 (2017) 6月9日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針 4. 調査研究 5. 建造物の修復 6. 史跡及び構成資産・エリアの公開活用 7. 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景 8. 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用 9. 事業の実施

第2章 史跡及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題

第1節 松下村塾の概要、価値、現状及び課題

第1項 史跡の概要及び価値

(1) 史跡概要

① 史跡松下村塾

「松下村塾」という塾名は、塾が位置する旧松本村にちなんで命名されたものである。松下村塾は木造瓦葺き平家建て 50.90 m²の小屋で、当初からあった8畳の1室と、後に増築された10畳半の部分から成り立っている。南向きの土間の入口には、明治になってから瀧口吉良によって書かれた「松下村塾」の看板がかかっている。

初め、吉田松陰の叔父である玉本文之進がここからほど遠くない自宅に私塾を聞き、松下村塾と名付けた。次いで久保五郎左衛門（松陰の養母の義兄）がその名を継承し、藩士の子弟の教育に当たった。その後、時期は明確でないものの、松陰が引き継ぐこととなった。安政元年（1854）、吉田松陰は伊豆戸田で海外渡航に失敗し、萩の野山獄に投じられた。翌安政2年（1855）に釈放されて、実家の杉家に幽閉された。安政4年（1857）11月5日、小舎を久保五郎左衛門と協力して修理し、8畳1室を松下村塾として門弟の教育の場所とした。次第に松陰を慕って集まる門弟も多くなったため、安政5年（1858）3月には門人たちの手伝いによって10畳半1室を増築して現在のよう形になった。

安政5年（1858）7月、松陰は藩から家学教育の許可を得て名実ともに村塾の主宰者となった。しかし、同年11月29日に松陰は再び一室に幽囚され、続いて再入獄の身となった。

安政6年（1859）に松陰が刑死した後、松下村塾は楫取素彦（松陰の義弟）、久坂玄瑞により継続が試みられる。楫取素彦は、安政6年（1859）から塾生の指導を行うが、公務の片手間であるため満足できるものではなかった。慶応元年（1865）から明治3年（1870）頃までは塾生の馬島甫仙、明治5年（1872）には隠居した玉本文之進が塾を再興した。しかし、文之進は、塾生が中心となって萩の乱を起こした直後に自刀した。明治13年（1880）には松陰の兄杉民治が松下村塾を再興するが、明治25年（1892）について閉鎖となる。

なお、明治23年（1890）に、松下村塾の塾舎を改修する際、杉家が私的に土蔵造りの小祠を建立した。これが松陰神社の起りである。その後、伊藤博文や野村靖らが神社を公に創立しようと運動を起こし、明治40年（1907）に松陰神社が県社として造営された。

松下村塾は、松陰の野山獄出獄から再入獄までの約3年間のうち最後約1年間、門弟に接して指導激励した場所であり、幽囚室で教えた約1年半を通算してもその期間は2年半に過ぎない。吉田松陰がこの塾で門下生に教えた期間は短期間ではあったが、その間、塾生に対する教育は兵学・漢学・歴史・地理・国学など多方面にわたった。塾生からは倒幕の指導的役割を果たした高杉晋作、明治政府の初代内閣総理大臣となった伊藤博文などを輩出した他、日本の近代化・工業化の過程で重要な役割を担った多くの人材がここに学んだ。以上のように、松下村塾は我が国の近代化を語る上で欠かすことのできない場所であることから、大正11年（1922）に史跡に指定された。

②史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅

幽囚ノ旧宅は木造瓦葺き平家建て214.0㎡の住宅で、8畳3室、6畳3室、4畳・3畳7分・3畳半・3畳及び2畳各1室のほか、板間・物置・土間を有するかなり大きな建物である。幽囚室は東側にある3畳半の1室であるが、もともとは4畳半の部屋であったものに西面に杉家の仏壇、神祭霊位吉田家祖霊等を祭っているため狭くなったものと思われる。

西側の土間部分は馬屋とみられ、現在は米搗台が据えられており、米搗耕作業の労務に服しつつ、塾生達と共に勤労好学の精神を教えたといわれている。

吉田松陰は、伊豆国下田でアメリカ軍艦による海外渡航に失敗し、江戸の伝馬町の牢獄に捕えられた。ついで萩に送られて野山獄に入れられたが、安政2年(1855)に釈放されて父杉百合之助預かりとなり、自宅の一室に謹慎して読書と著述に専念した。

この幽囚室で近親者や近隣の子弟たちに、孟子や武教全書を講じ、外叔父久保五郎左衛門に請われて、その主宰する松下村塾のために「松下村塾記」を作った。まもなく、その塾生たちも次第に松陰の許に来て学ぶようになり、松下村塾を主宰するに至った。この幽囚室で「丁巳幽室文稿」「吉田語略」「討賊始末」「外蕃通略」などを著述し、「講孟餘話」もここで完成した。

この家屋はもと瀬能家(無給通49石余)の所有であり、畳の間11室のほか、板間・物置・土間を有するかなり大きな建物で、天保年間頃の建築当時の原型をよくとどめている。嘉永6年(1853)から杉家が借り、杉百合之助の死後も松陰の母滝や、兄民治らが居住していた。明治になって杉家が買い取り、現在は松陰神社が所有、保存している。

(出典：『史跡松下村塾・史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅保存管理計画』)

(2) 指定の経緯と指定範囲

①史跡松下村塾

名称 松下村塾 (しょうかそんじゅく)
指定年月日 大正11年(1922)10月12日 (内務省告示第270号)
所在地 山口県萩市大椿東字新道
所有者 宗教法人 松陰神社

②史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅

名称 吉田松陰幽囚ノ旧宅 (よしだしょういんゆうしゅうのきゅうたく)
指定年月日 大正11年(1922)10月12日 (内務省告示第270号)
所在地 山口県萩市大椿東字新道
所有者 宗教法人 松陰神社

(3) 指定理由

①史跡松下村塾

安政三年吉田松陰カ家學ヲ授クルノ藩許ヲ得テ子弟ヲ教養セシ所ニ屬シ長藩ノ俊髦多ク此ヨリ出ツ八疊及ビ十疊半ノ二室ヲ有スル平屋ニシテ能ク舊態ヲ保テリ近年其南隣ニ松陰神社造營セラレ其ノ地池亦神社境内ノ一部ト爲ル

②史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅

安政二年吉田松陰獄ヨリ許サレテ其ノ幽囚セラレシ所ナリ其ノ建造物ハ後年多クノ修理アリシト雖モ幽囚ノ室ハ能ク舊態ヲ保テリ

(4) 絵図等

現在確認されている史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅及びその周辺の様子を描かれた絵図・古写真について以下にまとめる。

表 2-1-1 絵図・古写真等一覧表①

<p>明治 19 年 (1886)</p> <p>「明治初年松下村塾附近平面図」部分 (萩博物館蔵)</p>	
<p>昭和 7 年 (1932)</p> <p>「名勝萩と長門峽之図」部分 (萩博物館蔵)</p>	

表2-1-1 絵図・古写真等一覧表②

<p>年代不明</p> <p>〔長門萩名所〕松下村塾 (東北芸術工科大学東北文化研究センター蔵)</p>	 <p>(行發堂新日銀白) 塾村下松 (所名萩門長)</p>
<p>年代不明</p> <p>〔長門萩名所〕松陰先生舊宅 (東北芸術工科大学東北文化研究センター蔵)</p>	 <p>(行發堂新日銀白) 宅舊生先陰松 (所名萩門長)</p>

(5) 歴史年表

史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅に関連する歴史年表を以下にまとめる。

表 2-1-2 史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅関連年表①

年 月 日		事 項
天保 13 年 (1842)		松陰の叔父の玉木文之進、自宅に松下村塾を創始
嘉永元年 (1848)		玉木文之進、松下村塾を廃止（のちに松陰の親類の久保五郎左衛門が松下村塾の名称を継承）
安政 3 年 (1856)	3 月下旬頃	杉家の幽囚室で講義を開始（事実上の松下村塾の開塾）
	6 月 13 日	野山獄で始めていた『孟子』の講義を終え、「講孟餘話」（「講孟筭記」から改題）を完成させる。
	6 月頃	久坂玄瑞が入門
	8 月中旬	来萩した僧黙霖と論争する。
	8 月 22 日	近隣子弟のため『武教全書』の講義を開始
	9 月 4 日	久保五郎左衛門のために「松下村塾記」を書く。
	11 月 25 日	吉田稔磨が入門
	12 月 18 日	来萩した梅田雲浜に会う。
安政 4 年 (1857)	7 月 25 日	野山獄を出た富永有隣を助教に迎える。
	9 月頃	高杉晋作が入門
	11 月 5 日	久保と協力し、小舎を改修して 8 畳 1 室の塾舎とし、幽囚室を出て塾生と共同生活を開始
安政 5 年 (1858)	2 月	時事の切迫とともに松下村塾の議論が明倫館生徒と疎隔。僧月性により調停が図られる。
	3 月 11 日	塾生を中心に 2 月に着工した 10 畳半の塾舎増築が完成。約 18 畳の塾舎に拡充
	3 月頃	須佐の育英館との交流を開始
	7 月 11 日	入江九一が入門
	7 月 20 日	藩から家学教授の公許を得る。（松下村塾公認）
	11 月 6 日	塾生 17 名と血盟、間部老中要撃を画策
	11 月 29 日	藩から自宅厳囚に処される。
	12 月 26 日	野山獄へ再び投じられる。（松下村塾での指導終了）
安政 6 年 (1859)		松陰義弟の楯取素彦・久坂玄瑞が塾生の指導を行う。
慶応元年 (1865) ～ 明治 3 年 (1870) 頃		塾生の馬島甫仙が塾生の指導を行う。
明治 5 年 (1872)		隠居した玉木文之進が塾を再興
明治 13 年 (1880)		松陰の兄 杉民治が塾を再興
明治 23 年 (1890)		松下村塾の塾舎を改修する際、杉家が私的に土蔵造りの小祠を建立（松陰神社の起こり）
明治 25 年 (1892)		松下村塾の閉鎖
明治 40 年 (1907)		県社 松陰神社造営

（出典：『史跡松下村塾・史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅保存管理計画』）

表 2-1-2 史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅関連年表②

年 月 日		事 項
明治 42 年 (1909)		幽囚ノ旧宅北側に茶室を増築
大正 11 年 (1922)	10 月 12 日	松下村塾、幽囚ノ旧宅 史跡に指定
大正 12 年 (1923)		建物は、杉相次郎から松陰神社に寄贈
大正 13 年 (1924)		松下村塾、幽囚ノ旧宅の部分修理（漆喰壁） 境界標等設置
昭和 13 年 (1938)		松下村塾、幽囚ノ旧宅の部分修理（漆喰壁）
昭和 27 年 (1952)		松下村塾の災害復旧修理 スプリンクラー設置
昭和 29 年 (1954)		幽囚ノ旧宅の部分修理工事（玄関廻り、側廻り、屋根の一部） 参道を新設
昭和 31 年 (1956)		松下村塾の災害復旧修理
昭和 33 年 (1958)		松下村塾背面の便所を撤去、壁補修、屋根補修 幽囚の旧宅 シロアリ防蟻処理
昭和 34 年 (1959)	10 月 27 日	現社殿竣工
昭和 35 年 (1960)		防災施設 貯水槽設置
昭和 45 年 (1970)		松下村塾、幽囚ノ旧宅に自動火災報知機設置
昭和 60 年 (1985)	3 月	松下村塾保存修理工事（屋根葺替・部分修理）
昭和 61 年 (1986)	3 月	幽囚ノ旧宅保存修理工事（屋根葺替・部分修理）

(出典：『史跡松下村塾・史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅保存管理計画』)

(6) 建物調査結果

①昭和 54 年調査

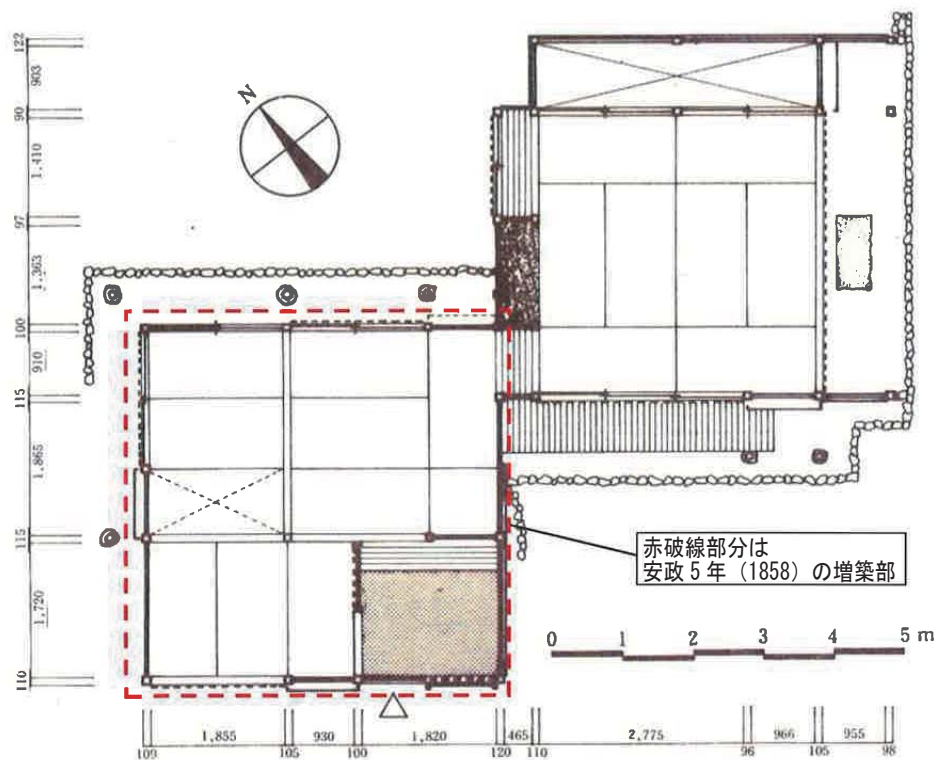
松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅の建築調査は昭和 54 年（1979）東京都立大学石井研究室によって行われ、建築概要と平面図が作成されている。この図と下の明治 41 年（1908）に撮影された写真を重ね、比較、照合することができる。

1) 史跡松下村塾

(建築概要)

講義室：桁行 4.517m、梁間 5.11m、東面下屋付

増築部：桁行 5.039m、梁間 4.935m、西面下屋付、切妻造、棧瓦葺



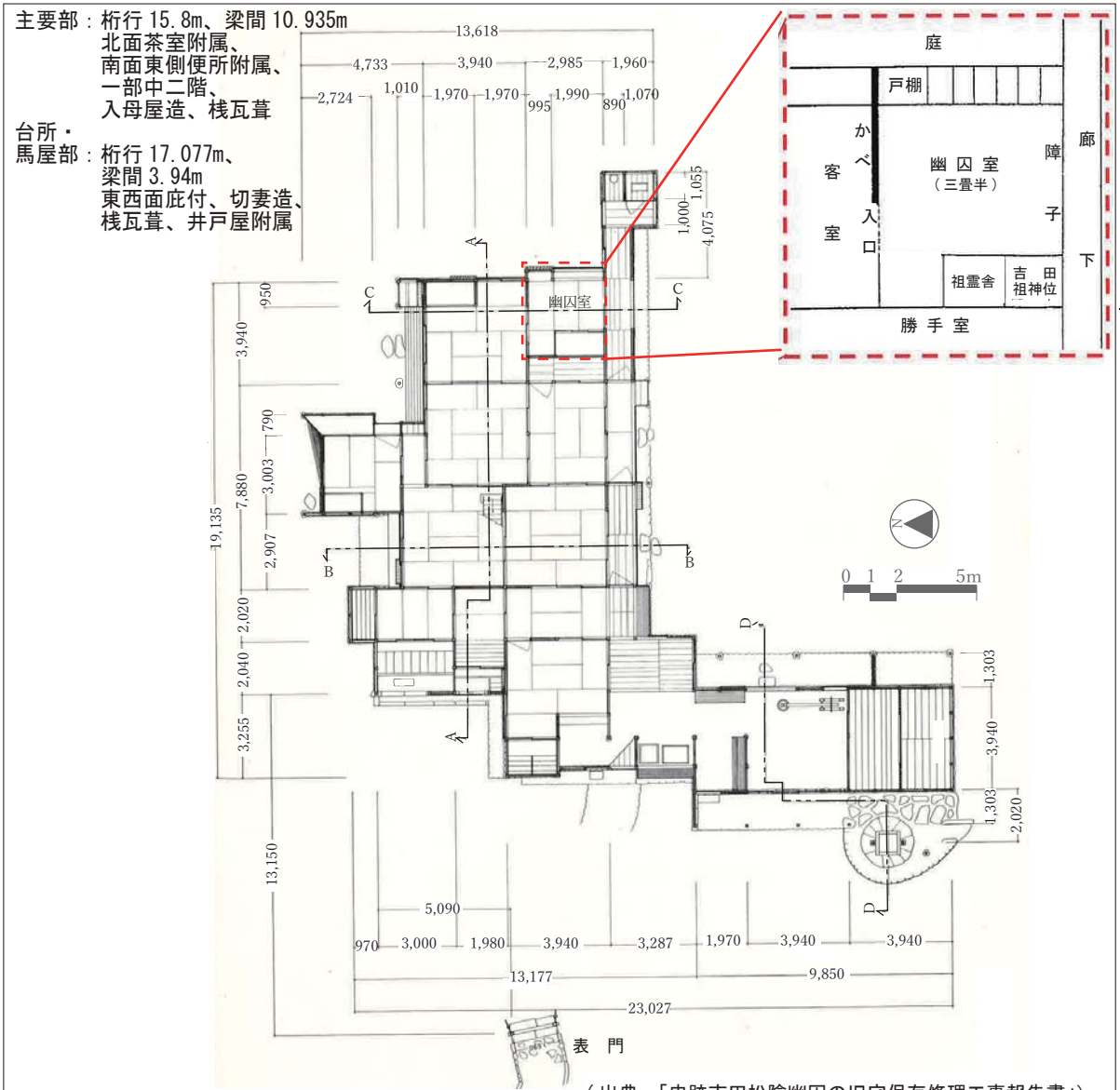
(出典：「史跡松下村塾・史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅保存管理計画」)

明治 41 年
(1908)

「松下村塾（萩市松本）」
南正面より
(山口県文書館蔵)



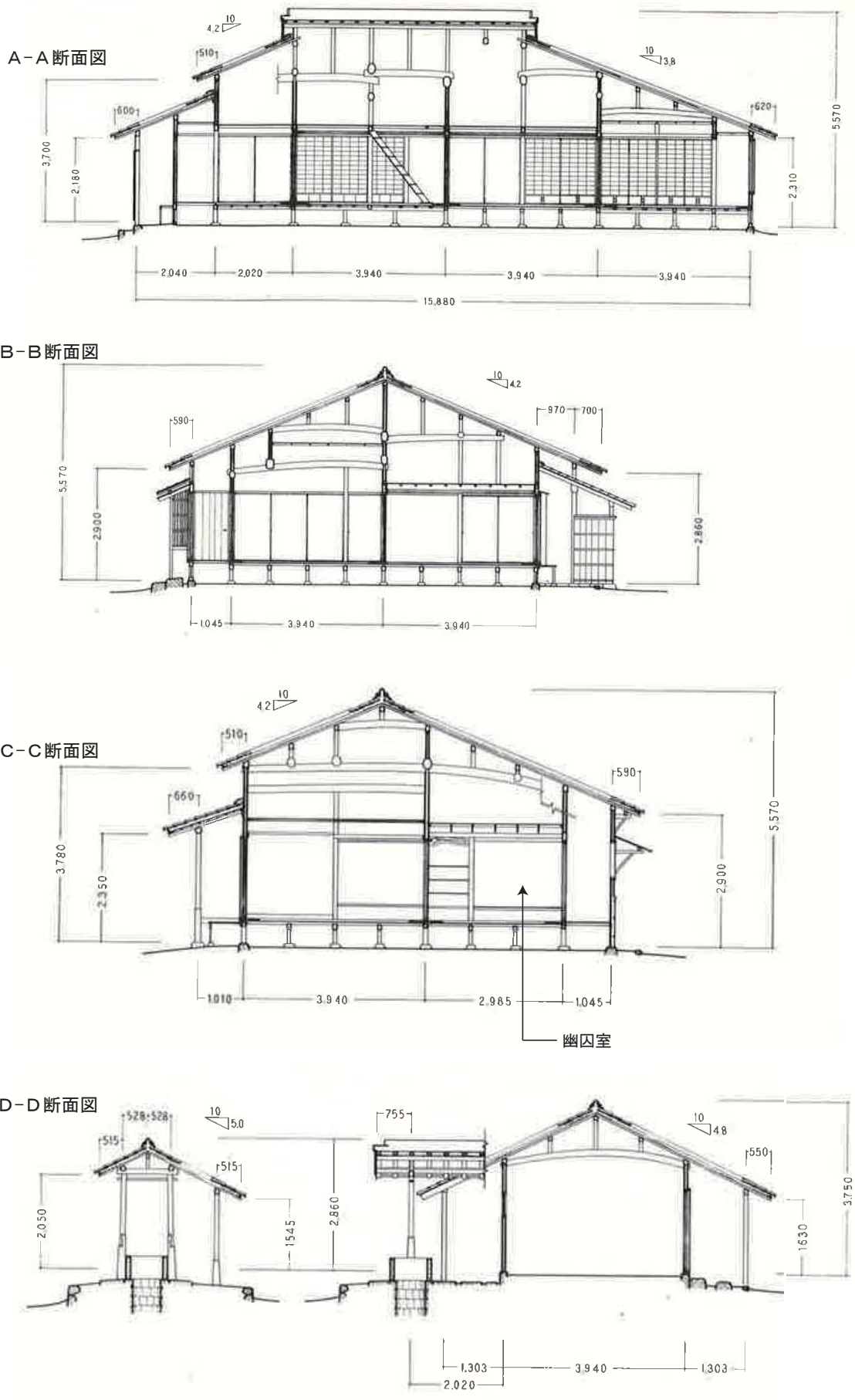
2) 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅



年代不明

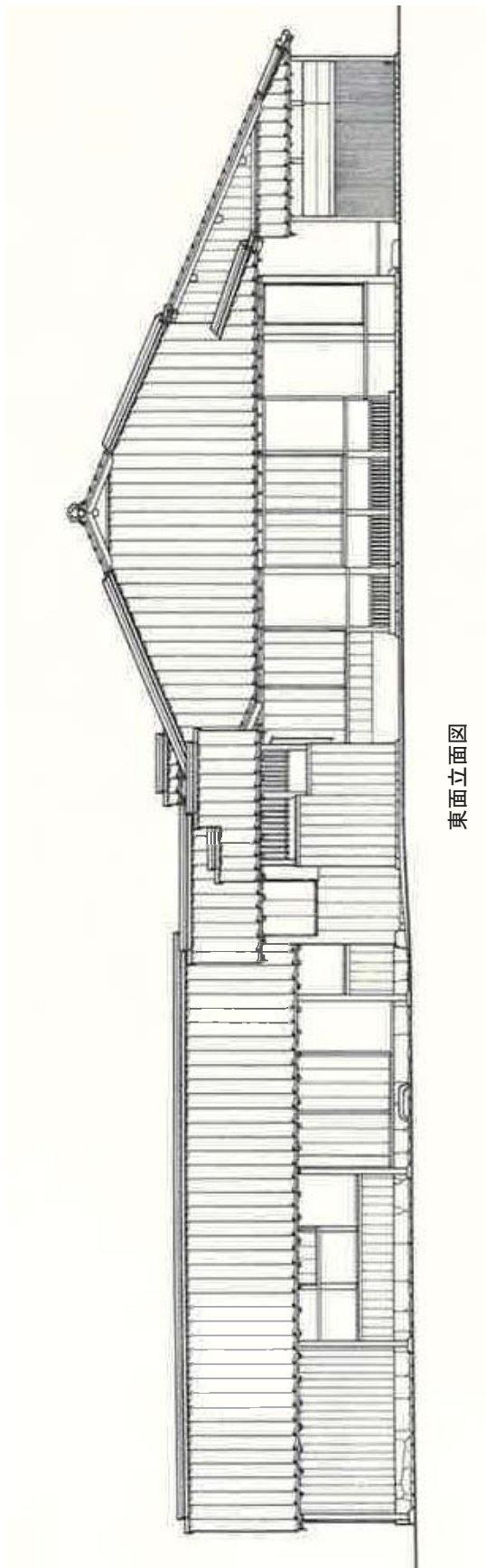
出典
 萩絵はがき
 幽囚旧宅
 (山口県文書館蔵)



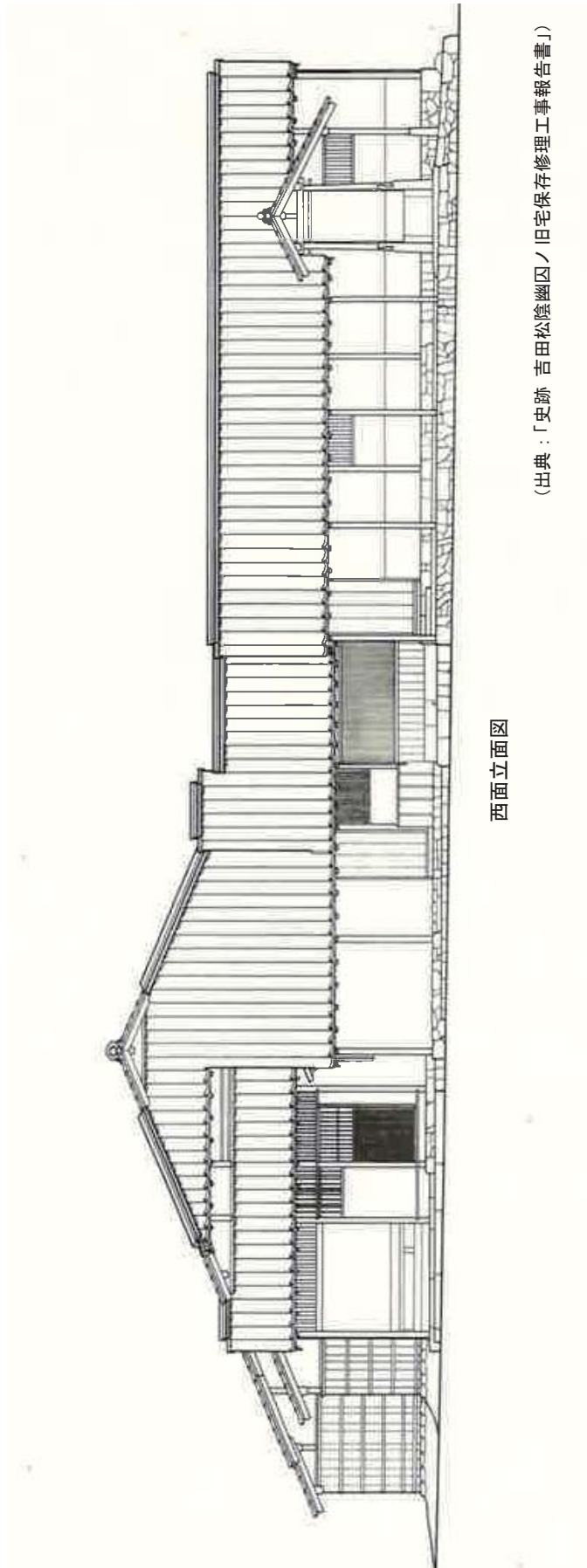


(出典：「史跡 吉田松陰幽囚ノ旧宅保存修理工事報告書」)

图 2-1-2 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅断面图



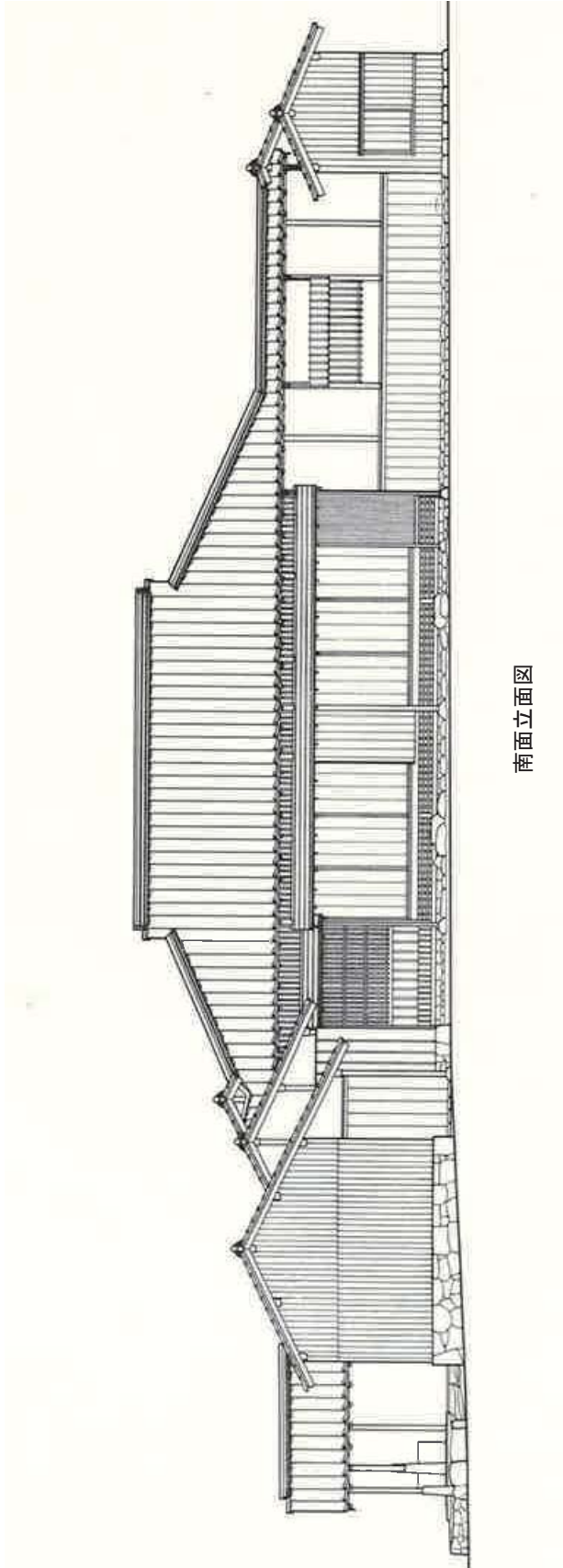
東面立面図



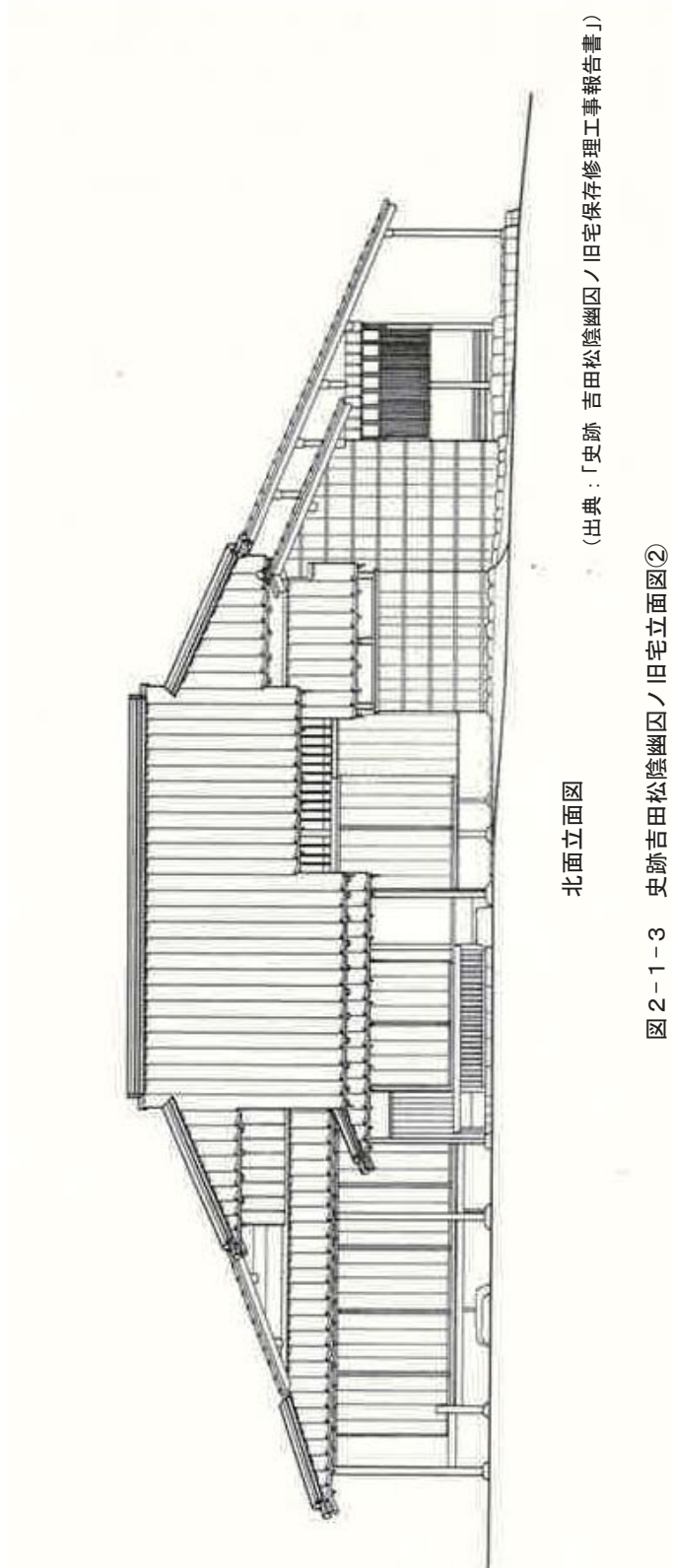
西面立面図

(出典：「史跡 吉田松陰幽囚ノ旧宅保存修理工事報告書」)

図 2-1-3 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅立面図①



南面立面图



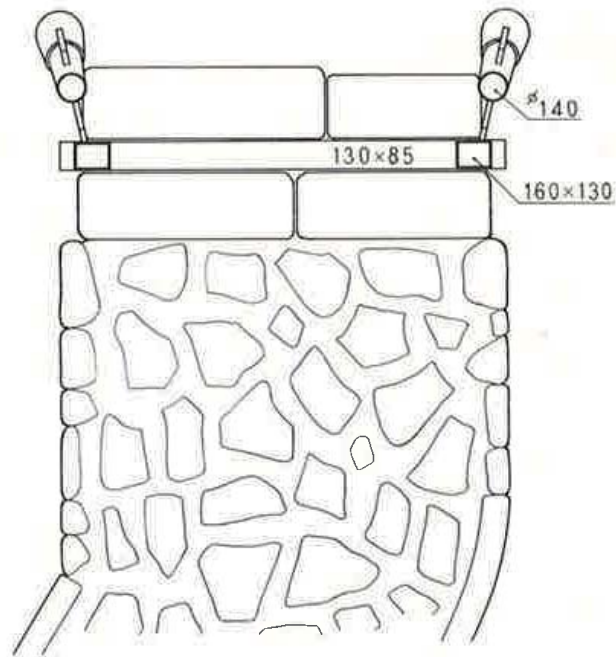
北面立面图

(出典：「史跡 吉田松陰幽囚ノ旧宅保存修理事務報告書」)

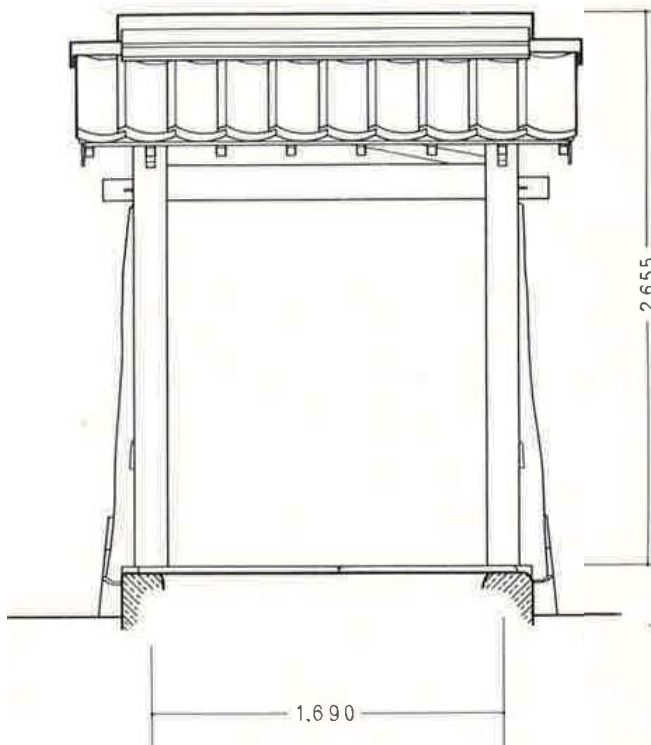
图 2-1-3 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅立面图②

史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅（表門）

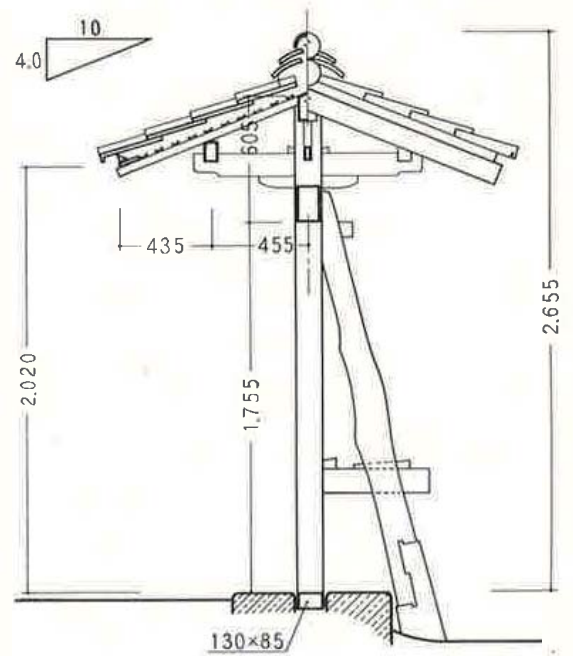
1) 平面図



2) 立面図



3) 断面図



出典『史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅保存修理工事報告書』

図2-1-4 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅表門

②平成 24 年調査

平成 24 年度に行った建物の実測調査により、一般図面を作成した。

1) 史跡松下村塾

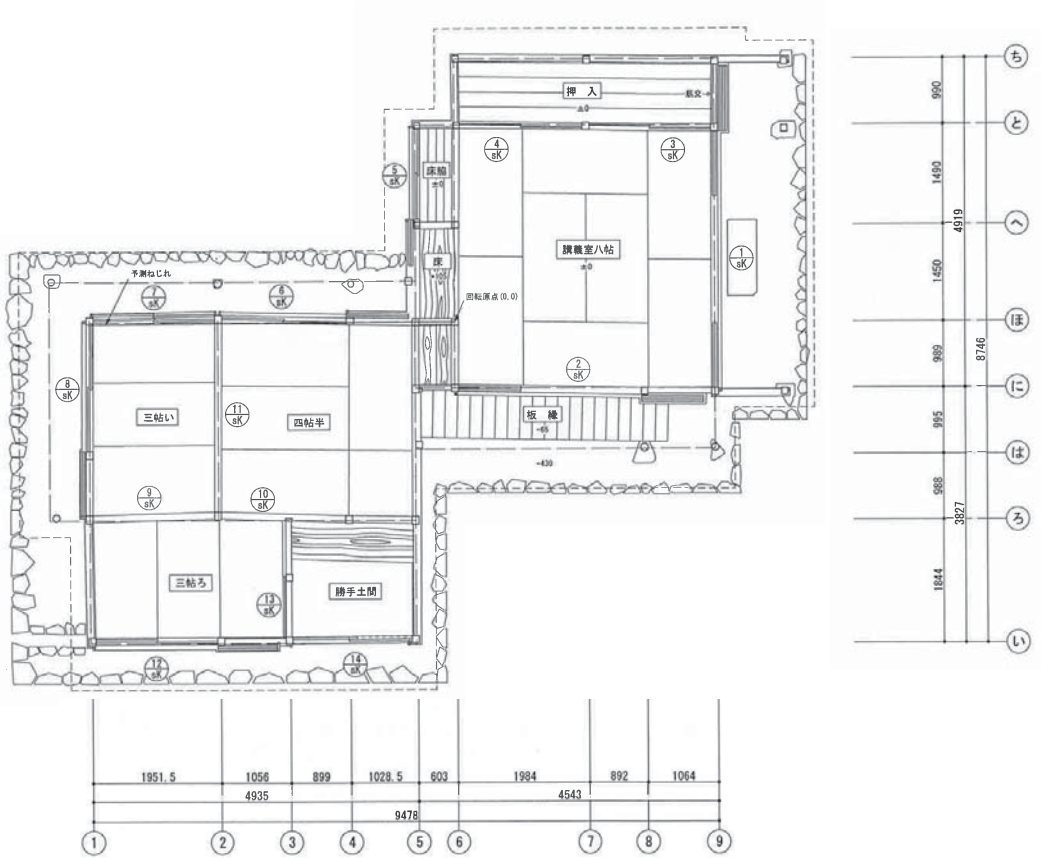
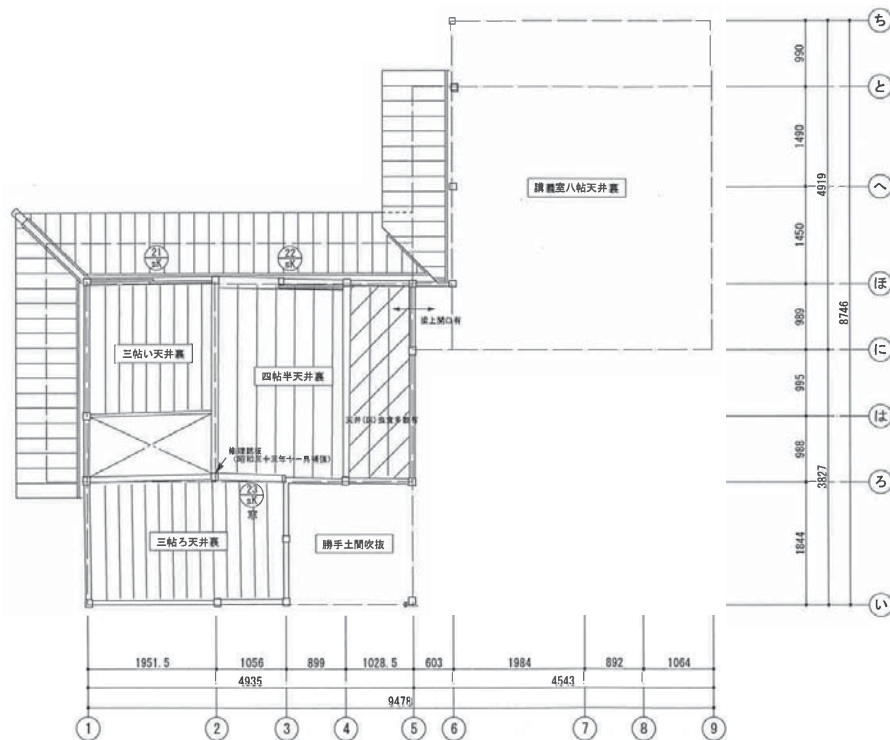


図 2-1-5 1 階平面図



(出典：「平成 24 年 松下村塾実測調査」)

図 2-1-6 2 階平面図

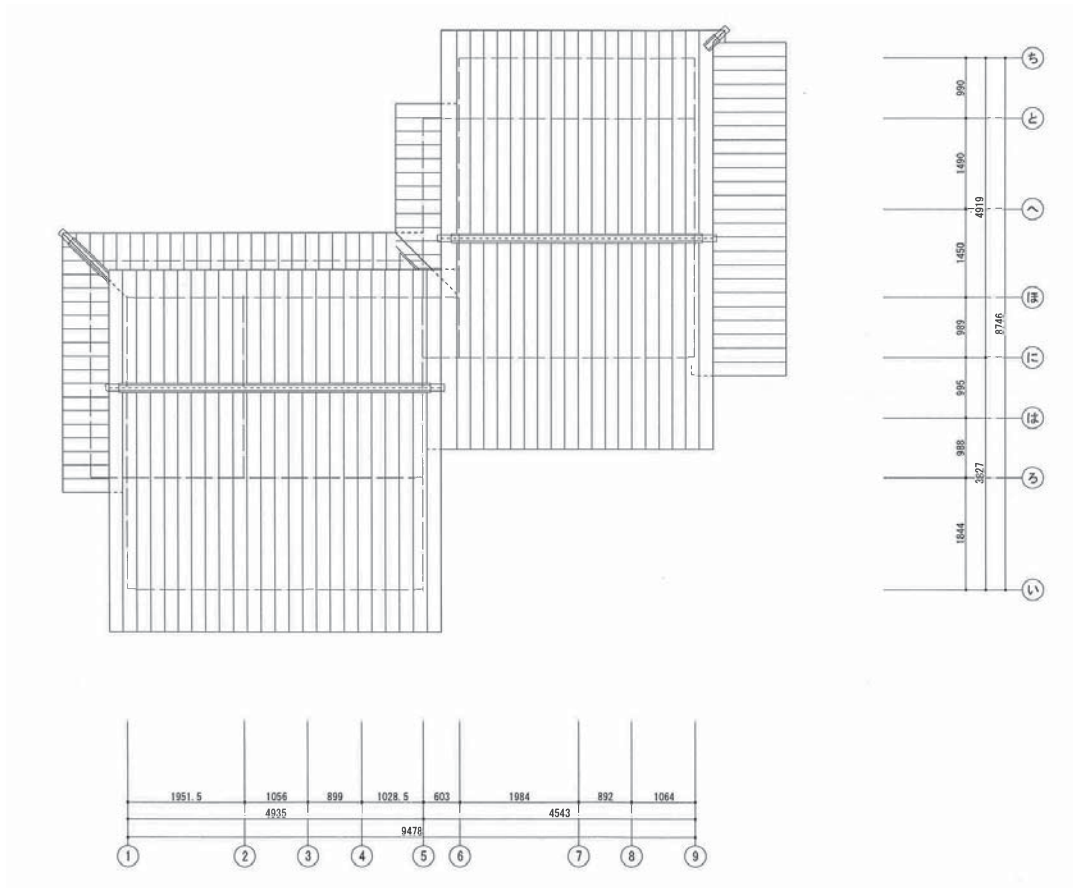
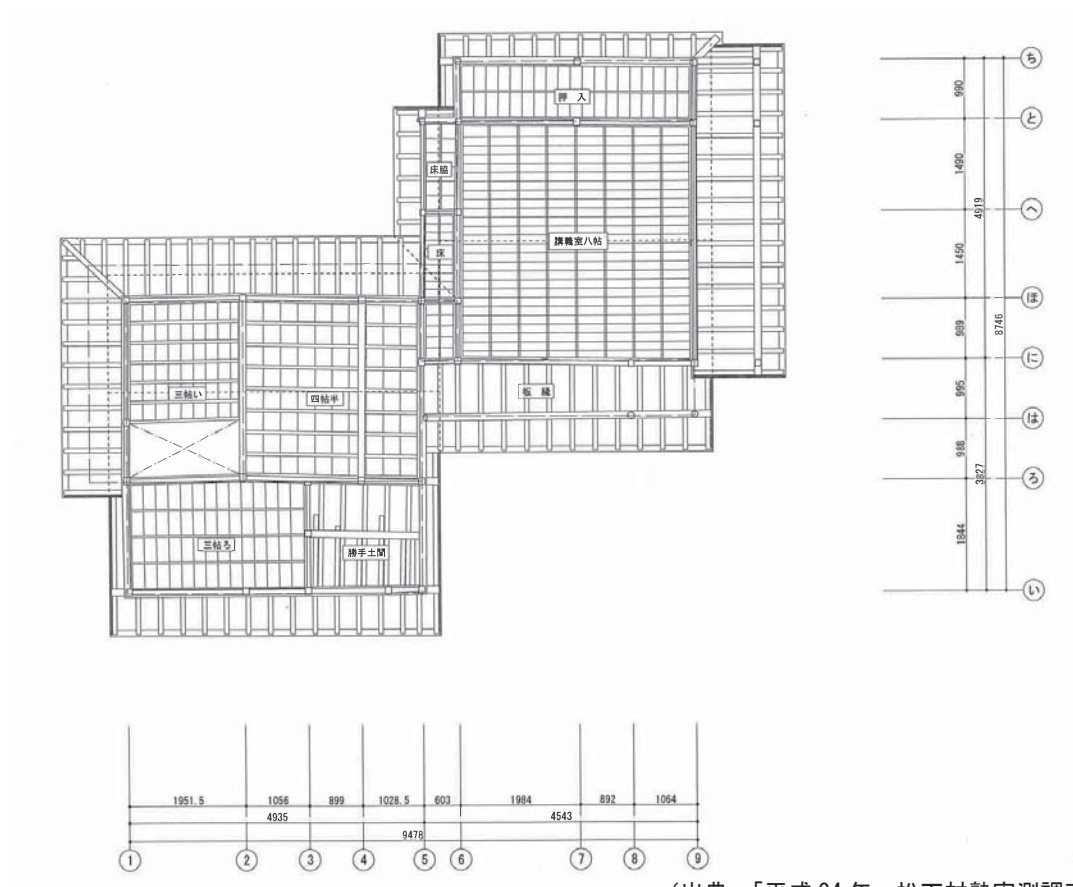


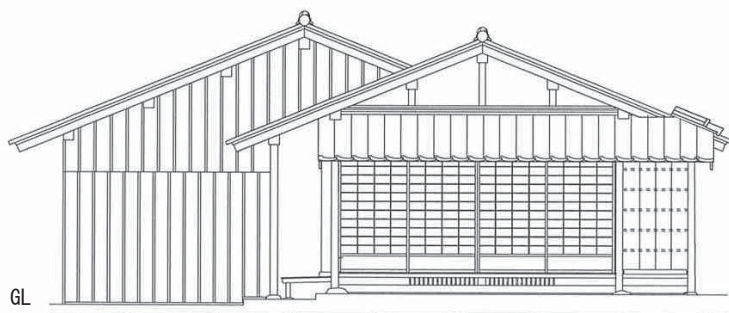
図 2-1-7 屋根伏図



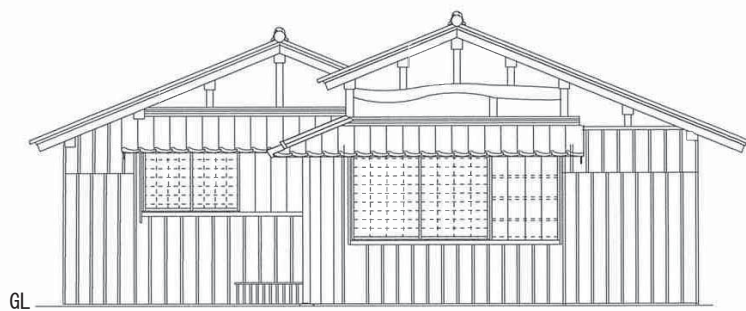
(出典：「平成 24 年 松下村塾実測調査」)

図 2-1-8 天井伏図

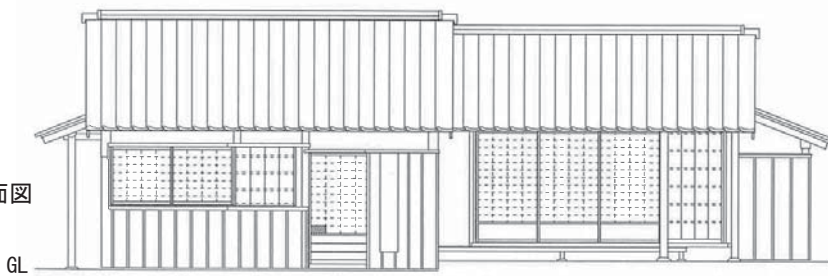
東面立面図



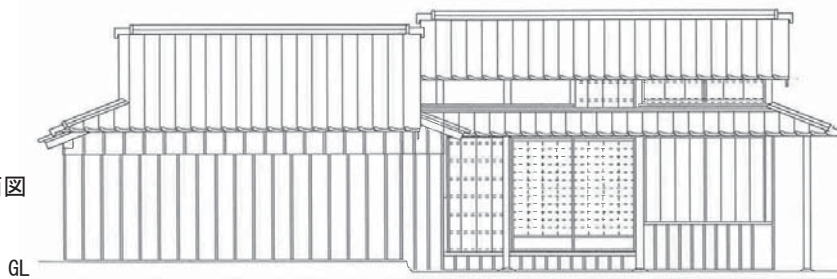
西面立面図



南面立面図



北面立面図



(出典：「平成24年 松下村塾実測調査」)

図2-1-9 立面図

(7) 史跡の本質的価値

①日本の近代化に人材育成の面から貢献した私塾

松下村塾は、開設されていたわずか2年10ヶ月程の間に、高杉晋作、久坂玄瑞、伊藤博文をはじめとする明治維新の立役者のほか、渡辺崋蔵のように造船産業の近代化を担った人物を輩出した。また、吉田松陰は欧米列強の脅威から日本を守るため、海防の強化に必要な知識・技術の習得を切望した兵学者でもあった。

松陰が果たせなかった欧米留学及び工学教育の構想は、松下村塾生の伊藤博文を含む「長州ファイブ」(井上聞多、遠藤謹助、山尾庸三、伊藤俊輔、野村弥吉)により実現された。彼らは、産業革命をとげたイギリスの実態を学び、維新後は明治政府に工部省を開設し、海防強化だけでなく、草創期の明治政府における急進的な殖産興業・富国強兵政策の推進を担った。工部省の長官である工部卿は、大半を萩(長州)藩の出身者が占めている。

このように、松下村塾は、日本が近代化をなしとげていく過程で、重要な役割を担う人材を教育し、人材育成の面から産業の近代化を支えた場所である。

②日本の教育史上貴重な歴史遺産

日本における学校教育制度の成立以前には、各地域で士分を対象とした藩校、庶民等を対象とした私塾、寺子屋などが開設されており、世界的にも高い教育水準を支えた。吉田松陰が主宰し、学問を志すものは身分年齢を問わず入塾を許可した松下村塾と、その教育の先駆けとなった場所である吉田松陰幽囚ノ旧宅は、ともに往時の姿で保存されており、萩(長州)藩の藩校である明倫館をはじめ、江戸時代の代表的な私塾である「咸宜園」(大分県日田市)、「鈴屋」(三重県松阪市)、「適塾」(大阪市)等とともに、教育史上貴重な歴史遺産である。

③吉田松陰の遺品、遺墨とともに保存されてきた史跡

吉田松陰没後、松下村塾は明治25年(1892)頃まで継承されたのち、塾生や家族により遺品・遺墨とともに保存が図られてきた。明治40年(1907)には県社「松陰神社」となり、境内も拡張され、本殿などが整備された。平成21年(2009)には、松下村塾に隣接して宝物殿「至誠館」が開館し、松陰の遺品・遺墨を展示保存し、松陰や塾生の功績への理解を深める場として活用されている。さらに、平成24年(2012)12月には、神社宝物のうち311点が、山口県指定有形文化財「吉田松陰関係資料(松陰神社伝来)」に指定された。このように史跡松下村塾は、松陰神社の境内にあって、吉田松陰が遺した遺品・遺墨とともに保存されてきた遺跡である。

④松下村塾、吉田松陰幽囚ノ旧宅の建築としての価値

松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅は、杉家という下級武士の建物でありながら、移築されたり取り壊されたりすることなく原位置のまま保存が図られてきた点で貴重である。

旧松本村(椿東地区)は半農半士的な性質をもっていた村落であり、旧宅における農作業的な土間の配置をはじめ、土塀ではなく生垣で屋敷地を囲んだ様子な

どに、その性質がよく窺えるとともに、往時の宅地規模及び村落の環境を伝えている。また、旧宅は比較的規模が大きく、萩（長州）藩武家屋敷の特徴的な外観を示している。

⑤周辺環境とともに保存されてきた地域資産

史跡指定地及び松陰神社境内地では、クロマツの大木を中心として緑量のある樹木景観が象徴的である。この景観は椎原地区の自然及び歴史的景観を構成する代表的な要素ともいえる。

また、神社の周辺には、吉田松陰誕生地をはじめ、松陰の師であり松下村塾の創設者である玉木文之進旧宅、伊藤博文など塾生達の旧宅が旧道に沿って現存する。境内の北端に沿って流れる月見川を遡れば、豊かな自然環境とともに、毛利家菩提寺として開基された東光寺及び萩焼創始者窯元などがあり、歴史・伝統技術が息づく地域であることがわかる。このように、本史跡は吉田松陰とその家族、明治維新を先導した塾生達が生きた旧松本村の歴史的環境とともに、長く保存されてきた地域の歴史資産である。

第2項 史跡の構成要素の概要

史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅並びに世界遺産の構成資産松下村塾を構成する要素は、以下に示すとおりである。

(1) 史跡を構成する要素

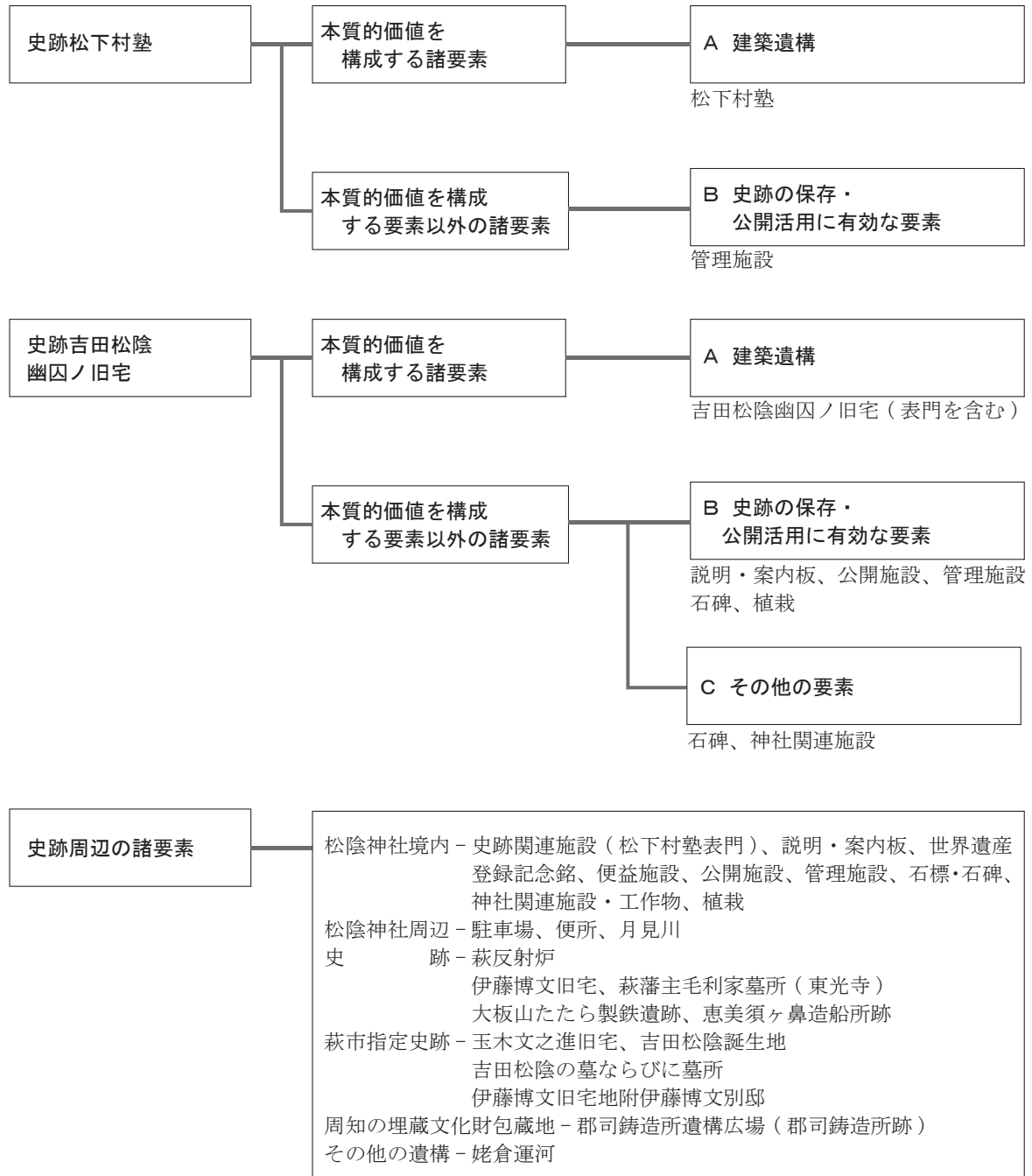


図2-1-10 史跡を構成する要素

①史跡松下村塾

表 2-1-3 本質的価値を構成する諸要素の概要

区分	名称	概要	写真番号
A 建築遺構	松下村塾	建築様式 : 木造切妻造、平屋建 屋根材 : 棧瓦葺 壁 : 土壁（中塗仕上げ）、板張り 基礎（基礎）：礎石基礎 （基壇）：ゴロ太石にて、雨落ちより内側をやや高くしている。 （礎石間はゴロ太石）：壁基礎ゴロ太 柱 : 杉（3寸3分）正角、押角 安政4年（1857）に幽囚室を出た松陰が杉家の隣の宅地の小舎を改修して8畳1室の塾舎とした建物である。西側の10畳半の1室は、安政5年（1858）の増築によるものである。建物の形式は、木造平屋建、切妻造、棧瓦葺である。	①

表 2-1-4 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要

区分	種別	名称	概要	写真番号
B 史跡の保存・公開活用 に有効な要素	説明・案内板	説明板-1	史跡松下村塾の説明板。設置者は萩市教育委員会で、所在地、指定年月日、概要説明を掲示している。木製で切妻銅板葺き屋根と柵が附属している。	②
		説明板-2	史跡松下村塾の説明板。設置者は萩市教育委員会で、所在地、指定年月日、概要説明を掲載している。スチール製、可動式である。	
	石碑	史跡松下村塾石標	（碑文）史蹟松下村塾 大正十一年十一月内務大臣指定 大正十四年三月建設	③
		史跡境界石柱	史跡境界を示す花崗岩製の石柱である。本来は高さ約90cmの石柱だが、現状では、大部分が地中に埋没しており、柱上部は約20cmのみが地上に露出している。「史蹟境界 内務省」と刻まれている。	④
	管理施設	木柵	室内への立入りを禁止する高さ約80cmの柵で、松下村塾の周囲に設置されている。	⑤
		排水施設	松下村塾の西側に、南北方向に側溝と排水枡が設置されている。	⑥
		消火栓	史跡周辺を含め、塾の北東と南東に各1基ずつ設置されている。	⑦
	工作物	石灯籠	（碑文）明治41年11月 従四位瀧野直俊	⑧

②史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅

表2-1-5 本質的価値を構成する諸要素の概要

区分	名称	概要	写真番号
A 建築遺構	吉田松陰 幽囚ノ旧宅	建築様式 : 木造、入母屋造（馬屋部：切妻造）、平屋建（一部中二階） 屋根材 : 棧瓦葺 壁 : 土壁（漆喰仕上げ、中塗仕上げ）、一部腰板張り（杉材） 基礎（基礎）：礎石基礎 （基壇）：ゴロ太石にて、雨落ちより内側をやや高くしている。 （礎石間はゴロ太石）：壁基礎ゴロ太 柱 : 杉・松・栗材、正角、押角 3寸5分 幽囚室は東面の4畳半室であるが、部屋の西面に杉家の仏壇、神祭霊位 吉田家祖霊を祀ってあるため、実際には3畳半の部屋である。松陰の生 家である杉家宅地内の建物で、安政2年（1855）に野山獄から出た松陰 が幽囚室で謹慎し、安政3年（1856）には松陰が講義を開始した場所 である。安政4年（1857）には幽囚室を出て松下村塾に移った。 建物の形式は、木造平屋建、入母屋造、棧瓦葺。茶室、便所、井戸、庭 園施設（灯籠、飛石、石敷き、手水鉢）が附属している。	⑨
	吉田松陰 幽囚ノ旧宅 表門	建築様式 : 棟門 屋根材 : 棧瓦葺 壁 : — 基礎（基礎）：立柱は地覆 （基壇）：控柱は柱状の石柱 （礎石間はゴロ太石）： — 柱 : 栗材5寸3分×4寸3分 表門は幽囚ノ旧宅の西北に位置しており、『明治初年松下村塾附近平面図』 の中でも現在の位置に描かれている。棟門形式、棧瓦葺である。	⑩

表 2-1-6 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要

区分	種別	名称	概要	写真番号
B 史跡の保存・公開活用 に有効な要素	説明・案内板	説明板-1	史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の説明板で、幽囚ノ旧宅北西の式台玄関の前に設置されている。設置者は萩市教育委員会で、所在地、指定年月日、概要説明を掲載している。木製で切妻銅板葺き屋根と柵が附属している。	⑪
		説明板-2	史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の説明板で、幽囚室の東側に設置されている。設置者は萩市教育委員会で、所在地、指定年月日、概要説明を掲載している。スチール製、可動式である。	⑫
		世界遺産登録記念銘	世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産であることを示す23の構成資産共通デザインの記念銘である。平成28年度(2016)設置。本体は耐候性鋼材、基礎は鋳鉄レンガ、規模は地上高170cm、幅80cmである。	⑬
	石碑	史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅石標	大正14年(1925)3月に、幽囚ノ旧宅の式台玄関の前に設置された花崗岩製の石標である。 (碑文) 史蹟吉田松陰幽囚旧宅 大正十一年十一月内務大臣指定 大正十四年三月建設	⑭
		松陰先生實家杉家舊宅石碑	吉田松陰幽囚ノ旧宅表門の前に設置されている。 (碑文) 松陰先生實家 杉家舊宅	⑮
		史跡境界石柱	史跡境界を示す花崗岩製の石柱である。本来は高さ約90cmの石柱だが、現状では大部分が地中に埋没しており、柱上部は約20cmのみが地上に露出している。「史蹟境界 内務省」と刻まれている。	⑯
	管理施設	木柵	室内への立入りを禁止する高さ約80cmの柵で、幽囚ノ旧宅の周囲に設置されている。	⑰
		参道	昭和29年(1954)、幽囚ノ旧宅の南側に設置された本殿に続く石張りの参道である。	⑱
		排水施設	幽囚ノ旧宅の南側の参道沿いに側溝が設置されている。	⑲
		消火栓	史跡の北側境界沿いに1基設置されている。	⑳
		照明	幽囚ノ旧宅の東側の参道沿いに1基設置されている。	㉑
	植栽	クロマツ 生垣	幽囚ノ旧宅西側に樹高10mを越えるクロマツが3本生育している。また、『明治初年松下村塾附近平面図』に描かれているように、史跡境界に沿って、高さ約1.4m、幅約0.6mのベニカナメモチの生垣が植栽されている。	㉒

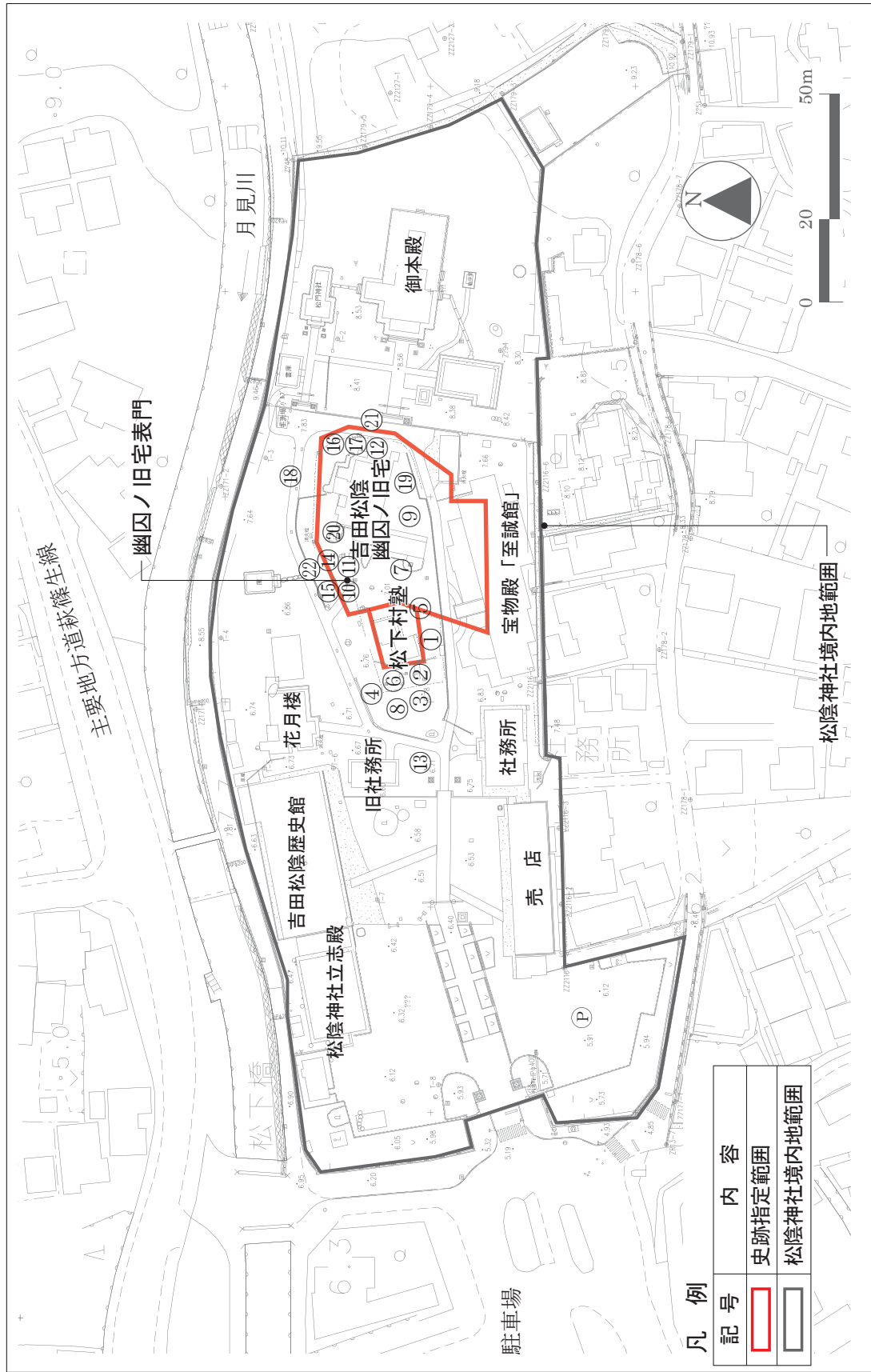


图 2-1-11 写真位置图



写真① 松下村塾全景（南面）



写真② 松下村塾の説明板



写真③ 松下村塾の石標



写真④ 史跡境界石柱



写真⑤ 松下村塾の木柵



写真⑥ 排水施設



写真⑦ 消火栓



写真⑧ 石灯籠



写真⑨ 吉田松陰幽囚ノ旧宅（幽囚室）



写真⑩ 吉田松陰幽囚ノ旧宅 表門



写真⑪ 吉田松陰幽囚ノ旧宅の説明板



写真⑫ 説明板 - 2



写真⑬ 世界遺産登録記念銘



写真⑭ 吉田松陰幽囚ノ旧宅の石標



写真⑮ 松陰先生實家杉家舊宅石碑



写真⑯ 史跡境界標柱



写真⑰ 吉田松陰幽囚ノ旧宅の木柵



写真⑱ 参道



写真⑲ 排水施設



写真⑳ 消火栓



写真㉑ 照明設備



写真㉒ 生垣等の植栽

(2) 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素

表 2-1-7 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素の概要

名 称	概 要	概 要
松下村塾	<p>安政4年(1857)に、幽囚室を出た松陰が杉家の隣の宅地の小舎を改修して8畳1室の塾舎とした建物である。西側の10畳半の1室は、安政5年(1858)に塾生を中心に増築したものである。建物の形式は木造平屋建、切妻造(屋根形状の一つ)、棧瓦葺(瓦を用いた屋根仕上げの一つ)である。</p>	
吉田松陰 幽囚ノ旧宅	<p>松陰の生家である杉家宅地内の建物で、安政2年(1855)に野山獄から出た松陰が幽囚室で謹慎し、安政3年(1856)には松陰が講義を開始した場所である。幽囚室は東面の4畳半であるが、部屋の西面に杉家の仏壇、神祭霊位吉田家祖霊を祀ってあるため、実際には3畳半の部屋である。安政4年(1857)には幽囚室を出て松下村塾に移った。建物の形式は、木造平家建、入母屋造(屋根形状の一つ)、棧瓦葺。茶室、便所、井戸、庭園施設(灯籠、飛石、石敷き、手水鉢)が附属している。</p>	
吉田松陰 幽囚ノ旧宅 表門	<p>表門は吉田松陰幽囚ノ旧宅の北西に位置しており、「明治初年松下村塾附近平面図」の中でも現在の位置に描かれている。棟門(屋根付き門の一つ)、棧瓦葺である。</p>	

(参照:「萩地区管理保全計画」)

(3) 史跡を構成する要素と顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素の関係

表2-1-8 史跡と世界遺産における価値を構成する要素の比較

	史跡の保存管理計画における 本質的価値を構成する要素	世界遺産のCMPにおける 顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素
価値を構成 する諸要素	松下村塾	松下村塾
	吉田松陰幽囚ノ旧宅（表門を含む）	吉田松陰幽囚ノ旧宅 吉田松陰幽囚ノ旧宅表門

CMPにおいては吉田松陰幽囚ノ旧宅の旧宅本体と表門を分けて構成要素としているが、保存管理計画における史跡の本質的価値を構成する要素では、分けていない。

CMPにおける構成要素は全て、史跡の保存管理計画に記載している要素に含まれている。

第3項 構成要素の現状及び課題

史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅の諸要素の現状及び課題は、以下に示すとおりである。

(1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題

①史跡松下村塾

表2-1-9 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題

区別	名称	現 状	課 題
A 建築 遺構	松下村塾	<ul style="list-style-type: none"> 床組及び床板の劣化・腐朽の進行、各部材の収縮による間隙の発生・拡大、建具の変形、軸組の変形と思われる仕口部分の開き（間隙）が見られる。 畳表の損耗が著しい。 外壁板に雨落ちの跳ね返りが原因と思われる腐朽が見られる。 周辺地盤が雨水によって流出している状況も見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕口部分の開きが多い。 建物周辺地盤の土砂流出の対策が必要である。 現状の建物実測図の中に部材の材質及び傷みの状況をまとめ、部材の修理根拠図として用意する等、現有資料に手を加え準備する。

②史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅

表2-1-10 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題

区別	名称	現 状	課 題
A 建築遺構	吉田松陰 幽囚ノ旧宅 (表門を含む)	<p>(吉田松陰幽囚ノ旧宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・底等の杉皮・板材に傷みが見られる。 ・天保年間頃の建築当時の原型をよく留めている(茶室は明治末期の増築)。 ・床組及び床板の劣化・腐朽の進行、各部材の収縮による間隙の発生・拡大、建具の変形、軸組の変形と思われる仕口部分の開き(間隙)が見られる。 ・特に納屋部分の変形、劣化・腐朽の進行が顕著である。 <p>(表門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況は良好である。 ・柱材の根元は同形状の石材により腐朽防止されている。 ・柱は地覆上に建てられ、地覆は両側を板石で挟まれている。 ・周辺表土が流出している。 	<p>(吉田松陰幽囚ノ旧宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕口部分の開きが多い。 ・建物周辺地盤の土砂流出の対策が必要である。 ・現状の建物実測図の中に部材の材質や傷み状況をまとめ、部材の修理根拠図として用意する等、現有資料に手を加え準備する。 <p>(表門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕口部分の開きが多い。 ・現状の建物実測図の中に部材の材質や傷み状況をまとめ、部材の修理根拠図として用意する等、現有資料に手を加え準備する。 ・表土の補充・締め固めを行うとともに、排水路の現状について確認を行う。

(2) 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素における現状及び課題

①史跡松下村塾

表2-1-11 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の現状及び課題

区分	種別	名称	現 状	課 題
B 史跡の保存・公開活用に有効な要素	説明・案内板	説明板-1	説明板を囲む木柵の一部に腐食や損傷が見られる。	腐食及び損傷の拡大が懸念される。
		説明板-2	現況は良好である。	経年変化による劣化が懸念される。
	管理施設	史跡松下村塾石標	現況は良好である。	特に課題は見られない。
		木柵	現況は良好である。	特に課題は見られない。
		排水施設	降雨等による土砂の洗掘が見られる。	排水溝・排水柵が露出している箇所がある。
		消火栓	現況は良好である。	特に課題は見られない。
		石灯籠	現況は良好である。	組積造であり、耐震性がない。

②史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅

表2-1-12 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の現状及び課題

区分	種別	名称	現 状	課 題
B 史跡の保存・公開活用 に有効な要素	説明・案内板	説明板-1	説明板を囲む木柵の一部に腐食・損傷が見られる。	腐食・損傷の拡大が懸念される。
		説明板-2	現況は良好である。	経年変化による部材の劣化が懸念される。
		世界遺産登録記念銘	現況は良好である。	特に課題は見られない。
	石碑	史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅石標	現況は良好である。	経年変化による部材の劣化等が懸念される。
		松陰先生實家杉家舊宅石碑	現況は良好である。	経年変化による部材の劣化等が懸念される。
	管理施設	史跡境界石柱	地中に埋没しているもの、史跡範囲と石柱の位置が合致しないものも見られる。	石柱の再設置が必要である。
		木柵	基礎石の上に据えられており、現況は良好である。	経年変化による日焼け及び劣化が生じる可能性がある。
		参道	現況は良好である。	季節や日によっては参道から来訪者があふれることがある。
		排水施設	降雨等による土砂の洗掘のため、排水溝・排水柵が露出している箇所もある。	排水溝や排水柵が露出している箇所の補修を行う。
		消火栓	現況は良好である。	経年変化による機能不全や不具合が考えられる。
		照明	現況は良好である。	電線による史跡景観への影響が見られる。
	植栽	生垣	史跡の周囲のイスノキの生垣は、部分的に生育状況が不良のもの又は区画が不明瞭なものがある。	踏圧等により生垣の輪郭が曖昧な部分がある。
		クロマツ	クロマツは良好に保存されている。	特に課題は見られない。

第2節 萩地域の概要、価値、現状及び課題

第1項 萩地域の概要

萩市は、城下町や明治維新胎動の地として知られる歴史あるまちである。また、リアス式の海岸線は北長門海岸国定公園の一角を占め、山陰地方随一の風光明媚な景観を誇り、近年では注目されている阿武火山群など自然環境にも恵まれた山陰の代表的な都市の1つである。

萩は、慶長9年（1604）、関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元が防長二州 36 万石の居城として萩に築城したことに始まり、明治維新に至るまでの約 260 年間、萩は防長二州の中心として栄えた。その城下町のたたずまいや町割りなどが現在でもよく残されていることから、『古地図で歩けるまち』として知られ、萩市内の各地に点在する文化遺産群を「まちじゅう博物館」と称して歴史遺産を生かしたまちづくりを展開している。

(1) 自然環境

萩市は、山口県の北部に位置し、総面積は 698.79 km²で、県土の 11.4%に当たる。市域の北部は阿武町を取り巻く形で日本海に面し、東部は島根県（益田市、津和野町）と接し、南東部は山口市、西部は長門市、美祢市に接している。延長 35 kmに及ぶ海岸線は、北長門海岸国定公園に指定されており、沖合には見島、大島、相島、櫃島等数々の島が点在している。

地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地で、南部の市境界付近に標高 700m を超える山々が連なっている。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある旧萩市街地とその周辺地にみられ、丘陵地は旧萩市街地の北東側に位置し、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている。その他は大半を山地が占める。河川は、北部では田万川が田万川地域と須佐地域の山間部の大半を流域として、中部では大井川が福栄地域の一部を流域として、それぞれ日本海へと注ぐ。また、南部では阿武川が山口市北部を源として蔵目喜川、佐々並川、明木川等の支流を集め、北部では松本川と橋本川に分かれて日本海へと注ぐ。松本川と橋本川の間には広大な三角州が形成され、ここに城下町が築かれた。



図2-2-1 萩市の位置

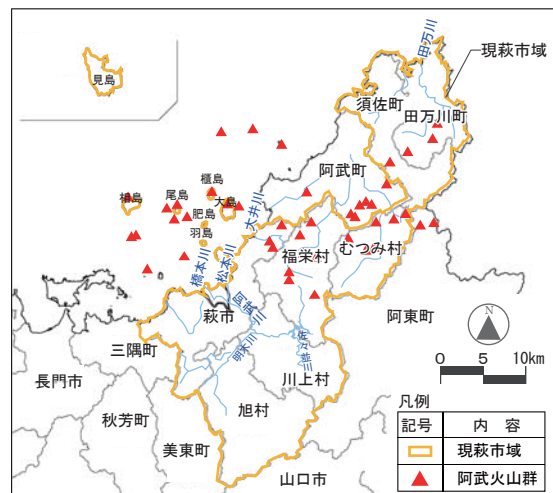


図2-2-2 市町村再編前の萩市周辺

(2) 社会環境

萩市の人口は、昭和40年（1965）には約84,000人であったが、その後は減少傾向にあり、平成29年（2017）1月には49,698人となっている。世帯数や1世帯当たりの人員についても減少を続けており、核家族や一人暮らしの高齢者が増加している。

萩市の商業は、人口減少や長引く景気低迷、大型店との競合、経営者の高齢化と後継者不足等、厳しい状況にある。こうした中、中心部の商店街では、空き店舗を利用して農産物直売所と農家レストランを整備し、商店街駐車場等の整備と併せ、商店街のにぎわいを取り戻すことに一定の効果をもたらしている。

観光は、美しい自然と城下町のたたずまい、明治維新にゆかりの史跡等数多くの文化財に恵まれ、全国有数の観光地として発展してきた。萩市を訪れる観光客の総数は、平成13年（2001）以降増減を繰り返し、年間230万人～250万人の間で推移している。観光客の内訳としては、県外客が平成16年（2004）から増加傾向に転じている一方、県内客は平成16年（2004）をピークに増減を繰り返している。宿泊客数は平成17年（2005）以降は増加しており、平成19年（2007）で約50万人となっている。

萩市の土地利用状況は地目別民有地面積で見ると、山林の利用が最も多く35,150haで全体の81.4%を占めている。田の利用は4,073ha（9.4%）であり、畑（1,972ha、4.6%）と合わせ、耕作地としてみると14.0%となる。（下図参照）

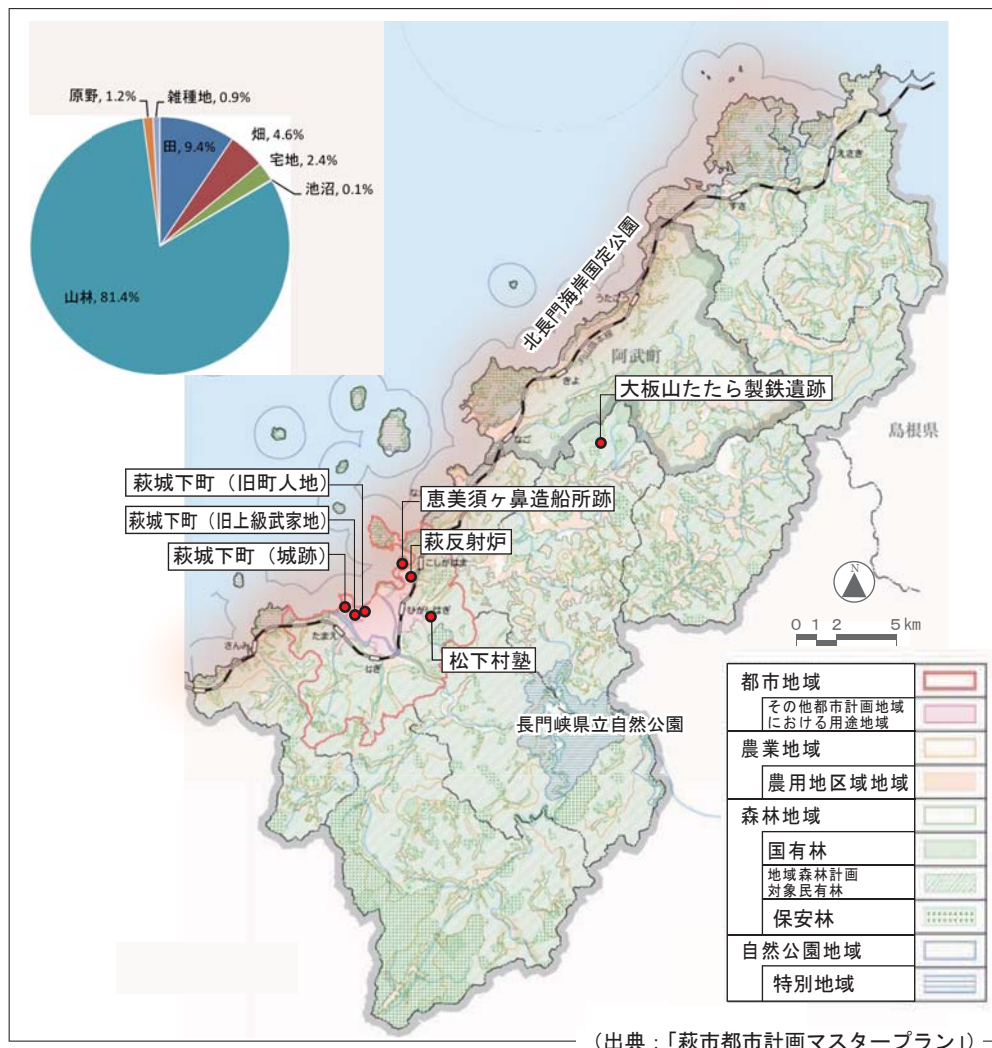


図2-2-3 土地利用図

萩市における都市計画の指定状況では、都市計画区域が 5,922ha であり、市域の 8.5%を占めている。用途地域は 885ha であり、割合は住居系が最も多く 74%を占め、工業系が 14%、商業系が 12%となっている。近年、幹線道路の整備等に伴う土地利用の転換により、適切な土地利用の誘導を図るため、用途地域の見直しが必要となっている地域もみられる。

また、都市計画区域内に重要伝統的建造物群保存地区が 3 地区（堀内、平安古、浜崎）、特別用途地区として歴史文化地区が 1 地区指定されている。（図 2-2-4 参照）

この他、自然公園法の規定に基づき萩市の沿岸部の大半が北長門海岸国定公園に、山口県立自然公園条例により東部の山地が長門峡県立自然公園に指定されている。（図 2-2-3 参照）

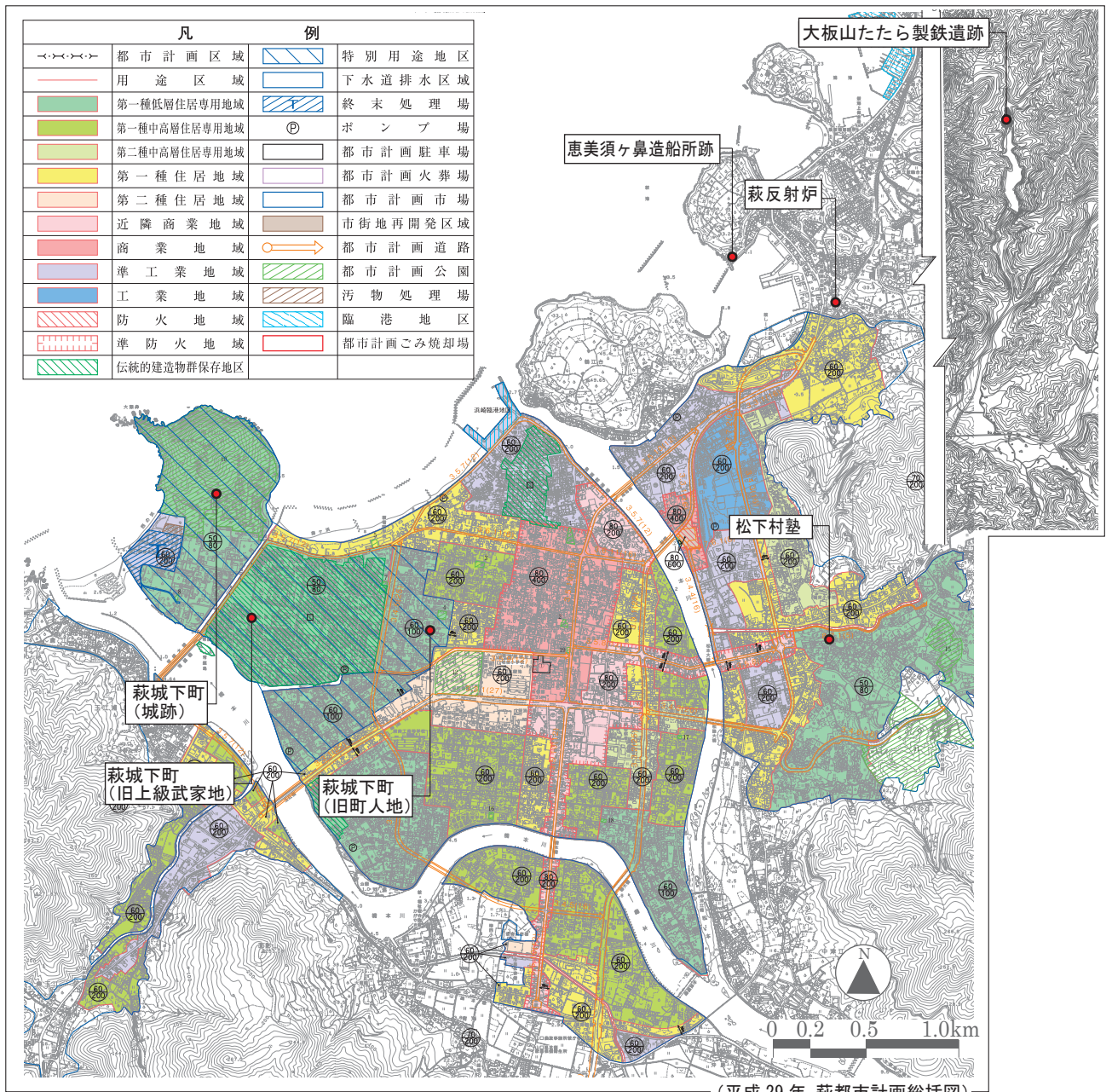


図 2-2-4 用途地域図

(3) 歴史環境

萩市の歴史は古く、日本書記に長門国の五郡の一つとして登場する「阿武郡」にまで遡る。また、古墳や中世の山城跡等数多くの歴史的な遺産が存在するが、これらの多くは山林等に埋没して遺存している。10世紀前後には、長門国阿武郡は周防国とともに後白河院の知行する阿武御領と呼ばれるようになり、東大寺の再建の際には用材の切出しが行われ、阿武川、大井川流域ではそれにまつわる言い伝えも残されている。その後、大内氏、毛利氏による防長支配や広くは中国地方の統治の時代が長く続いたが、毛利輝元による萩（長州）藩の開府により、現在の萩市の市街地の基盤となる城下町が建設され、周辺市域の大半は廃藩置県に至るまでの260年間、萩（長州）藩及びその支藩である徳山藩の所領となった。

江戸時代、萩の城下町は、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いに敗れ、領地を中国地方8か国から周防、長門の2か国に削封された毛利輝元により、阿武川の支流、橋本川と松本川に囲まれた三角州上に建設された。毛利輝元は、慶長9年（1604）に三角州の北西端に位置する指月山とその山麓に萩城を築城し、城下町の建設に着手した。三角州内に城郭・武家地・町人地・寺社地を配置し、三角州全体を総構とした。城下町の基盤となる三角州は、標高143mの指月山の裾に広がり、城郭としては、指月山山頂に要害、その麓に本丸と二の丸が配置された。砂堆地には主に上級武家地・寺院・町人地を、自然堤防上には主に中下級武家地・百姓地を配置した。城下の街路は、御成道の一部をなす呉服町の通りを中心とした東西方向の通りを基軸に碁盤の目状に配され、通りの両側に各町が形成された。現在でも、大半がそのままの幅員で市街地の街路として継承されている。また、城下町の整備の中で開削された藍場川・新堀川等の水路は、洪水調整のみならず、人や物資の運搬経路・農業用水・防火用水・生活用水等にも利用され、街路とともに近代以降も市民の生活基盤として利用・継承されてきた。

明治維新後、江戸時代の城郭や城下町の基盤の上に展開した武家地・町人地・寺社地は、近代以降もそれぞれの特徴を活かした新たな展開をみせた。萩城の天守・矢倉等は解体されたが、これらが立地した石垣及び建造物の礎石は今なお完全な形で遺存している。萩城三の丸を中心とする上級武家地は旧士族授産のための夏みかん畑に転用され、中下級武家地はその多くが宅地内に夏みかん畑のある緑豊かな住宅街を形成した。町人地は萩の経済を先導し、近世の町家を指標にして町家の改造・新築が進められた。寺社地も寺院・神社の統廃合があったものの、ほぼそのままの位置に存続した。公共施設等は主に後背湿地に設けられ、鉄道（JR山陰本線）は三角州の周縁部に迂回して敷設された。また、文久3年（1863）に藩庁が山口に移され、そのまま山口が県都となったことから、萩では大規模な都市開発等もなく、近代以降も城下町としての基本構造は変わることなく現在まで受け継がれ、近世城下町の典型的な土地利用の在り方を今に伝えてきた。三角州内は、今でも江戸時代の地図がそのまま使え、江戸時代から戦前期までの建物が約1,600棟、礎石・水路石垣・石橋・門等の工作物が約1,000基、土塀・石塀・生垣等が約2,300も残り、近世の都市遺産が溢れている。

なお萩市では、平成30年(2018)に「明治維新150年」の節目の年を迎えるにあたり、「明治維新胎動の地」として近代日本の扉を開いた先達の歴史をひもとき、維新の精神を風化させることなく、幕末・維新の萩物語を将来につなげていくため、記念事業を展開することとしている。

表2-2-1 萩(長州)藩を中心とした明治維新年表

元号(西暦)	月 日	事 跡
文久3年 (1863)	5月10日	〔攘夷決行〕下関海峡において、アメリカの商船を砲撃する。同月23日にはフランスの通報艦、同月26日にはオランダ軍艦を砲撃する。
	5月12日	〔長州ファイブ密航留学〕志道聞多(井上馨)・山尾庸三・野村弥吉(井上勝)・伊藤俊輔(博文)・遠藤謹助は英国に密航留学する。
	6月7日	〔奇兵隊結成〕高杉晋作が奇兵隊を結成し、初代総督となる。
	8月18日	〔8月18日の政変〕会津藩・薩摩藩を中心とした公武合体派がクーデターを起こし、萩(長州)藩は京都堺町御門警護の任を解かれ、三条実美ら七卿も罷免されて長州に走る。世にこれを七卿落ちという。
	9月1日	〔女台場完成〕6月9日に菊ヶ浜に土塁の築造を命ずる。6月25日に着工し、9月1日にほぼ完成する。女台場(おなごだいば)という。
元治元年 (1864)	6月5日	〔池田屋の変〕京都池田屋の変で吉田稔麿(24歳)が闘死する。
	7月19日	〔禁門の変〕禁門の変(蛤御門の変)が起こり、萩(長州)藩は敗れる。久坂玄瑞(25歳)、入江九一(28歳)などが戦死・自刃する。6月5日に京都池田屋の変で吉田稔麿(24歳)が闘死し、この年、松下村塾「四天王」のうち3人が死去する。
	8月2日	〔第1次長州征伐〕7月23日に萩(長州)藩追討の勅命が下り、幕府は萩(長州)藩征伐を諸侯に命令する。
	8月5日	〔下関戦争〕英・米・仏・蘭の四カ国連合艦隊が下関を砲撃し、萩(長州)藩兵はこれに対して3日間にわたり応戦する。
	12月15日	〔晋作挙兵〕高杉晋作が下関(赤間ヶ関)で挙兵する。
慶応元年 (1865)	3月23日	〔藩論統一〕萩(長州)藩主毛利敬親は、幕府に対しては恭順を旨とするが、藩内においては富国強兵・武備の充実に努めるという、武備恭順の方針に藩論を統一する。
	4月12日	〔第2次長州征伐〕幕府は長州征伐を再度命ずる。
慶応2年 (1866)	1月21日	〔薩長同盟〕木戸孝允は西郷隆盛らと会議して萩(長州)藩と薩摩藩の政治的・軍事的同盟の締結を行う。
	6月7日	〔四境戦争〕2月12日幕府軍は四境を包囲しようとする。毛利敬親は、諸臣に抗幕戦の準備を命ずる。6月7日幕府軍が進撃し大島口で戦いの口火が切られ、四境戦争が始まる。
慶応3年 (1867)	4月14日	〔高杉晋作没〕高杉晋作(29歳)が馬関で病死する。
	12月9日	〔王政復古〕江戸幕府を廃絶し、摂政・関白等の廃止と三職の設置による新政府の樹立を宣言する。
明治元年 (1868)	1月2日	〔戊辰戦争〕萩(長州)藩・薩摩藩を中核とした新政府軍と旧幕府軍の戦い。1月2日の鳥羽・伏見の戦いから始まり、明治2年5月18日函館戦争において旧幕府軍が降伏し終結する。
	3月14日	〔五箇条の御誓文〕明治天皇が示した明治政府の基本方針。
	10月23日	〔明治維新〕明治天皇即位。改元の詔書が出される。

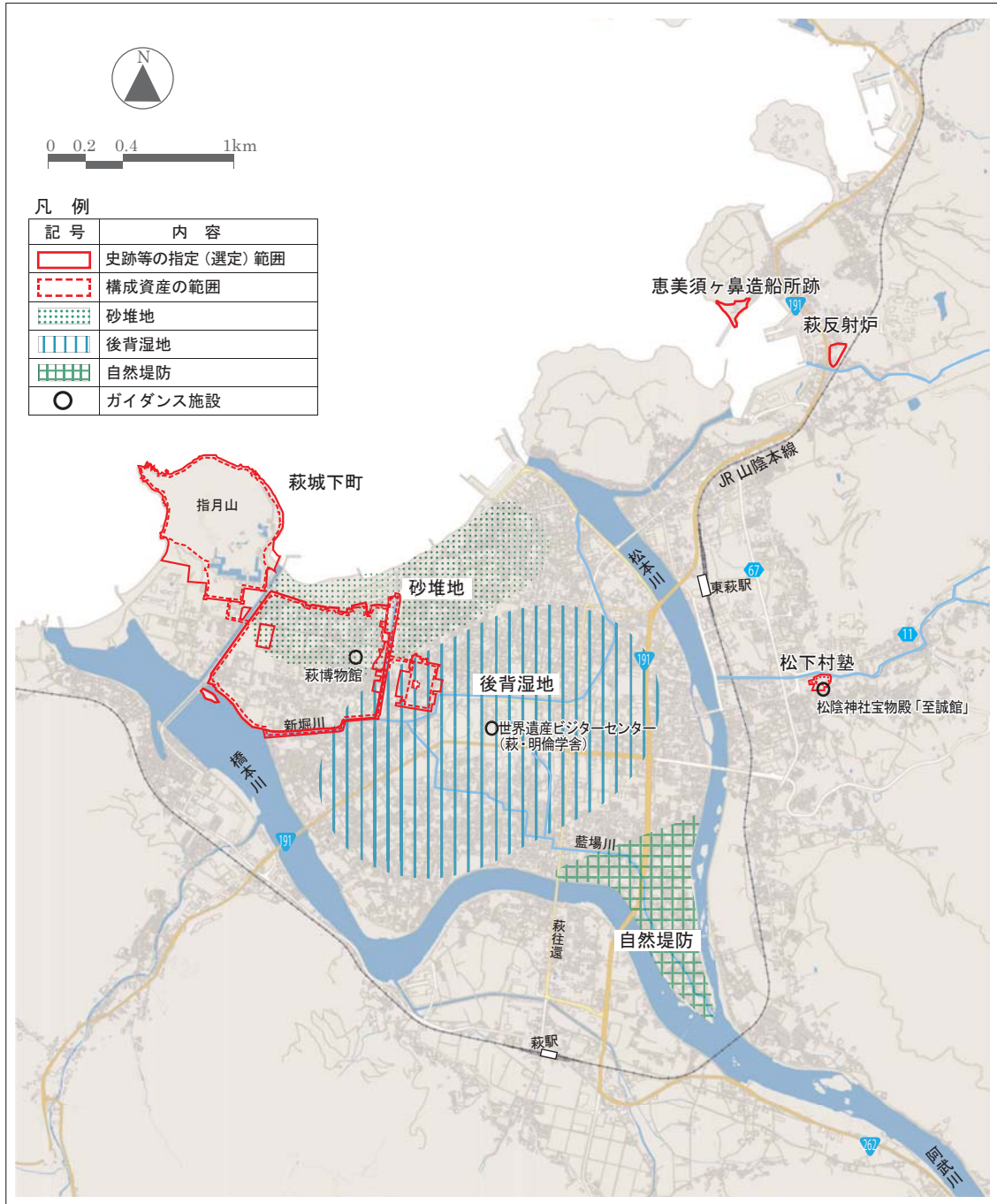


図 2-2-5 三角州及びその周辺図

(4) 文化財の状況

萩市には、下表に示す通り、国指定文化財（登録などを含む）53件、県指定文化財32件、市指定文化財135件、合計220件の文化財がある。（平成28年（2016）4月1日現在）

表2-2-2 所在地別文化財件数一覧

平成28年（2016）4月1日現在

国指定文化財件数一覧		計	県指定文化財件数一覧		計
重要文化財	建造物	8	有形文化財	建造物	6
	絵画	1		絵画	1
	彫刻	3		彫刻	5
	工芸品	2		工芸品	0
	書跡	1		書跡	3
	典籍	0		典籍	0
	古文書	0		古文書	0
	考古資料	0		考古資料	2
	歴史資料	1		歴史資料	1
重要無形文化財	芸能	0	無形文化財	芸能	0
	工芸	0		工芸	1
重要民俗文化財	有形	1	民俗文化財	有形	0
	無形	0		無形	3
記念物	史跡	14	記念物	史跡	4
	名勝	1		名勝	0
	名勝及び天然記念物	1		天然記念物	6
	天然記念物	7			
記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択されたもの		1	計		32
重要伝統的建造物群保存地区		4			
登録有形文化財		8			
計		53			

市指定文化財件数一覧		計
有形文化財	建造物	26
	絵画	13
	彫刻	17
	工芸品	13
	書跡	3
	典籍	0
	古文書	1
	考古資料	2
	歴史資料	1
無形文化財	芸能	0
	工芸	1
民俗文化財	有形	3
	無形	10
記念物	史跡	20
	名勝及び天然記念物	1
	天然記念物	17
伝統的建造物群保存地区		0
歴史的景観保存地区		7
計		135

また、文化財の保存・活用に関しては、『萩市歴史的風致維持向上計画（平成20年（2008）12月）』に次のように示している。

（文化財の保存・活用の現況と今後の方針）

- 保存管理計画を策定している文化財は、その基本方針、各種規制に従って適正な保存管理を行っており、今後ともその計画に基づき保存管理を進める。
- 保存管理計画を定めていない指定文化財は、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に対して、個別案件ごとに許可制による行為の規制を行っている。今後、より一層の保護措置を講じるため、所有者と萩市が協働して保存管理計画の策定を進める。
- 今後とも指定文化財の一般公開を行い、歴史、文化を紹介する催し物の開催など、文化財の活用を広く発信する。未指定の文化財については、必要に応じて復元、修理などの保護措置を講じ、所有者との合意に基づき一般公開を進める。

（出典：『萩市歴史的風致維持向上計画』）

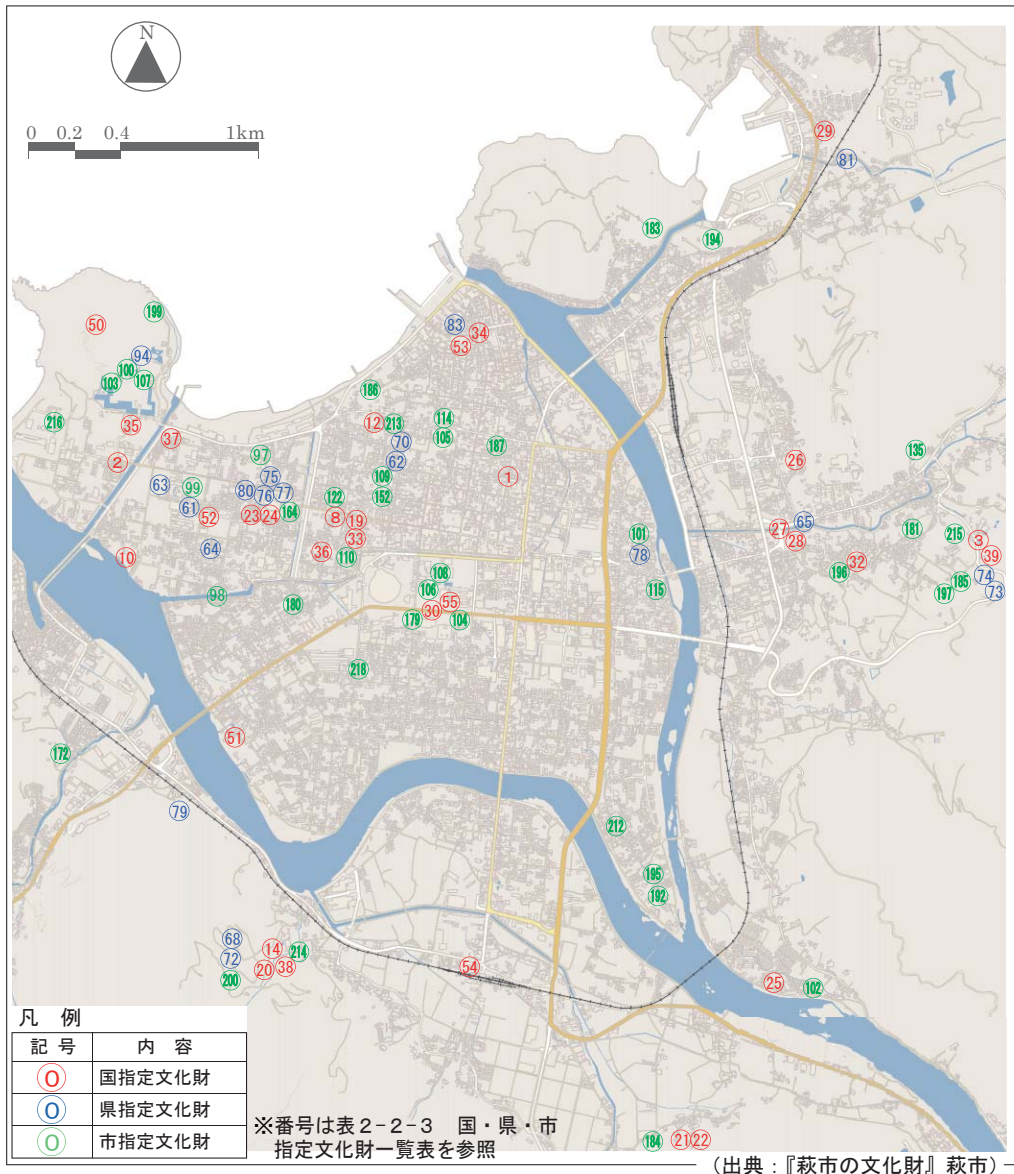


図2-2-6 指定文化財位置図（三角州及びその周辺）

表2-2-3 国・県・市指定文化財一覧表（三角州及びその周辺）

国指定文化財		県指定文化財		市指定文化財	
	【重要文化財】		【有形文化財】		【有形文化財】
1	(建造物) 常念寺表門	61	(建造物) 萩学校教員室	97	(建造物) 旧周布家長屋門
2	(建造物) 旧厚狭毛利家 萩屋敷長屋	62	(建造物) 長寿寺十三重塔	98	(建造物) 平安橋
3	(建造物) 東光寺	63	(建造物) 旧福原家萩屋敷門	99	(建造物) 問田益田氏旧宅土塀
8	(建造物) 菊屋家住宅	64	(建造物) 旧梨羽家書院	100	(建造物) 旧福原家書院
10	(建造物) 口羽家住宅	65	(建造物) 花月楼	101	(建造物) 小川家長屋門
12	(建造物) 熊谷家住宅	68	(彫刻) 木造釈迦如来坐像	102	(建造物) 龍藏寺観音堂
14	(建造物) 大照院	70	(彫刻) 木造不動明王立像	103	(建造物) 花江茶亭
19	(絵画) 絹本著色春冬山水図	72	(彫刻) 木造義翁和尚倚像	104	(建造物) 明倫館遺構 観徳門
20	(彫刻) 木造赤童子立像	73	(書跡) 三祖師号	105	(建造物) 明倫館遺構 聖廟
21	(彫刻) 木造聖観音立像	74	(書跡) 木額・柱聯・ 榜牌・同下書	106	(建造物) 明倫館遺構 南門
22	(彫刻) 木造千手観音立像	75	(書跡) 石屏子介禅師墨蹟	107	(建造物) 明倫館遺構 万歳橋
	【重要無形文化財】	76	(考古資料) 見島ジーコンボ 古墳群出土品	108	(建造物) 明倫館遺構 聖賢堂
26	(工芸技術) 萩焼保持者 三輪節夫	77	(考古資料) 円光寺古墳出土品	109	(建造物) 端坊鐘楼
	【史跡】	78	(歴史資料) 毛利氏日明貿易 関係資料	110	(建造物) 円政寺内金毘羅社社殿
27	松下村塾		【無形文化財】	114	(建造物) 亨徳寺三門
28	吉田松陰幽囚ノ旧宅	79	(工芸技術) 萩焼保持者 野坂康起	115	(建造物) 奥平家長屋門
29	萩反射炉			122	(建造物) 旧久保田家住宅
30	旧萩藩校明倫館	80	(工芸技術) 萩焼保持者 波多野善蔵	135	(彫刻) 木造薬師如来坐像
32	伊藤博文旧宅			152	(工芸品) 端坊梵鐘
33	木戸孝允旧宅	81	(工芸技術) 萩焼保持者 岡田 裕	153	(工芸品) 不動明王立像
34	旧萩藩御船倉			164	(古文書) 大井八幡宮文書
35	萩城跡		【無形民俗文化財】		【無形文化財】
36	萩城城下町 萩藩主毛利家墓所	83	住吉神社「お船謡」	172	玉江浦「天狗拍子」
37	天樹院		【史跡】		【史跡】
38	大照院	86	萩焼古窯跡群	179	萩城下街割原標石
39	東光寺		【天然記念物】	180	村田清風別宅跡
	【天然記念物】	94	志都岐山神社のミドリヨシノ	181	玉木文之進旧宅
44	明神池			183	八橋検校の碑
45	笠山コウライタチバナ自生地			184	小倉四賢墓所
50	指月山			185	吉田松陰の墓ならびに墓所
	【重要伝統的建造物群保存地区】			186	菊ヶ浜土塁(女台場)
51	萩市平安古地区			187	野山獄・岩倉獄跡
52	萩市堀内地区			192	旧湯川家屋敷
53	萩市浜崎			194	長添山古墳
	【登録有形文化財】			195	桂太郎旧宅
54	萩駅舎			196	伊藤博文旧宅邸 附 伊藤博文別邸
55	明倫小学校本館			197	吉田松陰誕生地
					【天然記念物】
				199	指月山のミカドアゲハ
				200	大照院の大フジ
					【歴史的景観保存地区】
				212	藍場川及び藍場川周辺地区
				213	今魚店地区
				214	大照院付近
				215	東光寺及び吉田松陰誕生地付近
				216	堀内地区
				218	藍玉座跡土塀

※各文化財の位置は図2-2-6を参照。

(出典：『萩市の文化財』萩市)

第2項 萩地域の価値

萩地域には近世を中心に数多くの歴史的に価値の高い建造物、遺跡や町割りなどが今なお残っており、地域の歴史的風致の形成に寄与している。

三角州は萩（長州）藩の城下町であり、萩城を構成していた石垣・堀がほぼ残っている史跡萩城跡（写真1）、武家屋敷である重要文化財口羽家住宅や旧厚狭毛利家萩屋敷長屋、萩（長州）藩の施設である史跡旧萩藩校明倫館及び旧萩藩御船倉、社寺では史跡萩藩主毛利家墓所を形成する天樹院、浄土宗寺院である重要文化財常念寺表門、藩の御用達商人の住宅であった重要文化財菊屋家住宅及び熊谷家住宅、城下町の町並みが面として残っている伝統的建造物群保存地区堀内地区・平安古地区・浜崎及び史跡萩城城下町などがある（写真2）。

三角州周辺から萩市全域には、史跡萩藩主毛利家墓所を形成する天樹院・大照院・東光寺、重要文化財森田家住宅、史跡萩往還、史跡松下村塾・吉田松陰幽囚ノ旧宅、史跡伊藤博文旧宅、史跡萩反射炉・恵美須ヶ鼻造船所跡・大板山たたら製鉄遺跡など、城下町に関係のある建造物・遺跡等のほか、幕末から明治維新に関わった人物の旧宅又は当時の産業遺産などがある。

また、萩地域には歴史的な建造物や遺跡等とともに、古くから伝わる信仰・祭礼、伝統的な産業なども現在まで市民によって受け継がれており、地域の歴史的風致の形成に寄与している。

城下町には50余りの寺院が群として集中し、常念寺のように城下町建設以前からのものもあるが、多くの寺院は城下町建設時に三角州北部の微高地に密集して建造され、門前に広がる町並みとともに寺町を形成している。これらの寺院は、毎年の祭事から日常の運営に至るまで、様々な面で代々続いている檀家によって支えられている。また、三角州内の氏神である春日神社や三角州外の氏神である椿八幡宮、浜崎の住吉神社、椿の金谷神社、松陰神社などで行われる毎月の例祭及び春・秋の大祭などは、多くの氏子又は町内の人々によって運営されており、これらの行事には多くの市民が参詣し、賑わっている。

近世から続く城下の二大祭礼として、住吉神社の住吉祭、金谷神社の天神祭がある。住吉祭は山車や神輿が3日間にわたって市内を練り歩くもので、地元の伝統組織及び神社によって神事が執り行われる。天神祭は、御神幸行列に合わせて、2つの大名行列などが萩城跡から城下町を通過して金谷神社までを巡行するもので、いずれも近世の雰囲気は今に伝えている。

伝統産業である萩焼は、豊臣秀吉の朝鮮出兵で現地に渡った毛利輝元が、朝鮮の陶工を連れ帰り、城下町の建設とともに城下東郊に窯させたのが始まりとされており、その後、藩の庇護を受け発展してきた。現在においても萩地域には約100の窯元があり、主要な産業の一つとなっている（写真3）。夏みかんは、文久3年（1863）藩庁の山口移転により荒廃した武家屋敷の広大な土地と土堀を利用することで広がった農作物である。今日まで萩の経済を支えるとともに、結果的に夏みかんの栽培が城下町の町割りを現在まで良好に残すこととなり、今では土堀と夏みかんは、萩を象徴する景観となっている（写真4）。

さらに、萩地域では建築物の高さや形態・意匠・色彩等や広告物の高さ・面積・色彩等を規制しており、多くの歴史的建造物・遺跡等と調和した歴史と文化の薫り高い景観の形成に努めている。また、萩地域は河川や海岸や森林、阿武火山群などの自然環境にも恵まれている（写真5）。

このように、萩地域には数多くの歴史的建造物や遺跡、近世の街並みなどが、これらと関係の深い信仰や祭礼、伝統的な産業などとともに現在も市民生活の中で息づいており、それらと調和した周辺の景観や豊かな自然環境とともに、全体が色濃く歴史的風致を形成している地域となっている。

以上が萩地域全体の価値であるが、萩地域には世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の5つの構成資産から成る「エリア1 萩」を含んでいる。萩城下町は、史跡萩城跡、堀内伝建地区及び史跡萩城城下町の地域であり、日本の急速な産業化の基盤となった近世日本の地域社会の様相を表している。萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡は、幕末における産業化が試行錯誤であったことを示す構成資産である。萩反射炉は鉄製大砲の鋳造を目指して試作した反射炉であり、恵美須ヶ鼻造船所跡は洋式軍艦を建造した造船所であるが、実際に建造したのは帆船であり、当時の技術では蒸気船までは建造できなかったことを示している。大板山たたら製鉄遺跡は、恵美須ヶ鼻造船所での洋式軍艦建造に在来の製鉄技術であるたたらが貢献したことを表している。松下村塾は、幕末において海防の必要性及び産業技術の重要性を説き、明治政府における産業化の中心となった人材を育てた教育施設である。

明治日本の産業革命遺産は、19世紀半ばから20世紀の初頭にかけて製鉄・製鋼、造船、石炭産業の分野において日本が急速に産業化を達成した3つの段階、すなわち試行錯誤の挑戦の段階、西洋の科学技術の導入の段階、産業基盤の確立の段階、を示しているが、「エリア1 萩」については、これら5つの構成資産が一団となって、製鉄・製鋼及び造船の分野における試行錯誤及び挑戦の段階を表しており、5つの構成資産はそれぞれ明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値の証明に貢献している。



写真1 史跡萩城跡



写真2 史跡萩城城下町



写真3 萩焼



写真4 土塀と夏みかん



写真5 阿武火山群 (萩沖に浮かぶ島々は、6～21万年前に阿武火山群が爆発した際の安山岩マグマによって形成された溶岩台地である)

第3項 「エリア1 萩」における公開活用のための諸条件、現状及び課題

(1) 史跡等及び構成資産の修復・公開活用事業における推進体制の現状及び課題

①現状

9つの史跡等（5つの構成資産）の修復・公開活用に係る計画の策定及び各種事業の実施については、萩反射炉ほか7つの史跡等は萩市文化財保護課が、松下村塾は萩市文化財保護課の支援の下に宗教法人松陰神社が、それぞれ実施している。

萩反射炉ほか7つの史跡等の日常管理は、萩市文化財保護課又は萩市から委託を受けてNPO等の市民団体が行っている。松下村塾の日常管理については、所有者である宗教法人松陰神社が直接、管理している。これら9つの史跡等及び世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）におけるガイドについては、市民団体が自主事業又は萩市からの委託を受けて行っている。また、平成27年（2015）10月、萩市、商工会議所及び観光協会などの商工観光関連団体並びに萩ユネスコ協会等、市内の主要38団体が萩市世界遺産活用推進協議会を設立した。同協議会では、「明治日本の産業革命遺産」及びその中での「エリア1 萩」の5つの構成資産の位置付けなどについて市民の理解増進を図るため、講演会の開催及び他エリア・関連資産の視察などの啓発事業を実施している。

修復・公開活用事業推進の中心である萩市文化財保護課には、建造物の専門職員を2名、発掘調査の専門職員を3名、土木の専門職員を1名、萩博物館との兼務ではあるが学芸員を1名配置しているほか、文化財保護の事務を行う事務職員を10名配置している。また、同課には世界遺産の事務を行う世界文化遺産室を設置しており、兼務ではあるが職員を15名配置している。したがって、合計17名が、同課において文化財又は世界遺産の保護に係る行政事務を行っている。

図2-2-7に示すとおり、事業の計画・実施に当たっては、専門家による会議を開催し助言を受けるほか、随時文化庁及び内閣官房並びに山口県教育庁社会教育・文化財課からの指導も受けることとしている。また、萩市内部の景観・都市計画・まちづくり・ビジターセンター・観光など史跡等文化財の保存・管理・活用に関係の深い課の協力を得て、事業の計画・実施に当たることとしている。9つの史跡等に関する管理保全を含む総括的事項を記載した年次報告書及び各種事業については、これらの史跡等に関する関係者で構成する萩地区管理保全協議会を萩市が開催し、内容を報告・確認している。萩地区管理保全協議会において確認した事項は、明治日本の産業革命遺産保全委員会に報告するほか、専門的知見が必要な事項については、萩地区管理保全協議会は、稼動資産を含む産業遺産に関する有識者会議の指導・助言を受けることとしている。

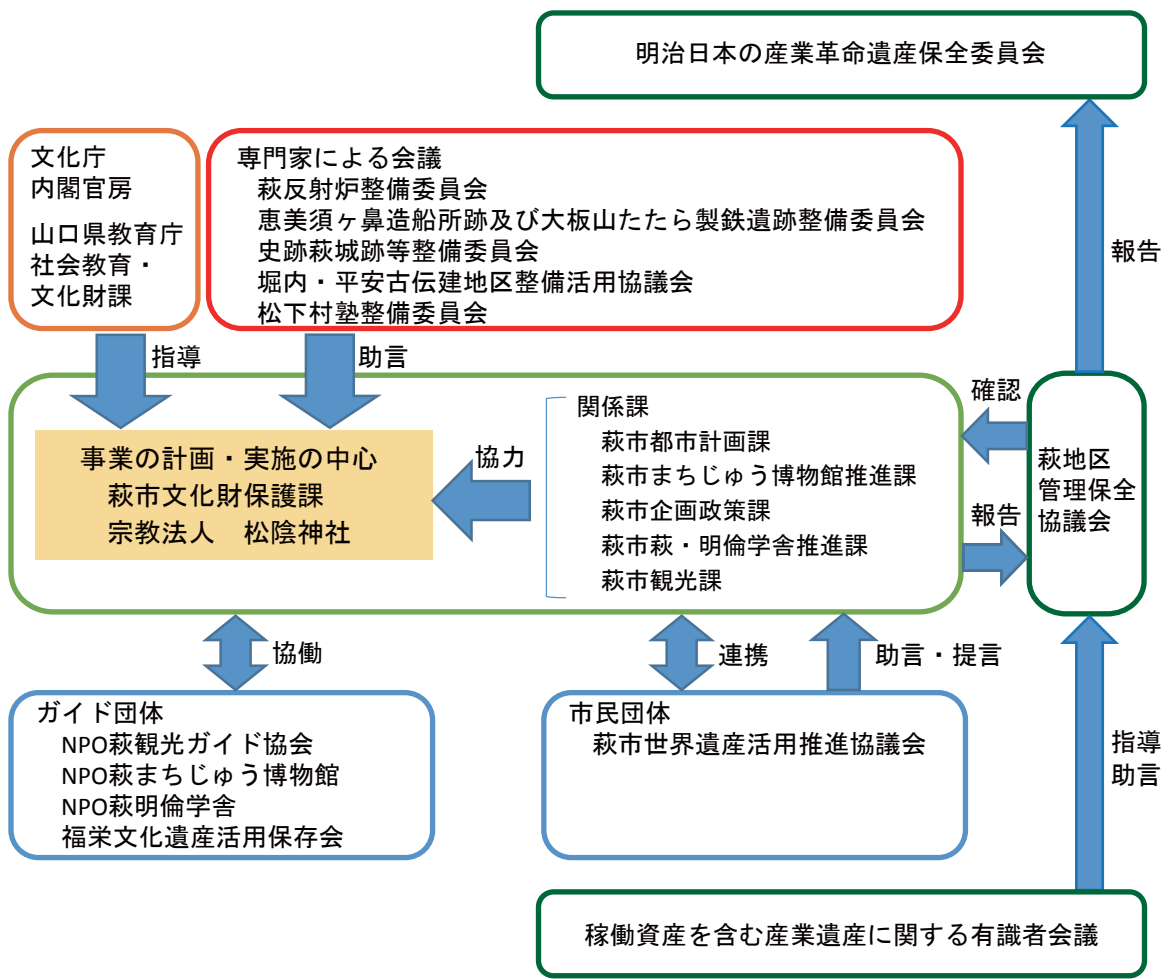


図2-2-7 事業の計画・実施体制

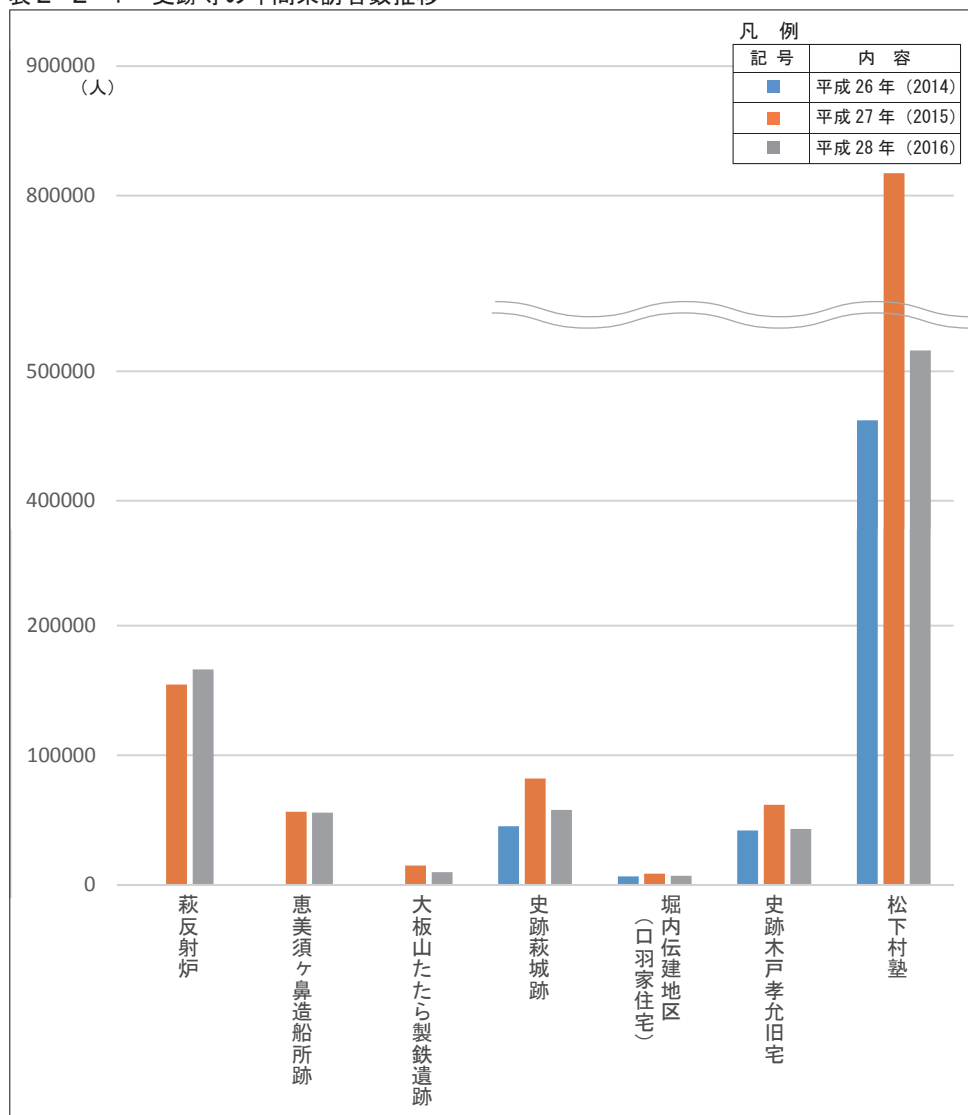
②課題

今後10年以内に修復・公開活用事業が集中するため、萩市文化財保護課の体制の維持・強化及び職員の能力向上が必要である。特に建造物及び発掘調査の専門職員については、今後の事業の内容・量等を考慮して人員を確保する必要がある。

(2) 史跡等の来訪者数

9つの史跡等のうち、史跡萩城跡、堀内伝建地区、史跡木戸孝允旧宅及び松下村塾については、世界遺産登録以前から来訪者数の調査を行っている。萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡については、世界遺産登録年である平成27年（2015）の4月から、来訪者数の調査を開始した。

表2-2-4 史跡等の年間来訪者数推移



①現状

平成27年（2015）は、世界遺産登録に加えNHK大河ドラマの放映もあり、萩地域への来訪者数が急増した。平成28年（2016）は、その影響が落ち着いたものの、平成26年（2014）を上回る来訪者数となっている。

②課題

特に大板山たたら製鉄遺跡、堀内伝建地区への来訪者が少ない傾向にある。その主な原因として、大板山たたら製鉄遺跡は交通機関がないこと、堀内伝建地区は史跡萩城跡及び萩城城下町からの来訪者の誘導ができていないこと、が考えられる。

また、萩反射炉と恵美須ヶ鼻造船所跡は距離的にあまり離れていないにも関わらず、恵美須ヶ鼻造船所跡の来訪者数が大幅に少ない。主な原因として、駐車場の未整備、史跡内の未整備が考えられる。

(3) ガイダンス施設の現状及び課題

①現状

萩地域には、次の3つのガイダンス施設及び21箇所の観光拠点看板を設置している。

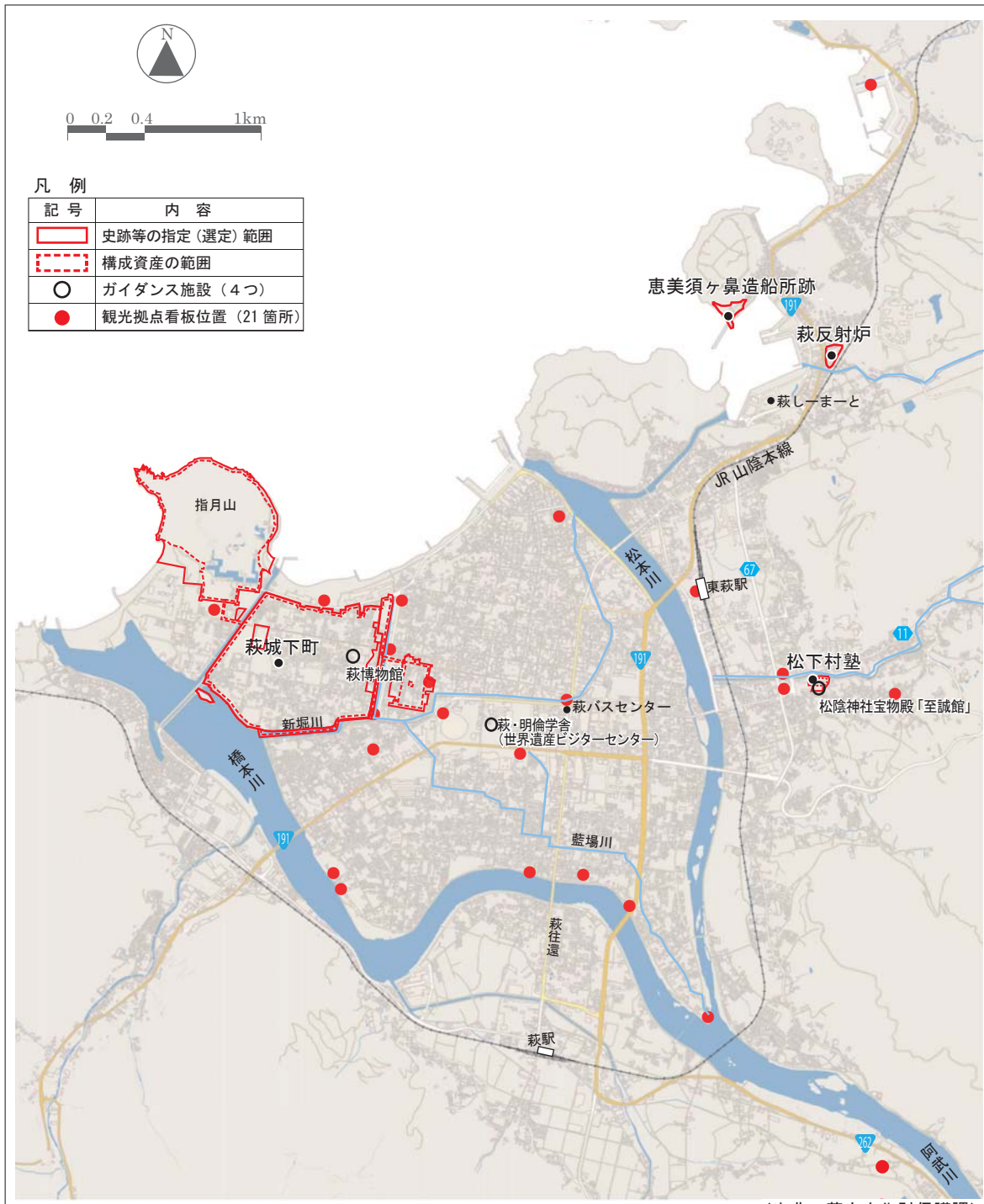


図2-2-8 ガイダンス施設及び観光拠点看板位置図

表 2-2-5 施設等の概要

<p>萩・明倫学舎（世界遺産ビジターセンター） 開 館：平成 29 年（2017）3 月 4 日 入館料：無料 （世界遺産ビジターセンターを含む 2 号館は大人 300 円、高校生 200 円、小・中学生 100 円） 入館者数：93,861 人（平成 29 年（2017）5 月 29 日現在） うち世界遺産ビジターセンター入館者数 ：31,521 人</p>	 <p>萩・明倫学舎本館</p>
<p>萩博物館 開 館：平成 16 年（2004）11 月 11 日 観覧料：大人 510 円、高校・大学生 310 円、 小・中学生 100 円 入館者数の推移：（表 2-2-6 平成 16～28 年度（2004～2016）の入館者数参照）</p>	 <p>萩博物館</p>
<p>松陰神社宝物殿「至誠館」 開 館：平成 21 年（2009）10 月 27 日 入館料：大人 500 円、中・高生 250 円、 小学生 100 円 入館者数の推移：（表 2-2-7 平成 21～28 年度（2009～2016）の入館者数参照）</p>	 <p>松陰神社宝物殿「至誠館」</p>
<p>観光拠点看板 設置数：21 箇所 内 容：周辺の史跡等の位置及び解説文並びに世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産等であることの表示</p>	 <p>観光拠点看板</p>
<p>（参考） 萩・世界遺産ビジターセンター 学び舎 開 館：平成 28 年（2016）1 月 30 日 閉 館：平成 29 年（2017）2 月 12 日 入館料：大人 300 円、小・中・高 100 円 入館者数：51,117 人</p>	 <p>展示の様子</p>

以下に萩博物館及び至誠館における開館から平成 28 年度（2016）までの年間入館者数の推移について示す。

表 2-2-6 年間入館者数の推移（萩博物館）

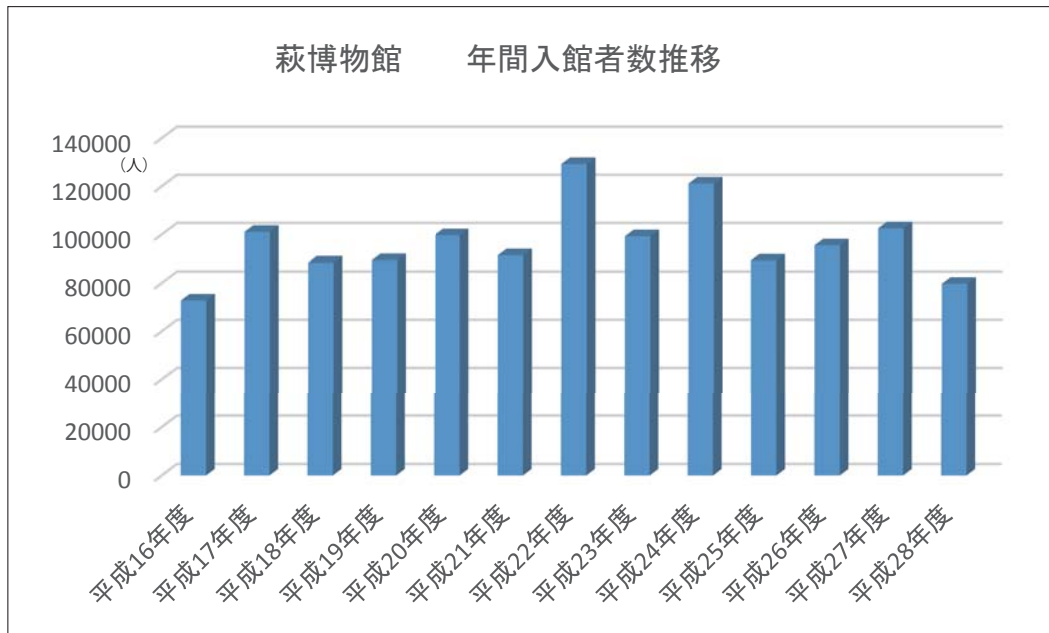
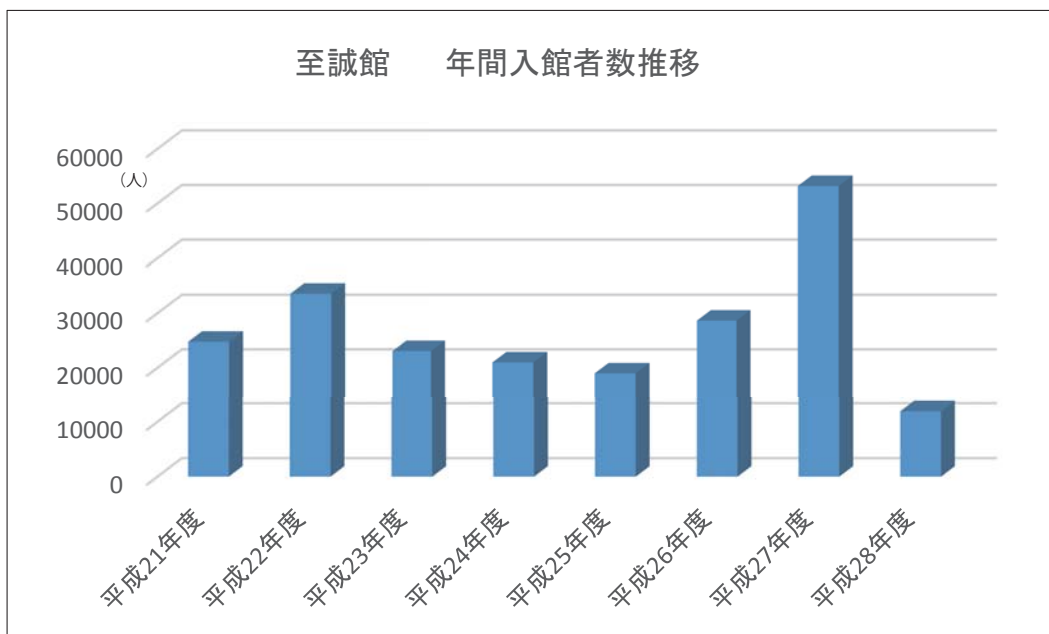


表 2-2-7 年間入館者数の推移（至誠館）



世界遺産ビジターセンターについては、世界遺産登録から半年後の平成 28 年(2016) 1月に開館し、平成 29 年(2017) 2月に一旦閉館したが、翌月には萩・明倫学舎内に新たなビジターセンターが開館しており、ガイダンスの中心施設であるビジターセンターがほぼ切れ目なく開館している状態を保っている。

萩博物館は、萩城下町の萩(長州)藩の幕末における軍備拡充に関連した古文書や出土品等を常設展示しているほか、幕末から明治維新にかけての歴史を専門とする学芸員も常駐しており、学術的・専門的施設としての体制を整えている。

松陰神社宝物殿「至誠館」は、吉田松陰や松下村塾生に関する古文書類を多数保管し、企画展等により主要なものを順次公開している。歴史を専門とする学芸員も在籍している。

観光拠点看板は、観光地を中心に萩地域各地に設置しており、近隣の史跡等(構成資産)の解説を行っているほか、世界遺産やユネスコのロゴマークを表示し、世界遺産登録されていることを周知している。

②課題

萩地域で最も集客力のある道の駅「萩シーマート」、観光の起点である萩・明倫学舎(世界遺産ビジターセンター)及び萩博物館から史跡等(構成資産)への誘導を図る必要がある。

(4) ガイド団体の現状及び課題

以下に萩地域においてガイドを行っている団体について、その現状及び課題を記載する。

①ガイド団体の概要

1) NPO萩観光ガイド協会

発 足 : 平成 19 年 (2007) 5 月 7 日

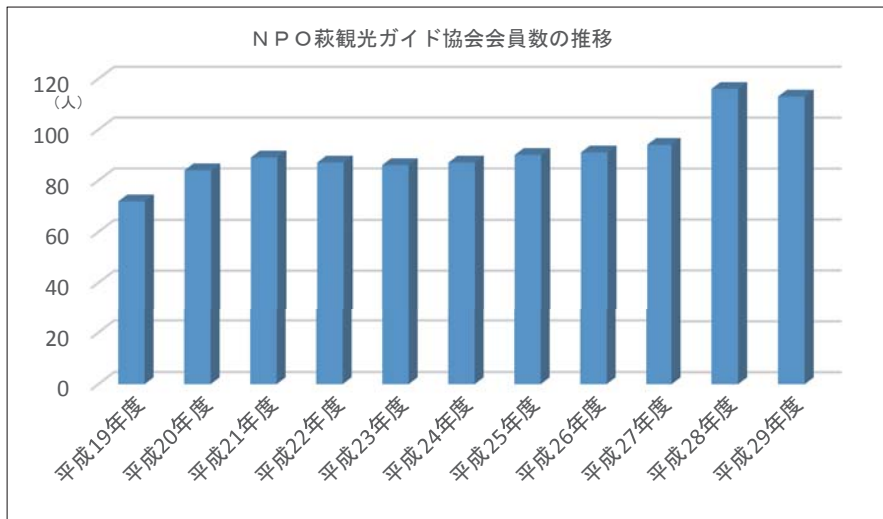
会員数 : 113 名 (平成 29 年 (2017) 1 月現在)

(これまでの会員数の推移については下表参照)

ガイド内容 :

- 各史跡でのガイド
萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、口羽家住宅 (萩城下町)、木戸孝允旧宅 (萩城下町)、青木周弼旧宅 (萩城下町)、松下村塾
- 周遊ガイド (バスや自家用車に乗り込んで周遊しながらガイド)

表 2-2-8 会員数の推移



2) NPO萩まちじゅう博物館

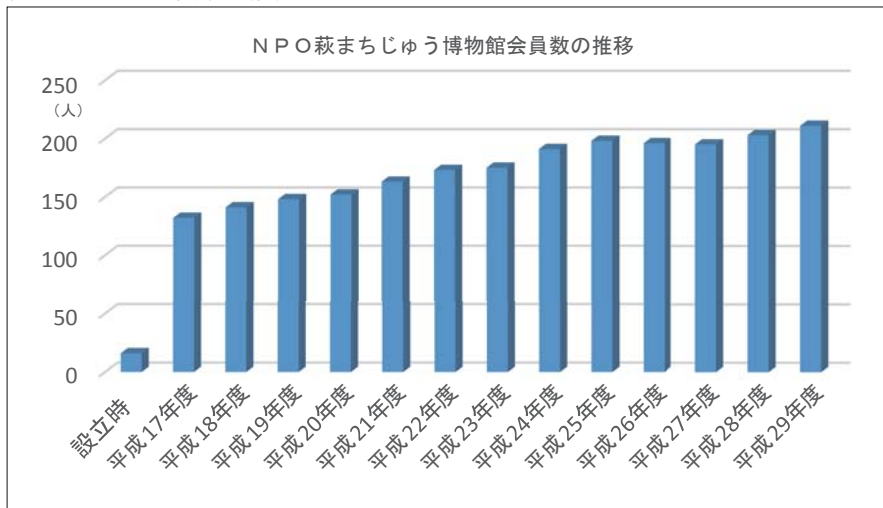
発 足 : 平成 16 年 (2004) 6 月 18 日

会員数 : 211 人、うちガイド 15 人 (平成 29 年 (2017) 2 月現在)

(これまでの会員数の推移については下表参照)

ガイド内容 : 萩博物館における展示の解説や館内管理

表 2-2-9 会員数の推移



3) NPO萩明倫学舎

発 足 : 平成28年(2016)12月16日

会員数 : 73人、うち世界遺産ビジターセンターの解説26人(平成29年(2017)2月現在)

ガイド内容: 世界遺産ビジターセンターを含む萩・明倫学舎の展示等の解説や案内

4) 福栄文化遺産活用保存会

発 足 : 平成27年(2015)5月24日

会員数 : 81人、うちガイド11人(平成29年(2017)2月現在)

ガイド内容: 大板山たたら製鉄遺跡のガイドや管理

②現状及び課題

上記4団体のほとんどのガイドが、現役を退職した60～70歳代である。以前は、萩の歴史や担当する史跡等のみのガイドを行うことで十分であったが、世界遺産登録を受け、来訪者は「明治日本の産業革命遺産」全体の中での各構成資産の位置付けや他エリアの構成資産とのつながりについての解説を求めるようになってきた。世界遺産登録後、明治日本の産業革命遺産についての研修を行ってきたが、ガイド自身の知識として案内するまでのレベルに達していない。

また、総じて年齢の偏りがみられること、世界遺産登録によりガイドが果たす役割が高まっていることなどから、史跡等の価値及び世界遺産として認められている内容等について、より専門的な知識の取得の支援体制を整えると同時に、新規ガイドの育成が必要である。

(5) 交通、駐車場等の現状及び課題

以下に萩地域の交通及び駐車場等について、その現状及び課題を記載する。

①交通、駐車場等の概要

1) 萩市内定期観光バス

事業者 : 民間

運行期間 : 平成27年(2015)3月21日から土・日・祝日及び夏休み期間に運行

モデルルート: 萩・明倫センター⇒史跡萩城城下町及び萩城跡(萩城下町)⇒菊ヶ浜
⇒恵美須ヶ鼻造船所跡⇒萩反射炉⇒松陰神社(松下村塾)⇒東光寺
⇒松陰誕生地⇒萩・明倫センター

所要時間 : 3時間

2) 市内タクシー

事業者 : 民間

モデルルート: 恵美須ヶ鼻造船所跡⇒萩反射炉⇒松下村塾⇒史跡萩城城下町及び萩城跡(萩城下町)

所要時間 : 2時間

3) 萩循環まあーるバス

事業者：民間

運行日：毎日

ルート：東回り、西回り（萩市役所起点終点。30分間隔で運行。始発7：00、終発18：00）



(出典：防長交通㈱)

図 2-2-9 萩循環まあーるバス路線図

4) 大板山たたら製鉄遺跡乗換バス

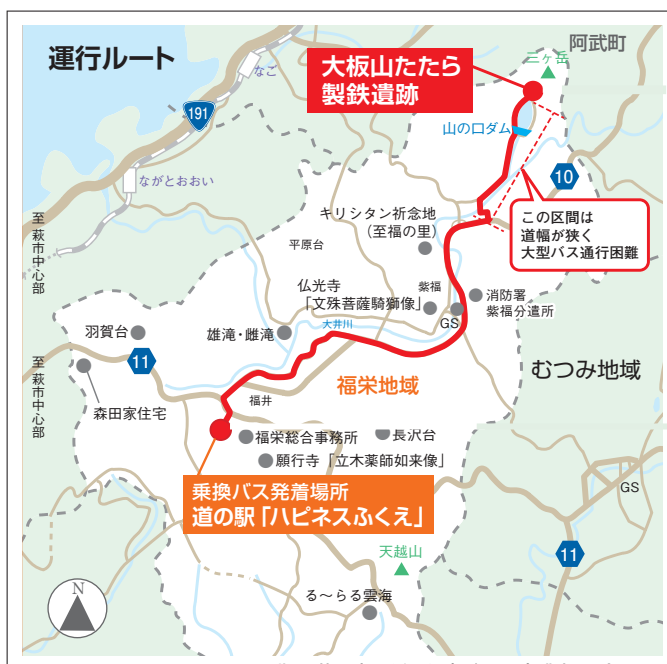
大板山たたら製鉄遺跡附近は道幅が狭く、大型バスの通行が困難なため、乗換バスを運行している。

道の駅ハピネスふくえで、大型バスからマイクロバス2台に乗り換えて大板山たたら製鉄遺跡へ案内。ハピネスふくえでは、事前に明治日本の産業革命遺産と大板山たたら製鉄遺跡についての情報を提供するインフォメーションセンターを設置している。(事前予約制)

実施主体：萩市

利用者実績：211人

(平成28年度(2016))



(出典：萩市福栄総合事務所 産業振興部門)

図 2-2-10 大板山たたら製鉄遺跡乗換バス路線図

5) 市内の駐車場

萩地域に所在する駐車場の位置を右図に示す。



図 2-2-11 萩市駐車場位置図

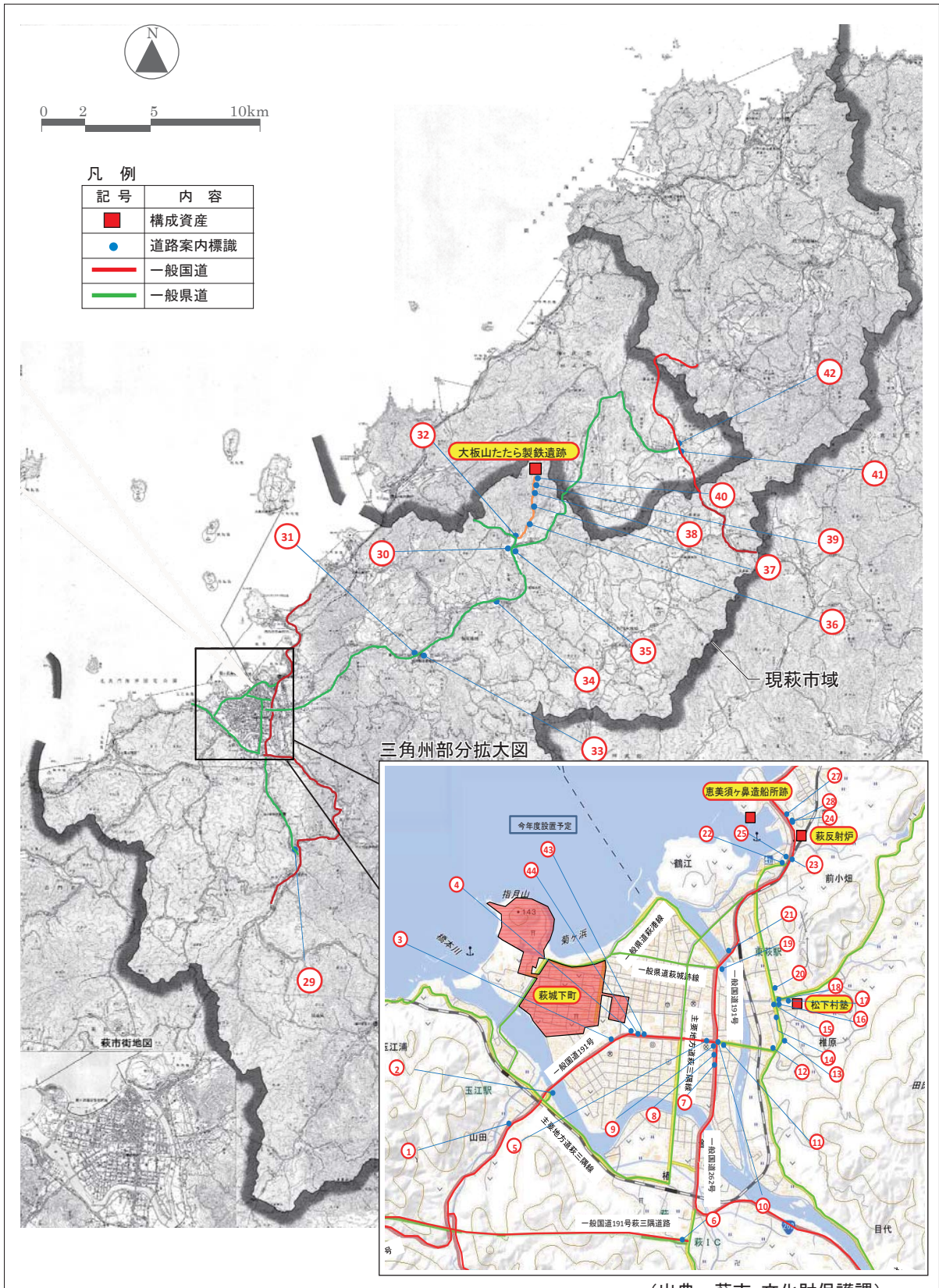
表 2-2-10 萩地域の駐車場

名 称	所 在 地	備 考
①指月第一駐車場	萩市堀内 83-25	トイレ有(車いす対応) 普通車(51台)/大型車(2台)
②菊ヶ浜駐車場	萩市堀内 398-1	トイレ有(車いす対応)
③萩博物館駐車場	萩市堀内 355	トイレ有(車いす対応) 普通車(93台)/大型車(8台)
④中央公園駐車場	萩市江向 593	トイレ有(車いす対応) 普通車(146台)/大型車(10台)
⑤松陰神社前駐車場	萩市椿東 2468-3	普通車(境内約50台、神社前58台) /大型車(13台)
⑥笠山虎ヶ崎 第一駐車場	萩市椿東 716-16	トイレ有(車いす対応・ベビーシート有) 普通車(46台)
⑦笠山虎ヶ崎 第二駐車場	萩市椿東 716-16	普通車(61台)
⑧笠山山頂駐車場	萩市椿東 1190-192	トイレ有(車いす対応) 普通車(59台)
⑨越ヶ浜駐車場	萩市椿東 6504-62	トイレ有(車いす対応) 普通車(76台)/大型車(13台)
⑩藍場川観光駐車場 (旧湯川屋敷そば)	萩市川島 66-2	トイレ有(車いす対応) 普通車(25台)
⑪藍場川駐車場	萩市川島 487-4	普通車(6台)/大型車(2台)
⑫御成道・たまち駐車場	萩市東田町	普通車(45台)
⑬萩商港駐車場	萩市浜崎	普通車(100台)
⑭松陰誕生地駐車場	萩市椿東 1448	トイレ有(車いす対応) 普通車(40台)
⑮萩・明倫センター	萩市江向 602	トイレ有(車いす対応) 普通車(180台)/大型車(10台)
⑯萩反射炉駐車場	萩市小畑	普通車(21台)/大型車(3台)
⑰萩市役所第3駐車場	萩市江向	普通車(109台)

(出典：萩市観光協会 ぶらり萩あるき)

6) 道路案内標識等

国道、県道及び市道の各道路管理者が、自家用車等利用者のための構成資産へのルート案内を目的として、明治日本の産業革命遺産の共通ロゴを入れた道路案内標識を市内の計44箇所に設置している。図2-2-12にその位置を示し、次項に写真を掲載する。



(出典：萩市 文化財保護課)

図2-2-12 道路案内標識等位置図

(道路案内標識写真)



写真⑳(明木 国道262号沿い)



写真⑰(松陰神社前 県道11号沿い)



写真⑦, ⑧(警察署前交差点 国道262号沿い)



写真④(中央公園前 国道191号沿い)



写真③(紫福三叉路 県道10号沿い)



写真⑩(紫福 県道316号沿い)

②現状及び課題

(交通)

共通ロゴマークを入れた道路案内標識設置後は、自家用車等利用者の構成資産へのルートとの問い合わせが激減したことから、非常に効果的な案内である。

大板山たたら製鉄遺跡への乗換バスは、必要なサービスであり今後とも継続する。

定期観光バスやタクシー事業者が資産を巡るルートを行っているが、中心部から離れている大板山たたら製鉄遺跡はルートに入っていない。5つの構成資産を全て巡る交通機関がないことが課題である。

(駐車場)

市内の駐車場については、適正な位置に設置されている。元旦の松陰神社など来訪者が急増する場合は、近隣の小学校等のグラウンド等を臨時駐車場とし、かつ誘導員を設置するなどして、渋滞等の緩和に努めている。

(6) 市民の活動等の現状及び課題

以下に萩地域における世界遺産に関係する市民の活動などについて、その現状及び課題を記載する。

①理解増進活動

世界遺産登録年の平成 27 年（2015）と翌年の 28 年（2016）には、文化財や世界遺産に関する市民への講座やシンポジウム等の件数・受講者数が急増した。萩市は出前講座という制度を持っており、市民からの要請があれば積極的に出向いて講座を行うこととしている。

今後の課題は、文化財や世界遺産についての知識をガイドや観光関連事業者だけでなく一般市民にも持ってもらうことによって、萩地域全体がおもてなしの能力を高め、萩市のイメージアップ及び集客力アップに繋げることである。

②学校教育の取組

萩市教育委員会は、平成 27 年度（2015）の小学校社会科副読本及び中学校郷土読本において、明治日本の産業革命遺産の世界遺産登録と「エリア 1 萩」の 9 つの史跡等（5 つの構成資産）について解説したページを新たに設け、市内の全小学生・中学生に教育している。また、史跡等（構成資産）の地元の小学校では、総合的な学習のテーマに世界遺産を設定し、誇るべき身近な宝物として史跡等（構成資産）を学習し、その成果を新聞にまとめたり、観光客へ説明したりする活動を行っている。

また、萩市では市内の小中学生が史跡等（構成資産）に親しみを持つことができるよう平成 22 年度（2010）から構成資産をテーマとした絵画の募集を継続して行っている。

今後の課題は、このような活動を高校や大学等にも広げ、実施していくことである。



萩反射炉について学習する椿東小萩ものしりクラブ

③地域住民等の公開活用に対する要望

ガイド団体から、ガイド人員の確保、研修会の開催、人的・経済的支援について、要望が出ている。

④広域関連事業と史跡等（構成資産）の修復・公開活用事業との関係

1) スーパーはぎ号の運行

萩地域と新幹線を結ぶスーパーはぎ号の運行、公共交通機関については、平成27年(2015)1月から、中国自動車道から小郡萩道路を通過して直行で萩・明倫センターを結ぶ「スーパーはぎ号」が防長交通(株)及び中国ジェイアールバス(株)によって運行されている。これにより、萩～新山口駅間をこれまでより約20分短縮の60分で結ぶことができるようになった。

時間短縮によって萩地域のイメージアップが図られており、今後とも事業者に対して運行の継続及び便数の増加を要望していくこととしている。

2) 幹線道路網の整備事業

海運、鉄道が衰退し、自動車交通に頼らざるを得ない交通事情を抱える本市において、東西南北を繋ぐ幹線道路網の整備が喫緊の課題である。

南北方向の交通網については、山口宇部空港や新山口駅新幹線口も位置する県央地域と萩市間に「地域高規格道路小郡萩道路」を山口県が整備中である。この道路の開通後は、広域交通拠点から本市までの大半が自動車専用道路で繋がり、快適性と速達性が飛躍的に向上することから、さらなる来訪者の増加が期待できる。

東西方向の交通網については、鳥取県鳥取市から山口県下関市まで山陰地域を横断する「高規格幹線道路山陰道」の全線開通が待ち望まれる。萩市から西の長門市との間には山陰道の一翼を担う「萩・三隅道路」が開通しているが、東の島根県との間は未整備である。島根県大田市の「石見銀山」、広島県の「厳島神社」、「原爆ドーム」と「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）を巡る世界遺産をキーワードとした周遊観光は、それぞれが有する観光資源と相まって魅力的な観光ルートであるが、萩市から大田市間に長時間の移動を要するため実現が困難となっている。山陰道は、東西に長い山陰地域の時間的距離を克服するとともに、九州圏との繋がりを強化し、新たな広域観光周遊ルートの形成に資するものである。

加えて、山陰道の整備は市内交通の円滑化にも資する。萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡及び松下村塾が位置する萩市椿東地区には、吉田松陰をはじめとした幕末の志士ゆかりの史跡が多数残るとともに、年間140万人を集客する道の駅「萩シーマート」がある。これら集客力が高い観光スポットが集まる椿東地区及び大板山たたら製鉄遺跡が位置する福栄地域へのアクセスが良い場所にインターチェンジを設けることにより、来訪者の利便性の向上に加えて、市内の渋滞解消をも図るものである。

広域的な交通ネットワークの形成に加え、市内の交通事情をも改善させる東西南北の幹線道路は、来訪者の増加に必要な社会基盤であり、早期の開通を要望していくこととしている。



図 2-2-13 中国地方の幹線道路網整備状況

3) 山口県の世界遺産関連事業

(「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会における取組)

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産が所在する 8 県 11 市では、管理保全及びインタープリテーションを連携し推進するため「明治日本の産業革命」世界遺産協議会を設置している。「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録に際して、世界遺産委員会から 8 項目に及ぶ勧告が示され (p3 参照)、内閣官房の指導の下に「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会を中心として、山口県は萩市とともに、勧告への対応に取り組んでいる。

(明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート推進協議会における取組)

明治日本の産業革命遺産を楽しみ、且つ学びながら周遊できるよう各史跡等 (構成資産) を繋ぐルートを設定し、様々な交流拠点等から史跡等 (構成資産) に導く取組を推進するため、民間企業・団体、地方公共団体が連携するための場として、「明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート推進協議会」を設置している。山口県は、同じく構成員である萩市とともに、世界遺産ルート推進協議会が用意するルートマップ等共通の PR ツールを活用し、協議会の枠組みを利用した広報活動に取り組んでいる。

(広域地方計画に基づいた取組)

国土形成計画法に基づく平成 28 年(2016) 3月策定の九州圏広域地方計画では、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」を九州圏に活力をもたらす交流・連携の促進プロジェクトに位置付け、平成 29 年度(2017) から交流・連携を高める方策の調査事業を行うこととしている。調査事業の推進に当たっては、山口県からも意見聴取を行うとされており、山口県は萩市と連携して取り組んでいくこととしている。

(県における取組)

世界遺産の価値について、小・中学校や高等学校を対象とした出前授業や、広く山口県民を対象とした県政出前トークなどにより、山口県民に伝える取組を行うこととしている。

4) 山口県央連携都市圏域ビジョン

地方圏において中心都市が近隣の市町村と連携し、活力ある社会経済の拠点形成を目的とする国の「連携中枢都市圏構想」に基づき、平成 29 年(2017) 3月には、萩市を含む 6 市 1 町で構成する「山口県央連携都市圏域」が形成された。平成 28 年度(2016) には、圏域が目指す将来像とその実現に向け、具体的な施策を掲げた「山口県央連携都市圏域ビジョン」を策定した。

本ビジョンでは、「互いに個性と魅力を高め、交流や雇用が生まれ、あらゆる地域に定住できる連携都市圏域」を将来像とし、各市町村が有する豊かな自然・歴史・伝統・文化・産業・人材などの個性と魅力を磨き上げ、互いの連携のもとでさらなる交流や雇用を創出していく取組を進めることとしている。

その取組の柱の一つである「圏域全体の経済成長のけん引」に向けて、戦略的な観光施策を展開するため、広域観光連携に資する事業を掲げ、圏域における周遊性を高め、インバウンドを含めた圏域外からの誘客促進に繋がる地域資源の磨き上げや体制づくりに取り組んでいる。特に、「エリア1 萩」の 9 つの史跡等(5 つの構成資産)をはじめ圏域内の様々な観光資源の連携により、交流人口の増加や観光関連産業の創出を図るための事業を今後展開していくこととしている。

第4項 「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の言明（要約）

（1）資産の概要

本産業遺産群は、主に日本の南西部に位置する九州・山口地域に分布し、産業化が初めて西洋から非西洋に波及し成就したことを顕している。19世紀半ばから20世紀の初頭にかけて、日本は特に防衛面の要請に応えるため、製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤に急速な産業化を成し遂げた。一群の構成資産は、1850年代から1910年にかけてのわずか50年余りという短期間に達成された急速な産業化の3つの段階を顕している。

第一段階は1850年代から1860年代にかけて、明治に入る前、徳川将軍家の統治が終焉を迎える幕末、鎖国の中での製鉄及び造船の試行錯誤の挑戦に始まる。国の防衛力、特に、諸外国の脅威に対抗する海防力を高めるために、藩士たちの産業化への挑戦は、伝統的な手工業の技で、主に西洋の技術本からの二次的知識と洋式船の模倣より始まった。この挑戦はほぼ失敗に終わった。しかしながら、この取り組みにより、日本は江戸時代の鎖国から大きく一歩を踏みだし、明治維新へと向かう。

1860年代からの第二段階においては、西洋の科学技術が導入され、技術の運用のために専門家が招かれ、専門知識の習得を行った。その動きは明治新政府の誕生により加速された。明治の後期（1890年～1910年）にあたる第三段階においては、国内に専門知識を有した人材が育ち、積極的に導入した西洋の科学技術を、国内需要や社会的伝統に適合するように現場で改善・改良を加え、日本の流儀で産業化を成就した。地元の技術者や管理者の監督する中で、国内需要に応じて地元の原材料を活用しつつ、西洋技術の導入が行われた。

（2）評価基準（ii）

「明治日本の産業革命遺産」は、19世紀の半ば、封建社会の日本が、欧米からの技術移転を模索し、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ね、20世紀初めには世界有数の産業国家に変貌を遂げた道程を顕している。本遺産群は、産業のアイデア、ノウハウ、設備機器のたぐい希な東西文化の交流が、極めて短期間のうちに、重工業分野において嘗てない自力の産業発展を遂げることで、東アジアに深大な影響を与えた。

（3）評価基準（iv）

「明治日本の産業革命遺産」は、製鉄・製鋼、造船、石炭産業など、基幹産業における技術の集合体として、非西洋諸国において初めて産業化に成功した、世界史上類例のない、日本の達成を証言している。西洋の産業の価値観へのアジアの文化的対応としても、産業遺産群の傑出した技術の集合体であり、西洋技術の国内における改善や応用を基礎として急速かつ独特の日本の産業化を顕している。

(4) 完全性

本遺産群には、顕著な普遍的価値に貢献する必要不可欠な要素が適切に含まれている。各構成資産における完全性は、構成資産によりばらつきがあるが、何れにおいても顕著な普遍的価値を証明するのに必要不可欠な要素は残されている。膨大な量の考古学的証拠が確認されており、詳細な記録調査及び保全の監督が求められている。これらは、本推薦資産の完全性に大いに貢献をしている。いくつかの要素は、保全状態の面で脆弱又は大変脆弱である。いくつかの構成資産においては、開発の影響を受けやすく、特に視覚の完全性を担保する上で、開発行為に脆弱であることが懸念されている。松下村塾においては、隣地における史跡の公開体験の場としての二次的開発により、セッティングのビジュアルの完全性が大いに損なわれている。しかしながら、この開発は資産全体の完全性を損なうほどの悪影響ではない。

(5) 真実性

真実性において、個別の構成資産の中には断片的又は、考古学的遺構も含むが、何れにしてもそれらは、産業施設として真実性の高い証拠として認め得るものである。これらの構成資産については、一次情報としての真実性の高い史料であることが、詳細に記録され、文書化された考古学調査や報告書、さらには、公共機関並びに民間が保管する膨大な史料によって裏付けられている。全体としてみると、本遺産群は、19世紀の半ば、封建社会であった日本が、欧米からの技術移転を模索したこと、また、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ねた歩みを証言している。

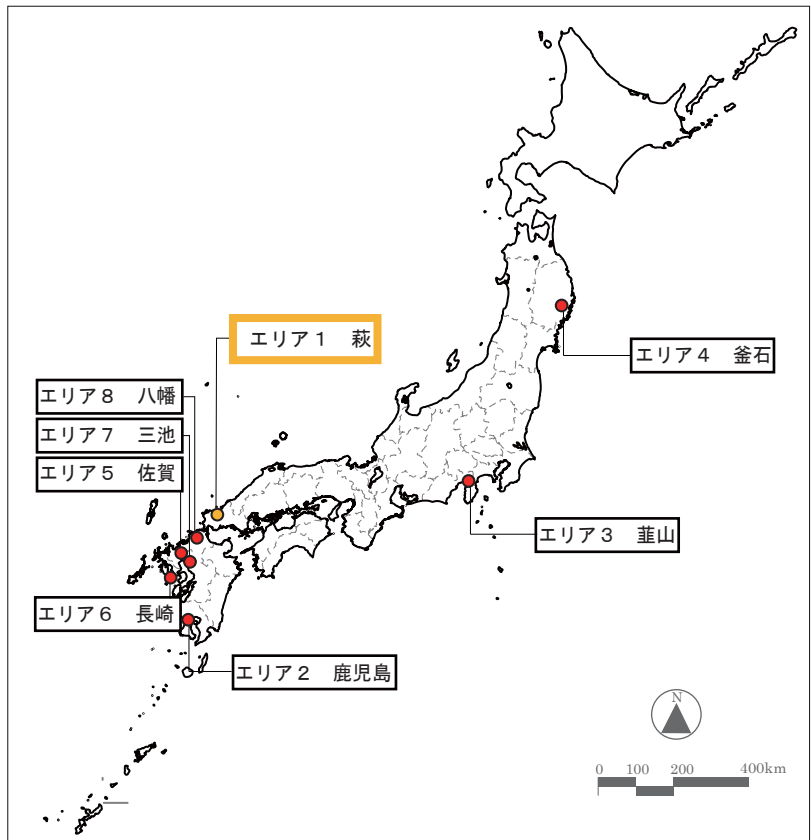


図 2-2-14 明治日本の産業革命遺産位置図

表 2-2-11 3つの産業分野の時系列に沿った発展



(出典：『明治日本の産業革命遺産 世界遺産推薦書』内閣官房)

第5項 顕著な普遍的価値を反映する「エリア1 萩」及び「エリア1 萩」の5つの構成資産の位置付け

3つの産業分野の時系列に沿った発展の表（表2-2-11）からも判るように、「エリア1 萩」と「エリア1 萩」に含まれる5つの構成資産はいずれも一群となって、明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値を反映する3つの段階のうち、製鉄・製鋼及び造船の両分野における試行錯誤の挑戦の段階を表している。

幕末、萩城下町に集住していた武士は、積極的に西洋の大砲・軍艦を中心とする軍事科学・産業技術の導入に取り組んだ。彼ら武士の指導のもと、萩城下町の内外に居住した諸職人は在来技術を総動員し、自力での近代化の実現に向けて試行錯誤的に努力を重ねた。今日、それらは具体的に萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡として残されている。

このように、「エリア1 萩」には自力による近代化を試みた証拠が、幕末の地域社会が有していた伝統・身分制・社会経済構造を示す萩城下町及び工業教育の先駆的提唱を行った松下村塾とともに一群として存在し、全体として産業技術に関する価値観の交流や産業文化の形成を生み出した工業化初期の地域社会そのものを示している。

5つの構成資産及び緩衝地帯の範囲は以下の図2-2-15～図2-2-18に示すとおりである。

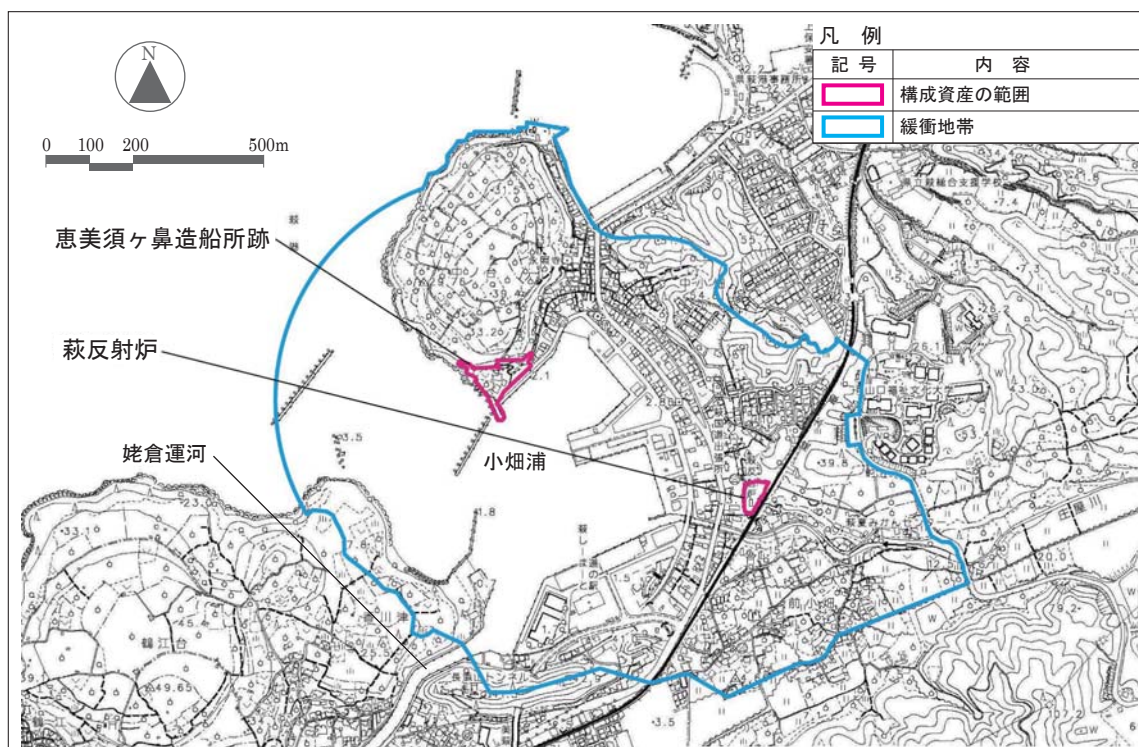


図2-2-15 萩反射炉及び恵美須ヶ鼻造船所跡

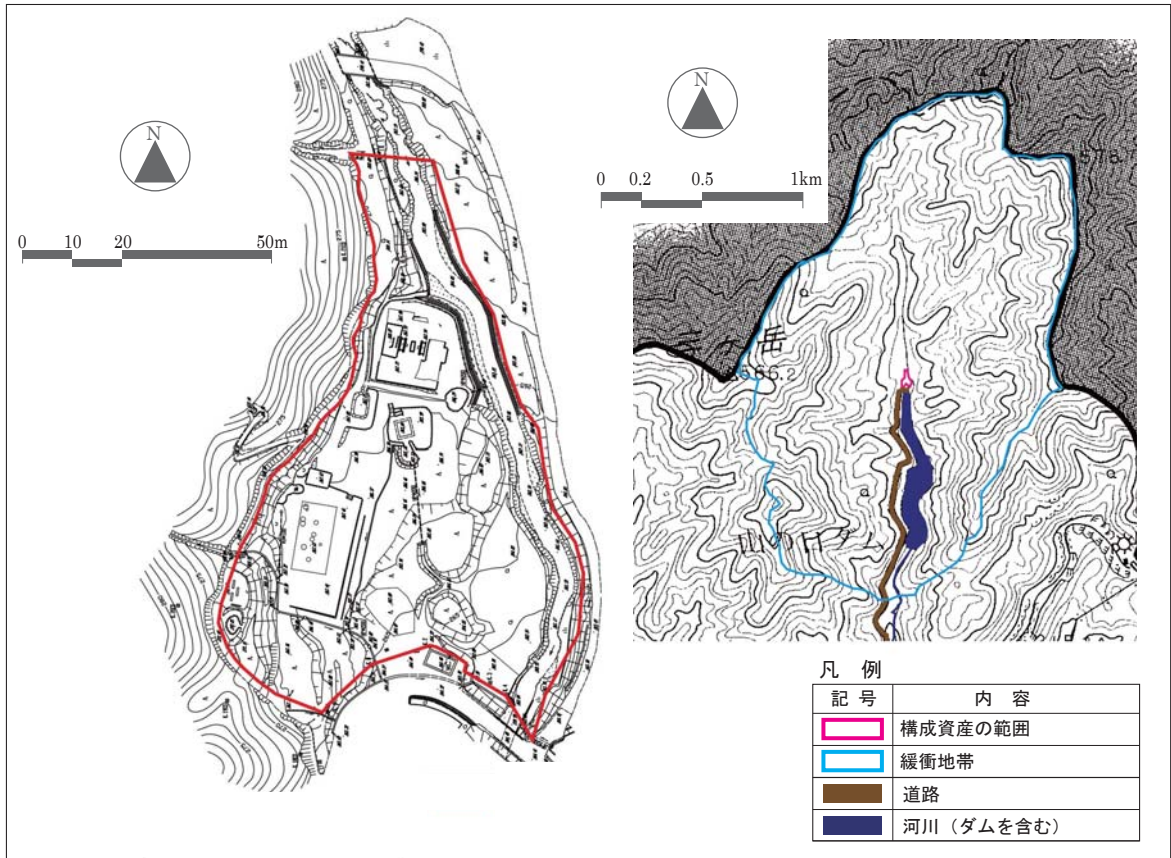


図2-2-16 大板山たたら製鉄遺跡

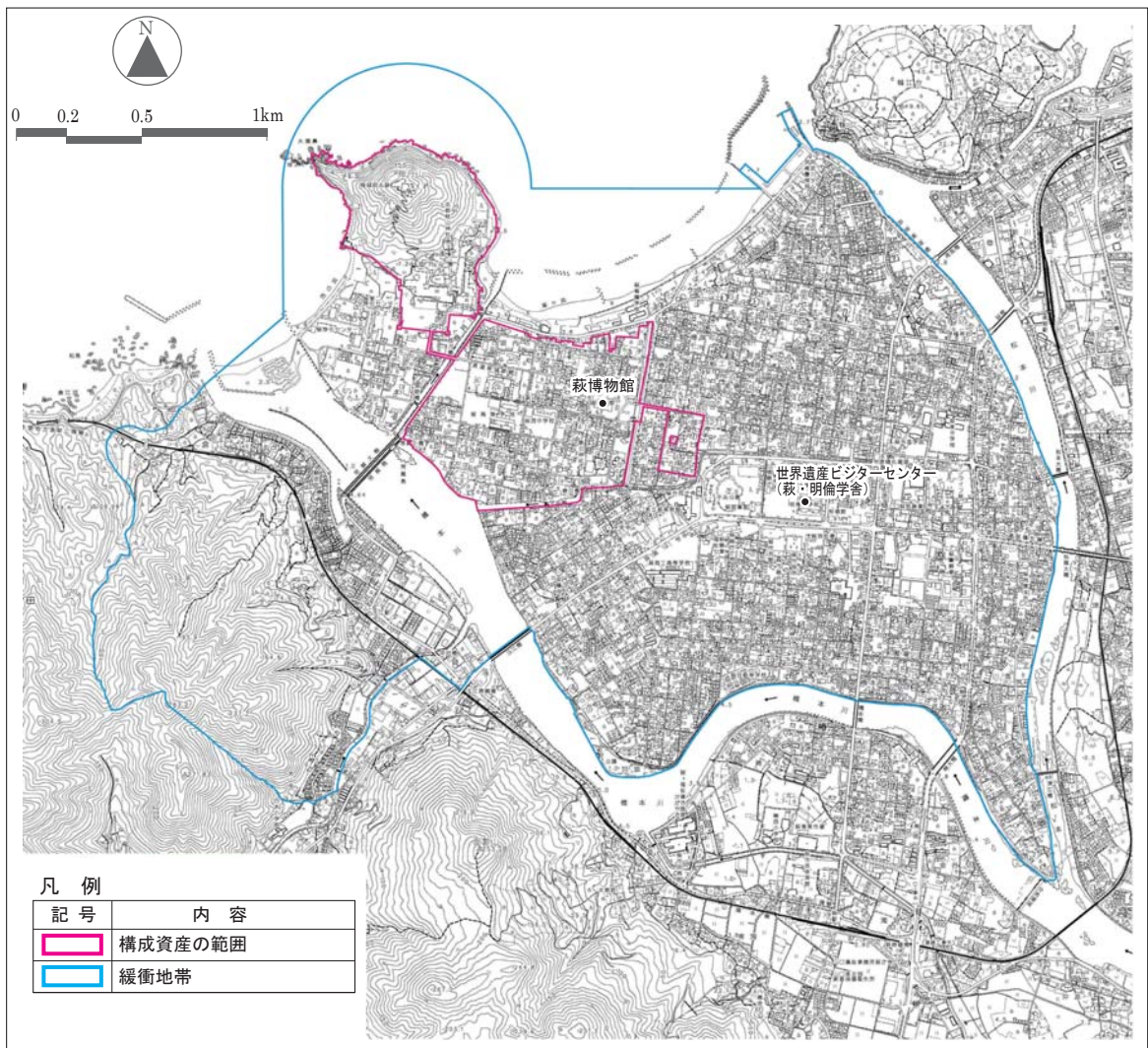


図2-2-17 萩城下町

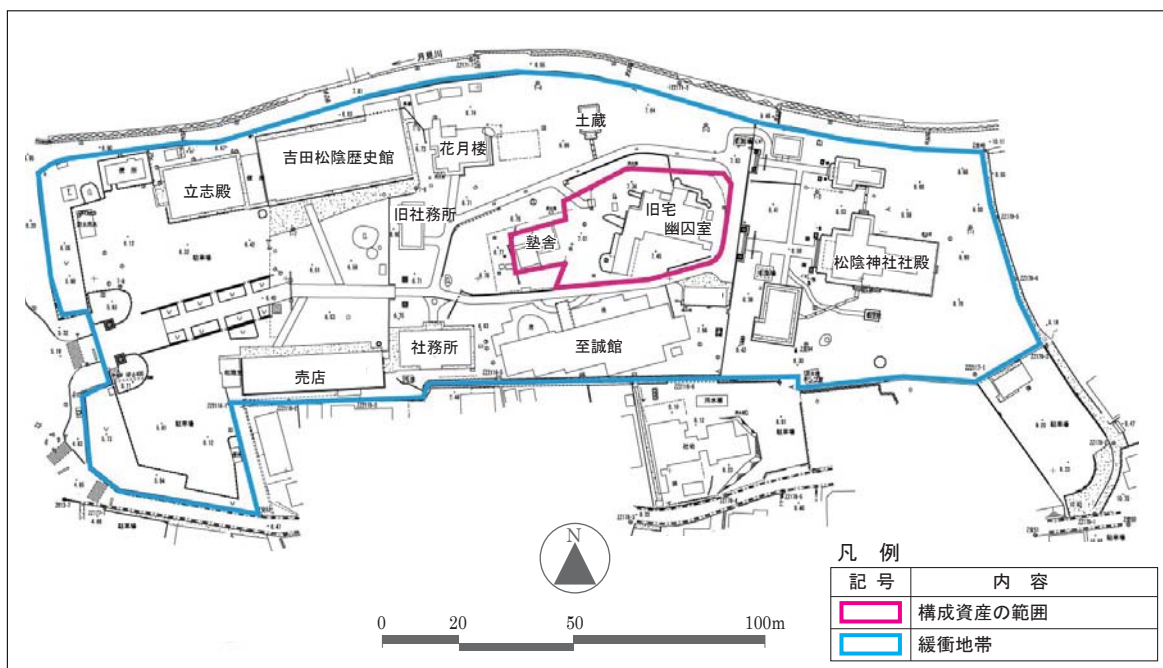


図2-2-18 松下村塾

第6項 「エリア1 萩」及び構成資産の変遷・発展

明治日本の産業革命遺産の構成資産は、1850年代から1910年にかけてのわずか50年余りという短期間に達成された急速な産業化の3つの段階を顕しており、「エリア1 萩」の5つの構成資産は、その第一段階（1850年代から1860年代前半にかけての幕末期で、製鉄や造船の試行錯誤の段階）に該当する。

(1) 「エリア1 萩」、萩城下町

萩地域の歴史は、古くは古代にまで遡ることができる。しかしながら萩地域が日本の歴史の中に本格的に現れてくるのは、慶長9年（1604）に毛利輝元が萩（長州）藩を開府してからである。現在の萩市の原形も、この時代から形作られてきた。

したがって、「エリア1 萩」の起点は慶長9年（1604）とする。そして、現代においても近世由来の有形・無形の遺産が市民生活の中で継承されていることから、終点は現在までとする。

萩城下町の変遷・発展についても同様に、開府とともに城下町の建設が始まったという事実を踏まえ、慶長9年（1604）を起点とし、終点は現在までとする。

(2) 萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡

萩反射炉及び恵美須ヶ鼻造船所跡は、いずれもアヘン戦争やペリー来航という国際情勢の変化に危機感を抱いた萩（長州）藩が海防強化のために建設した施設である。したがって、これらの2つの構成資産の起点は、アヘン戦争勃発時の天保11年（1840）とする。

大板山たたら製鉄遺跡では、3回操業していることが判明している。明治日本の産業革命遺産として関係があるのは3回目の操業期のみであるが、1回目及び2回目の操業と3回目の操業との間に差はない。したがって、文化13年（1816）作成の史料「石州鑪五ヶ所流鐵山仕法聞書」に記載されている1回目の操業期である宝暦年間（1751～1763）を起点とする。

いずれの構成資産も幕末から明治初めには製鉄及び造船面の操業を停止していることから、現在では遺跡（廃墟）となっている。しかしながら、萩反射炉は丘陵にそびえ立つ景観から地域のシンボルとなっており、大板山たたら製鉄遺跡は地域振興の中心として遺跡にちなんだ祭やイベントが行われている。恵美須ヶ鼻造船所跡は現在においても資産内の神社は豊漁祈願の神社として地元における信仰の対象となっており、防波堤は漁港施設として現在も機能している。いずれも、現在の地域の生活の中に息づいていることから、これらの3つの構成資産の終点は現在までとする。

以上のことから、これらの3つの構成資産の変遷・発展については、産業史の観点から幕末～明治初期を中心としつつ、現在を終点として捉えることとする。

(3) 松下村塾

松下村塾は吉田松陰幽囚ノ旧宅と松下村塾の2棟の建築物及びその土地から成る。吉田松陰幽囚ノ旧宅は黒船乗船に失敗した吉田松陰が幽閉された部屋がある建物で講義を開始した場所であり、松下村塾は受講者が増えたことにより小舎を塾舎として使用した建物である。これら2つの場所での講義が、後の明治維新や産業革命を先導した人材を育てたことが史跡に指定され、世界遺産の構成資産として位置付けられた大きな理由である。吉田松陰がどのような講義を行ったか、なぜそのような講義内容となったのか、なぜ吉田松陰の講義を受けた人々は日本の近代化・産業化に大きく貢献したのか、これらの疑問に答えるためには吉田松陰という人間を理解する必要がある。したがって、松下村塾の起点については、吉田松陰が生まれた天保元年（1830）とする。

明治23年（1890）、塾舎の西側に現在の松陰神社の始まりである祠が建てられ、その後に社殿の増改築が進んだ。現在では、地域のみならず日本全国からも参拝者が訪れている。松下村塾は、このような信仰の対象となっている神社境内に含まれて立地すること、神社の歴史とも密接な関係があることから、松下村塾の終点は現在までとする。

第3章 基本方針

第1節 全体構想（ヴィジョン）

第1項 「エリア1 萩」

テーマ:「明治日本の産業革命遺産」のプロローグを担う「萩の産業化初期の遺産群」の価値を未来へと継承する。

このテーマを踏まえ、「エリア1 萩」における修復・公開活用の全体構想（ヴィジョン）を以下のとおり示す。

- (1) 保存:「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の特性に応じた修復・公開等により、史跡等（構成資産）の確実な保存を図る。

①史跡等（構成資産）を守る修復及び保存環境の改善

「エリア1 萩」の史跡等（構成資産）は、古いものは17世紀、新しいものでも19世紀半ばに建設されたものである。修復を行わなければ、劣化してしまう可能性が高いことから、計画的及び持続的な修復が必要となる。修復の実施にあたっては、各史跡等（構成資産）が持っている価値を守るため、オリジナルの形状・性質（立地・材料等）等の保存を第一に考慮する。必要があれば事前に調査や実験などを実施し、その成果に基づいて修復を行う。

また、修復の方法を選択する際は、真実性（オーセンティシティ）が保持されているかどうか、遺構への影響が最小限（ミニマムインターベンション）であるかどうか、可逆性（リバーシビリティ）が担保されているかどうか、について慎重に検証したうえで、各史跡等（構成資産）にとって最適な方法を選択する。

さらに、萩城下町では今もなお住民が生活を営んでおり、恵美須ヶ鼻造船所跡には古くから地元住民の信仰対象となっている神社があるなど、各史跡等（構成資産）にはその成り立ちから現在までの歴史全体の視点で見た機能・価値などが存在している。このような各史跡等（構成資産）が辿った変遷・発展の経緯を踏まえた機能・価値などについても明らかにし、それらを確実に継承することにより真実性の保持を図る。

加えて、各史跡等（構成資産）における価値を構成する要素の保存が最も重要であるため、それらの保存を妨げる可能性のある周辺樹木の生長・排水の不良などの不安要素については確実に除去することによって、保存環境の改善を図る。

②史跡等（構成資産）周辺の環境保全

「エリア1 萩」の史跡等（構成資産）は、それぞれ周辺環境との間に、その成り立ちやその後の変遷と密接な関係があり、かつ現在においては史跡等（構成資産）と周辺環境は一体的な景観を構成している。

萩反射炉が立つ丘陵と一続きの山々、恵美須ヶ鼻造船所跡の前に広がる海岸及び後背の山林、大板山たたら製鉄遺跡を取り囲む森林、松下村塾が建っている敷地を含めた神社の景観など、周辺環境の保全によってはじめて各史跡等（構成資産）の価値は明確に浮かび上がる。そのため、これらの史跡等（構成資産）の周辺については、環境の性質が変化しないよう確実な保全を図る。

一方、萩城下町は当初、その周辺と同時・一体的に建設されたという経緯があることから、本来は周辺環境と一体を成すものがある。城下町建設当初から現在まで、萩城下町及びその周辺には人々が居住し、生活・生業など様々な活動が行われてきており、このような人間の活動の中で、保全・継承されてきた歴史がある。したがって、萩城下町周辺の環境については、このような歴史的経緯を踏まえ、その価値に影響を与えない範囲において一定の変化を許容するという基準を設け、周辺環境の保全を図る。

③持続的な管理・保全と調和した修復・公開活用

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）が持つ価値を持続的に管理・保全するためには、修復・公開活用の各事業の規模・内容を適切なものへと制御する必要がある。適切な規模・内容の選択にあたっては、各史跡等（構成資産）の成り立ち・時代背景、現在まで遺存してきた経緯など辿ってきた変遷・発展の歴史を考慮することとする。加えて、専門家や文化庁等の指導を受けるとともに、実施に必要な財源については国・県からの補助を受けつつ、市・所有者が連携して確保に努める。

管理・保全の責任者である萩市は、現状変更などの管理業務について適切に執行する。その他、緩衝地帯等での開発行為が各史跡等（構成資産）の管理・保全にとって適切なものとなるよう、国・県・市の開発担当部局に確実に認識させる。

各史跡等（構成資産）では、来訪者の数やそれによる影響について継続的に調査を行うとともに、常に各史跡等（構成資産）の状況把握に努める。史跡等（構成資産）の管理・保全に何らかの影響が発生した場合は原因を特定し、適切な保全環境の維持・回復を目的とした方策と戦略を立て実施する。史跡等（構成資産）の年次的な状況把握や各史跡等（構成資産）とその周辺を含めた展望景観の変容を把握し、適切な時期及び方法での修復及び周辺整備等の実施の判断材料とするために、萩市が所有者及び管理者と協力してモニタリングを実施する。

(2) 活用：産業化初期の遺産群としての価値とそれを取り巻く萩の歴史的環境の継承を図るために、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の全体像とその繋がりが見える公開・活用等を図る。

①市民・来訪者の理解を増進する説明・情報発信

『文化遺産における解説のためのイコモス憲章』には、「遺産の解説は、来訪者の理解を深めるだけでなく、来訪者に遺産の保全の重要性を伝え、最終的には遺産の保全につながる」とある。「明治日本の産業革命遺産」全体の価値、その中における「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の位置付けなどについての理解増進を図ることは、これらの保全を実施していくうえで非常に重要であることから、積極的な取組を進める。また、その取組にあたっては各史跡等（構成資産）の価値を正確に伝えるために、それぞれの史跡等（構成資産）が辿った変遷・発展の経緯を考慮することとする。

萩市の市街地の中心にある萩・明倫学舎内に設置した世界遺産ビジターセンターは、萩地域のガイダンス施設の中心として位置付ける。さらに来訪者が学術的・専門的な知識の取得を目指す場合は、萩博物館及び松陰神社宝物殿「至誠館」での高度な情報収集もできるようにする。ガイダンスの体系上、各史跡等（構成資産）の

現地をサテライト施設と位置付け、現地の状況に応じて適切に解説板を設置するとともにガイドを配置するなど、きめ細やかな案内体制の整備に努める。

また、パンフレット等の紙媒体、インターネット等のIT、講演会等の多様な方法により、様々な人々の要求にも対応できる重層的・多角的な情報発信に努めるとともに、可能な範囲で多言語化を行う。

②萩地域内の回遊や史跡等（構成資産）相互の連携を強化する整備や仕組みづくり

「エリア1 萩」には、産業化の背景としての幕末期の地域社会を表している萩城下町、製鉄・製鋼及び造船における西洋技術導入の試行錯誤を表している萩反射炉・恵美須ヶ鼻造船所跡・大板山たたら製鉄遺跡、産業化の重要性を説いた教育施設である松下村塾の3グループから成る9つの史跡等（5つの構成資産）が存在する。幕末期の産業化を表す史跡等（構成資産）のみならず、その背景となった地域社会を表す史跡等（構成資産）又は教育施設である史跡等（構成資産）も残っていることが、萩地域の大きな特徴である。

このような特徴を来訪者が十分に認識したうえで各史跡等（構成資産）の現地を訪ねることができるよう、萩地域における回遊ルートの整備を行う。世界遺産ビクターセンター（萩・明倫学舎）や各史跡等（構成資産）での案内においても、「エリア1 萩」全体の特徴及び各史跡等（構成資産）相互のつながりについての情報提供を行うことができるようガイドの能力向上に努め、萩地域内の回遊を促進する。また、各史跡等（構成資産）での解説板及びパンフレットなどに「明治日本の産業革命遺産」全体の説明を加えるなどして、産業遺産群のプロローグを担う「エリア1 萩」から他の7エリアへの来訪者の波及を目指す。

③萩市のまちづくり・観光施策との連携推進

萩市では、萩城下町を中心として市域の全体を「萩まちじゅう博物館」の名の下に市内の歴史的な遺産及び周辺の豊かな自然環境を「おたから」として保存・活用し、次世代へと継承していく取組を進めている。この事業は、萩開府から400年にあたる平成16年度（2004）から開始しており、まちづくり・観光地づくりの基軸として推進しているものである。住民は自ら「おたから」を見つけ出し、地域や歴史全体のストーリーの中でその価値を認識し、自主的に保存するとともに観光資源としての活用を図っている。

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）は、それぞれが「萩まちじゅう博物館」の重要な「おたから」である。各史跡等（構成資産）にそれぞれ他の「おたから」を含めた地域及び歴史全体のストーリーを描き出し、その中での各史跡等（構成資産）の位置付けを明確化することによって、萩市独自の取組である「萩まちじゅう博物館」と世界遺産「明治日本の産業革命遺産」とのつながりの下に、双方の理解増進を図るとともに、住民の地域おこし及び観光客誘致のための重要な資源として活用する。

また、各史跡等（構成資産）の現地及びホテル・交通機関等において来訪者に対して良質なガイド・案内を提供することは、「エリア1 萩」へのリピーターを生み出し、観光振興に繋がることから、これらのガイド・案内に係る観光関連事業の従事者等の能力向上を目指す取組を行う。

9つの史跡等（5つの構成資産）に共通する「エリア1 萩」の全体構想（ヴィジョン）は、前項に示すとおりである。この全体構想（ヴィジョン）を踏まえ、以下に各史跡等（構成資産）の将来像を示すこととする。

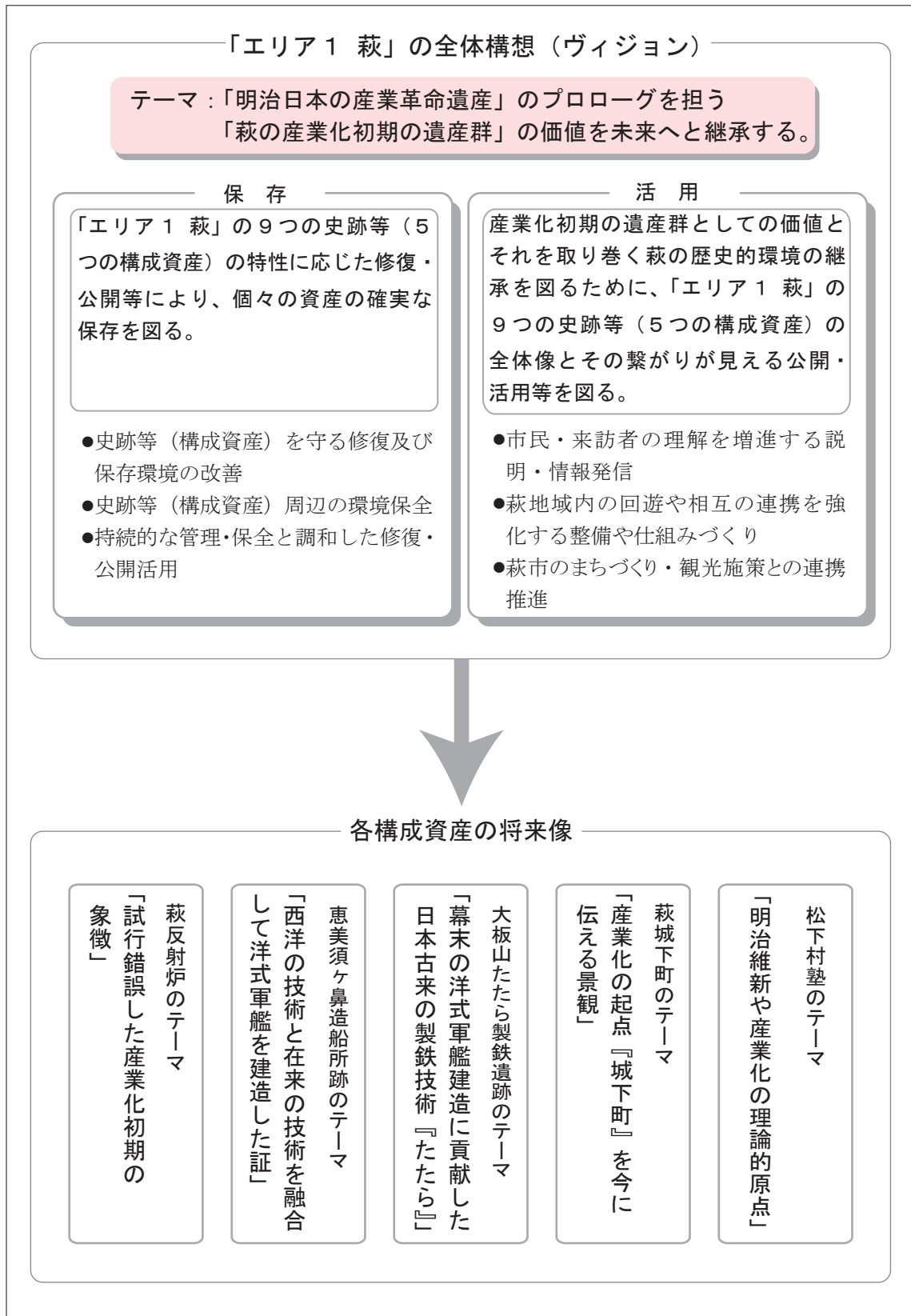


図3-1-1 「エリア1 萩」の全体構想（ヴィジョン）の体系図

第2項 松下村塾

松下村塾の修復及び公開活用における将来像について次のように示す。

テーマ：「明治維新や産業化の理論的原点」

「明治維新や産業化の理論的原点」となった吉田松陰の教育施設の遺構として、塾舎・旧宅からなる建造物及びその敷地の修復を行い、周辺環境を含めた公開活用を行う。

①評価と現状

松下村塾は、幕末から明治時代にかけての日本の近代化・産業化に尽力した多くの人材を育てた場所であり、明治維新及び産業化の理論的原点ともいえる。吉田松陰幽囚ノ旧宅及び松下村塾の建物は、萩三角州東側の旧松本村地区に所在する松陰神社（明治40年（1907）創建）の境内にあり、宗教法人松陰神社の管理のもとに、当時の状態のまま良好に残され、公開されている。さらに、屋敷地を囲んだ生垣等は当時の屋敷規模とその周辺の環境をよく留めている。松下村塾は、「エリア1 萩」の他の4つの構成資産と一群となって、製鉄・製鋼及び造船の分野における試行錯誤の挑戦段階を示す構成資産である。

松下村塾では、吉田松陰が塾舎及び旧宅で講義を行った幕末期を中心に、吉田松陰が生まれた天保元年（1830）を起点とし、信仰の対象となった吉田松陰を祀る松陰神社の歴史を踏まえ、現在までの歴史全体を捉える。

全体構想（ヴィジョン）として掲げるテーマを実現するために、今後、次の2点を中心として必要な修復・公開活用の施策を進めることとする。

②産業化への理論的原点の場となった建造物の維持・修復

塾舎及び旧宅の2つの建造物遺構については、良好な状態を安定的に維持することを前提とする。そのため、定期的なモニタリングを行い、良好な状態を維持するとともに、不安定となっている箇所を強化を図り、適切な時期に補修を行い、意匠・形態・構造の維持を図る。

また、歴史的風情を醸し出している樹木・生垣など、建造物の周辺の自然環境と調和した景観の形成を図る。

③ガイダンスの充実による公開活用の促進と往時を彷彿させる周辺環境の改善

「明治日本の産業革命遺産」における松下村塾の位置付けを踏まえ吉田松陰の生涯、松下村塾での教育や松下村塾生が明治維新や日本の近代化に果たした役割等について、神社境内に所在する宝物殿「至誠館」及び歴史館等のガイダンス施設とも連携をとりつつ、来訪者が理解しやすい情報及び提供を行う。また、来訪者が松下村塾の立地している旧松本村についての理解を深めることができるよう、伊藤博文旧宅・玉木文之進旧宅などの関連遺産への訪問を促す方策を推進する。

神社境内地内に史跡が存在することから、建造物遺構の周辺にある生垣を補植し、敷地輪郭を強調することにより、当時の屋敷地の範囲及び雰囲気回復を図る。さらに、神社参拝者と史跡の見学者の動線を分けるような施設整備を行い、周辺の混雑の解消と来訪者圧力の低減を図る。

④まとめ

以上のような将来像を定めることによって、松下村塾を明治維新や産業化の理論的原点として未来に継承するとともに、「萩まちじゅう博物館」を構成する「おたから」の一つとして多くの市民や来訪者に親しまれ、萩を象徴し、萩の歴史を伝承する場としていく。

第2節 方針

先に述べた全体構想（ヴィジョン）の実現を図り、修復・公開活用事業を具体的に実施するにあたっての方針は、以下のとおりである。

第1項 「エリア1 萩」

（1）調査研究の推進

①来訪者調査

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）については、萩市が継続的に来訪者の影響の程度等を確認するための来訪者調査を行う。

②モニタリング・カルテ及び年次報告書の運用

モニタリングは、各史跡等（構成資産）の要素の状況を観察するモニタリング（構成資産のモニタリング）、展望景観の変化を把握するモニタリング（構成資産と緩衝地帯のモニタリング）の2種類とする。萩市職員が年1回、モニタリングの結果をモニタリング・カルテに記載することにより実施する。

モニタリングの結果や、開発の有無、現状変更の状況、パンフレット・講演会等の状況など「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）について総括的に記載する年次報告書は、萩市職員が年度ごとに整理・調整し、今後の保存及び活用における事業実施の参考とする。年次報告書については萩地区管理保全協議会において内容を確認した後、内閣官房が設置する保全委員会に提出する。

（2）建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

①関連文献資料等の保護・修復

山口県文書館には、膨大な萩（長州）藩の関連文書等が所蔵されている。今後とも、傷みの激しいものや閲覧により破損が想定されるものについては、補修又はデジタル化を行うなどの措置をとり、原本の保護に努めるよう、山口県文書館に要請する。

また、萩博物館には屏風及び軸装の萩城下町絵図などを所蔵している。今後とも、萩博物館において収蔵庫における適切な保管及び破損がある場合には、表具の修復等を確実に実施する。

(3) 構成資産・エリアにおける固有の産業システムの明示・説明

①「エリア1 萩」及び各史跡等（構成資産）における固有の産業システムの全体像等を明示する公開活用

「明治日本の産業革命遺産」の全体が持つ顕著な普遍的価値及びその中での「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の位置付け、関連資産についての情報等を市民及び来訪者に提供できるよう世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）を設置する。「エリア1 萩」以外のエリアの構成資産群及び「エリア1 萩」の全体像の理解のために、最初に世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）を訪れるような情報発信及び誘導を図るとともに、「エリア1 萩」における9つの史跡等（5つの構成資産）を周遊するルートを運行するような交通機関の開設について民間事業者に働きかける。

各史跡等（構成資産）では、史跡等としての本質的価値等、世界遺産としての顕著な普遍的価値及びその中における各構成資産の位置付け、構成資産間の相関関係を提示できるよう案内板・解説板等の設置及びカイドの配置等を行う。

以上の説明を補完するものとして、また萩市へ来訪できない場合の情報提供手段として、パンフレットの作成・配布、タブレットやスマートフォンを利用したアプリケーションによる解説又は画像等の提供、インターネットを利用したホームページへの情報の掲載を行う。

(4) 景観の観点からの修景

①萩地域全体の修景

萩地域全体における修景については、現在の歴史的景観・自然景観を保全・継承するとともに、市内に点在する「おたから」と調和した景観の創出を目指した景観形成に取り組む。

②構成資産と緩衝地帯のモニタリングを踏まえた修景

各史跡等において毎年、構成資産と緩衝地帯を含む展望景観を把握するためのモニタリングを行う。モニタリングは現時点の展望景観を基準に行い、景観の維持・向上を目指す。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

①情報発信の拠点としての活用

「エリア1 萩」のガイダンス施設の中心を世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）とし、「明治日本の産業革命遺産」の全体が持つ顕著な普遍的価値及びその中にある「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の位置付けなどの説明を行う。古文書の解説など学術的・専門的な展示を行う萩博物館及び松陰神社宝物殿「至誠館」では、現在、学術的な説明が可能な学芸員を配置しているが、引き続き今後も配置するとともに、継続的な調査研究ができるよう体制の維持・拡充に

努める。各史跡等（構成資産）の現地は、ガイダンス及び情報発信のサテライト施設として位置付け、現地ガイドによる解説及び解説板又はパンフレット・機器等による説明を行う。ただし、史跡等（構成資産）が広範囲にわたる場合には、史跡等（構成資産）内の適切な施設内に解説板を設置する。また、解説板の設置によって史跡等（構成資産）の景観に負の影響を与えることが予想される場合には、史跡等（構成資産）内ではなく、その周辺の適切な位置に設置する。

また、特別な情報発信として、萩博物館及び至誠館での企画展の開催、世界遺産や文化財の専門家を講師とした講演会又はフォーラムの開催、萩市職員による出前講座の実施など、様々な機会を創出して市民・来訪者の理解増進に努める。

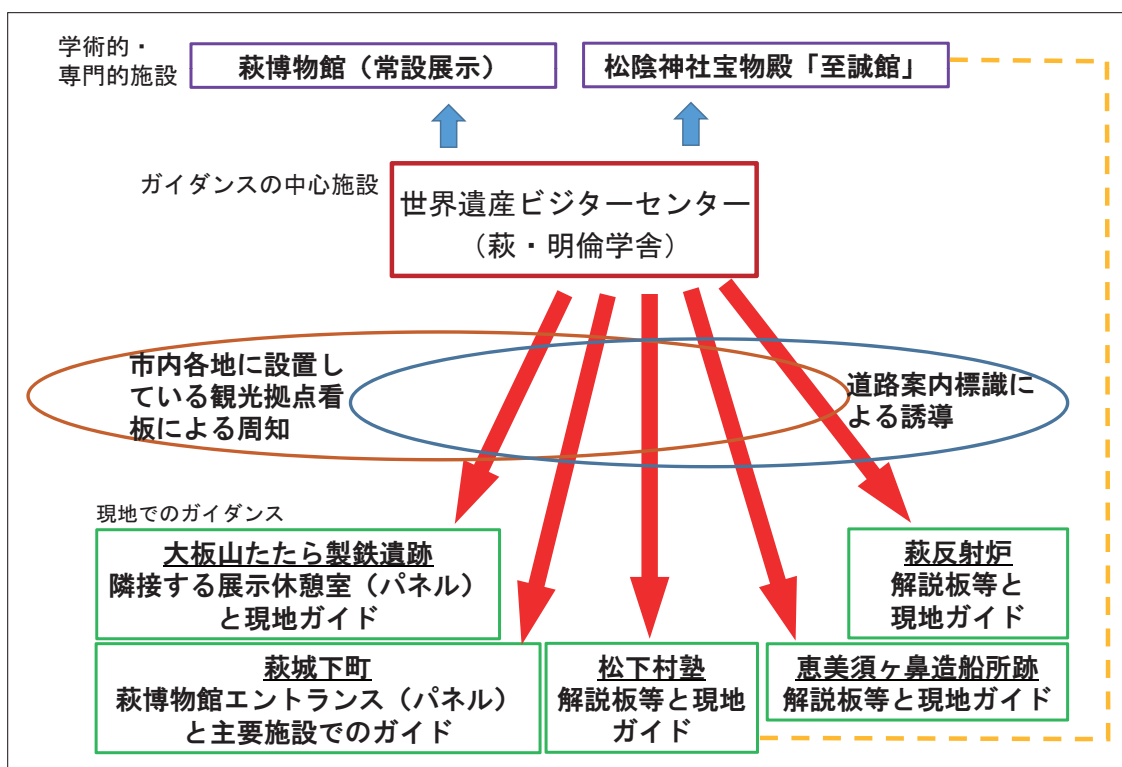


図3-2-1 萩地域のガイダンスの体系図

②地域社会（コミュニティ）の参画

現在、萩市内に4つのガイド団体があり、退職した市民などが中心となって会員（ガイド）を構成しているが、ガイドの高齢化・減少に対応するため、今後は一層、地域社会及びガイド団体と協力してガイドの確保に努めるとともに、地元の高校・大学との連携によるガイドの育成に取り組む。特に9つの史跡等（5つの構成資産）が所在する地域においては、地域住民によるガイドを推進する。

さらに、史跡等（構成資産）が所在する地域では、当該史跡等（構成資産）を核とした取組を積極的に行うことにより、地域住民の理解増進を促す。

③関係者の能力開発（キャパシティビルディング）

ガイドの能力向上及び新たなガイドの育成のために、萩市の世界遺産担当者、文化財の専門職員、学芸員等を講師として、定期的にガイド対象の研修を行う。

日常における史跡等（構成資産）の管理・保全を行う萩市文化財保護課の職員は、内閣官房・「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会が主催する管理保全研修会、専門機関が開催する修復・発掘等の技術研修会等を定期的に受講し、常に能力の向上を図る。また国・県・市の開発担当の職員を対象として、世界遺産としての保全のあり方について専門家を招いて講習を行うことにより、史跡等（構成資産）の保全を念頭においた業務執行を習慣化させる。

観光関連事業の従事者などに対しては、一般市民を対象とした講演会・フォーラム・企画展などへの積極的な参加を促し、ガイド能力の向上を図る。

④来訪者数の上限設定及び来訪者管理戦略

日常管理の一環として毎日の来訪者数を継続的に把握し、モニタリング・カルテによる定期的なモニタリングと併せて史跡等（構成資産）に対する来訪者の影響を調査する。影響があることが判明した場合は、動線設定などの来訪者管理戦略を立て、必要な施設の設置を行うなどの対策を実施する。

（6）事業の推進

①事業進捗の管理・運営

事業進捗については、萩市が責任者として管理・運営を行う。萩市が史跡等（構成資産）の状態や所有者・管理者の意向を考慮して実施すべき事業内容や時期を適切に定めるとともに、国・県とも連携して財源及び実施に必要な専門的な知見・人材を確保する。

事業実施については、史跡等（構成資産）の保全及び来訪者の危険防止について緊急性及び貢献度が高いものを優先する。

②事業の進捗状況のフォローアップ

事業の進捗については、萩市において遅滞がないよう常に管理するが、調査や実験の結果などに応じて実施時期の再調整を行うなど必要に応じて実施計画をローリングし、現実的・弾力的な事業実施を図る。また、萩まちじゅう博物館構想及び萩市歴史的風致維持向上計画など関連するまちづくりの計画の中で、史跡等（構成資産）の修復・公開活用事業の進捗についての整合を図る。

事業の内容については、適正な修復・公開活用事業となるよう萩市及び史跡等（構成資産）の所有者は史跡等（構成資産）ごとに設置している専門家による整備委員会等を定期的に開催し、承認・検証を行う。事業実施に当たっての史跡等（構成資産）の現状変更については、適切な処理を行うため、萩市が文化庁及び山口県と協力して進める。

第2項 松下村塾

(1) 調査研究の推進

①文献資料等の調査

吉田松陰に関連する古文書等の資料は数多く確認されているが、松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅に関連する資料として顕在化しているものは少ない。萩市・松陰神社は、引き続き関連資料の発見・収集に努めるとともに、既存資料の整理・分析を進め、松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅の歴史的・学術的価値を高め、あわせて地域社会において両史跡が果たしてきた役割の顕在化を図る。

②その他の調査

萩市は、必要に応じて発掘調査を実施し、調査成果の記録・情報発信に努める。また、これまでの修理等の記録を丹念に集約し、時系列に基づき整理することにより、修復の経過を精査する。

③モニタリング・カルテ及び年次報告書の作成と運用の方向性

萩市・松陰神社は、来訪者の影響の程度等を確認するための調査を行うほか、建造物の外観及び室内の変状、部材の傷みの経年変化を把握するために、モニタリング・カルテを作成して経過観察を行う。

(2) 建造物の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

①劣化部材の保全・強化

建造物の屋根部分の沈下及び傾き、壁・柱等の傾き等の変状、部材（柱・梁、建具等）の劣化等が見られる。萩市・松陰神社は、変状・劣化に対する原因を究明するとともに、材料・材質の安定的な修復のために、定期観測を行い、傷みや変状の進行を把握するため継続的なモニタリングを実施する。

②不安定な建造物の強化・安定化

不安定化又はその可能性のある構造について、修復（強化・安定化）のために、日常管理の中で、異常や変状等が生じていることを確認した場合には、作成したカルテ（現況図となる）に基づく修復を行う。さらに、建造物周辺の表土流出及びそれに伴う排水不良については、抜本的な対策を行う。

③文献資料等の修復

現在確認されている関連文献資料等の中には、経年による素材の劣化及びカビ・虫による損害等のため修復を要するものもあり、今後の適切な保存・修復が必要である。実施に当たっては、萩博物館及び関連機関と連携し、素材・形状に応じた適切な方法で保存・修復を行う。

(3) 史跡松下村塾が明治政府における近代化・産業化の理論的原点となったことの 明示・説明

①公開活用

幕末から明治における日本の産業化・近代化において、松下村塾出身者がどのような役割を果たし、史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅での教育が、どのように関係したのかについて、来訪者が理解しやすいように、以下に示す方針をもとに修理・修景する。

- 屋敷地を囲う生垣の輪郭が不明瞭となっている。生垣の補植を行い、敷地の輪郭を明確化することにより、屋敷地としての雰囲気を実現する。
- 「明治日本の産業革命遺産」全体及び「エリア 1 萩」における松下村塾と他の構成資産との関係について、解説板により明示する。また萩市は、関連資産との一体的な活用も視野に入れたインタープリテーション（展示戦略）として、周辺の遺跡（玉木文之進旧宅、伊藤博文旧宅、吉田松陰誕生地等）と一体となった見学ルートを設定して情報提供するなど、来訪者の理解増進を図る。
- 松陰神社は昼夜開放されており、落書き等による人為的破損や落雷等による自然的破損も懸念されるため、防災設備の改修及び防犯カメラ等の設置を計画的に進める。また、夜間の安全対策として、車両等の出入りの制限を図る。

(4) 景観の観点からの修景

①史跡（構成資産）内及び緩衝地帯における修景等

史跡内及び周辺の緩衝地帯の良好な景観づくりを目指し、まずは神社入り口付近の修景等を行う。また、史跡（構成資産）内における構成要素の景観改善の観点から、藩政期末頃の屋敷地の原風景を意識しつつ、絵図・古写真等をもとに、史跡の指定地及び世界遺産の構成資産と当時の地割りととの関係を十分考慮した上で、当時の原風景を彷彿させる修景・修理を目指す。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

①活用の方向性

神社内の情報発信施設である宝物殿「至誠館」、研修施設「立志殿」、吉田松陰歴史館と萩博物館、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）が連携し、組織的かつ継続的に情報発信に取り組む。加えて、吉田松陰の教えと塾生が明治維新及び日本の近代化・産業化に果たした役割について学習・研究する機会を定期的に作り、広く公開する。松下村塾の現地では、ガイドによる説明を行う。

また、萩市・松陰神社は、ガイドの能力向上及び新たなガイドの育成のために研修会を行う。

(6) 事業の推進

①事業実施の方向性

史跡の本質的価値を構成する及び構成資産の顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素としての建造物（塾舎・旧宅）・敷地を維持するための事業を中心に据える。特に、建造物の周辺の土地の表土流出及びそれに伴う排水不良については、喫緊に抜本的な対策を講ずる。長期的には建造物の屋根の葺き替え及び解体修復を視野に入れ、それに備えて建造物の現状及び修復履歴等の情報を集約する。

第4章 調査研究

本章では、第3章第2節において設定した「調査研究の推進」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

第1節 「エリア1 萩」

(1) 発掘調査

各史跡等（構成資産）の発掘調査計画については、第2節において詳述する。

なお、調査の実施に当たっては、史跡等（構成資産）として適切かつ有効な調査となるよう事前に国及び山口県と協議を行うとともに、専門家の承認を得ることとする。発掘調査で得られた学術的成果は、文献資料等の調査及び建造物調査、並びに類似事例との比較を行い、史跡等（構成資産）の全容解明に努める。発掘調査の成果については、記録・公開し、それにより共有化を図るとともに、情報発信を行う。

(2) 文献資料調査

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）に関連する文書及び絵図や古写真等の文献資料は、これまでに多く確認されている。既に確認されている文献資料の調査・研究を引き続き行うとともに、資料等の情報について、ホームページ及び市報等で広く告知し、新たな文献資料の発見・収集に努める。資料の調査に関しては、萩博物館学芸員等の専門家及びNPOまちじゅう博物館の市民ボランティア等の協力・支援を得て進める。

文献資料調査で得られた学術的成果と、発掘調査及び建造物調査との比較を行い、各史跡等（構成資産）の全容解明に努める。文献資料調査の成果は、記録として整理・公開し、共有化を図るとともに情報発信を行う。



「名勝萩と長門峡之図」（萩博物館蔵）

(3) その他の調査

① 来訪者の数・動態に関する調査

萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡については平成 27 年(2015) 4 月から、萩城下町及び松下村塾についてはそれ以前から、毎日の来訪者数の調査を行っている。

今後とも、「エリア 1 萩」の 9 つの史跡等(5 つの構成資産)の来訪者数の調査を行うとともに、史跡等(構成資産)周辺の関連史跡においても、管理人が常駐している場合は来訪者数の調査を行う。

また、9 つの史跡等(5 つの構成資産)については定期的に、来訪者の行動観察・同時滞在者数・滞留時間についての調査及び来訪者の史跡等(構成資産)に対する理解度及び満足度、他の立ち寄り先及び日帰り・宿泊の別などのアンケート調査を行い、将来の修復・公開活用事業における基礎資料とするとともに、長期的な観点での傾向の把握及び課題の抽出に努める。

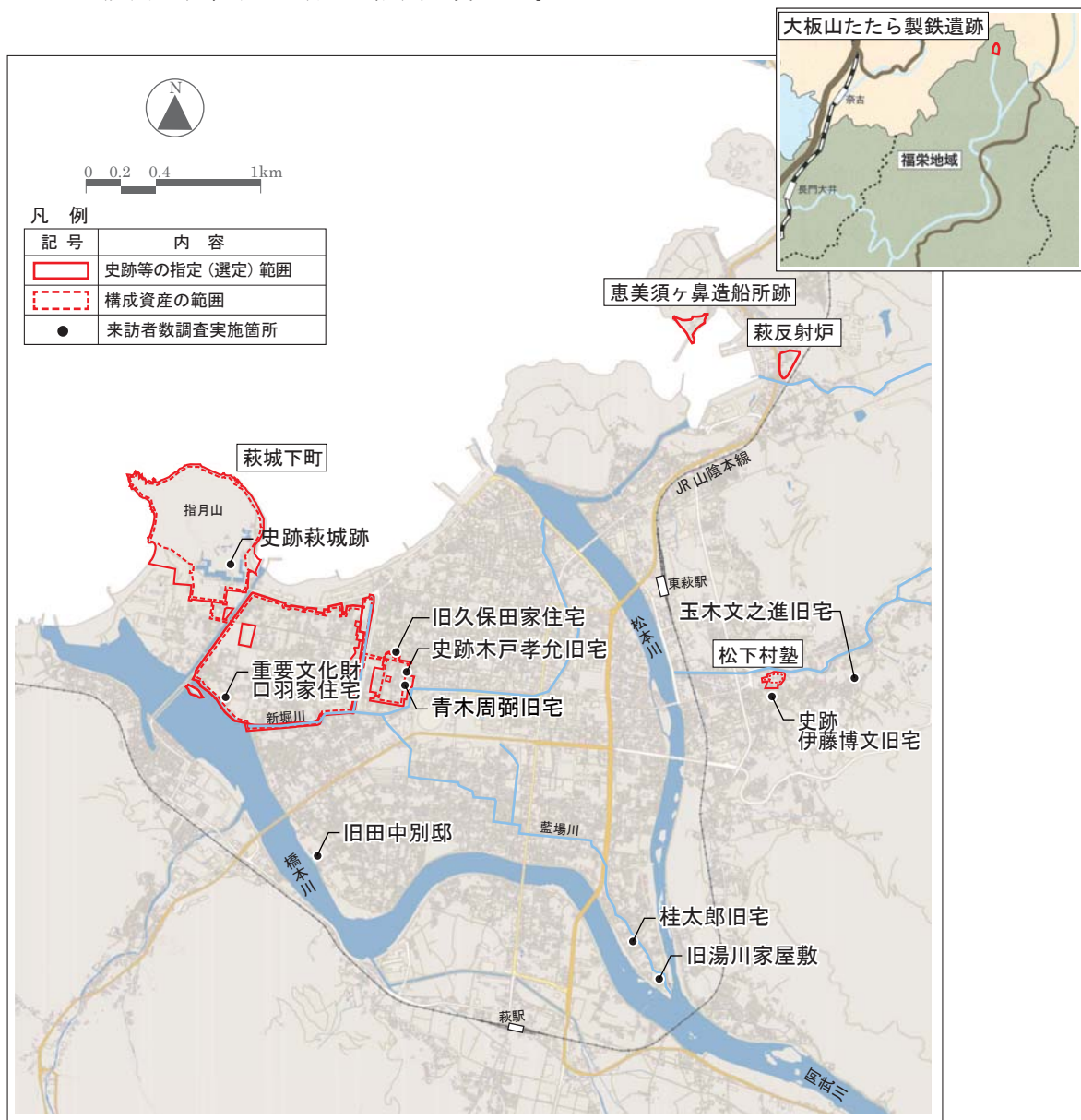


図 4-1-1 萩地域で来訪者数を調査する施設

(4) モニタリング・カルテ及び年次報告書の運用

①モニタリング・カルテ

モニタリング・カルテは、年1回行う史跡等（構成資産）や緩衝地帯のモニタリングを記録するもので、劣化及び改変の状況等を把握できる基礎的な資料であるとともに、補修や大規模修理等の時期を定めるうえでも非常に有効な資料である。萩市では、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）のモニタリング・カルテ（個票及び調査台帳）を平成28年度（2016）に作成し、同年度からモニタリングを開始している。モニタリングは、史跡等（構成資産）に精通している萩市文化財保護課職員が史跡等（構成資産）の現地に赴き、目視及び写真撮影により観察を行い、その結果をモニタリング・カルテに詳細に記載するほか、必要に応じて所有者・管理者の協力を求める、という方法で実施することとしている。

毎年度、モニタリングの結果は年次報告書として取りまとめ、萩地区管理保全協議会において、確認・合意した後に、「明治日本の産業革命遺産」保全委員会に報告する。



石垣の目地の開きモニタリング実施事例
(史跡金沢城跡)

個票 【構成資産名: 萩反射炉】

構成要素	反射炉本体	部位2	北面	個票番号 H28A01-001	記録年月日
部位1	レンガ			平成 29 年 1 月 20 日	

位置図(全体)

位置図(詳細)

立面図


萩反射炉 立面図(北面)

写真

H28A01-001 - 1

個票サンプル①

個 票 【構成資産名： 萩反射炉】

					個票番号	H28A01-001
部位3	レンガ・目地	材質等	レンガ・モルタル	規格	東側：H=2.3m、西側：H=1.6m	
現状・摘要						
修理履歴等						
写真・図面等						
						

H28A01-001 - 2

個票サンプル②

調査台帳		構成資産 名称					萩反射炉	
調査日時	平成 29年 1月 20日(金)					天候		
調査者	萩市文化財保護課							
(構成要素)								
番号	調査項目/部位1	調査結果			影響要因	特記事項		
	部位2	指摘なし A	経過観察 B	要是正 C	番号で記入 1~13			
反射炉本体								
1	レンガ							
1	北面							
2	東外面							
3	東内面							
4	南面							
5	西外面							
6	西内面							
2	安山岩							
1	北面							
2	東外面							
3	東内面							
4	南面							
5	西外面							
6	西内面							
7	保護設備							
3	煙道							
1	東側							
2	西側							
地下遺構								
4	丘陵下段							
1	反射炉本体周辺地下遺構							
2	建物遺構1							
3	建物遺構2							
4	外構							
5	丘陵上段							
1	建物遺構3							
2	建物遺構4							
3	外溝・法面							
6	法面							
1	東側							
2	西側							
改善予定状況等								
番号	改善策の具体的内容					改善(予定)年月日		
影響要因								
環境変化	1:樹木等、2:昆虫(蟻害等)、3:菌類(腐食等)、4:経年劣化							
自然災害	5:火災、6:落雷、7:風水害、8:土砂災害、9:地震、10:津波							
観光圧力	11:観光客等による直接人為的行為、12:開発等に係る要因							
その他	13:その他							

調査台帳サンプル

②年次報告書

年次報告書は、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の保存及び活用に関する当該年度の実績をまとめたものであり、エリア及び史跡等（構成資産）の状況を総括的に把握する基礎資料である。作成にあたっては、萩市の世界遺産担当職員が各団体等から情報収集し、正確かつ適切に調整したものを萩地区管理保全協議会へ提出し、確認・合意を得た後に、「明治日本の産業革命遺産」保全委員会に報告する。

年次報告書目次

- 1 基本情報
- 2 保護状況（指定等）
- 3 構成資産に与える影響等に関する観察
- 4 構成資産内の構成要素ごとの物理的改変に関する観察
- 5 構成資産の修復・公開活用事業等の実施に関する観察
- 6 インタープリテーション
- 7 保護に関する団体等
- 8 管理保全に関する関係者間の協力体制
- 9 総括（評価）

第2節 松下村塾

(1) 発掘調査

史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅の史跡指定地内における発掘調査は過去行われていない。萩市・松陰神社は今後、保存・修理、整備の観点から必要な場合は発掘調査を行い、調査成果を記録・公開するとともに、適切な情報発信を行う。

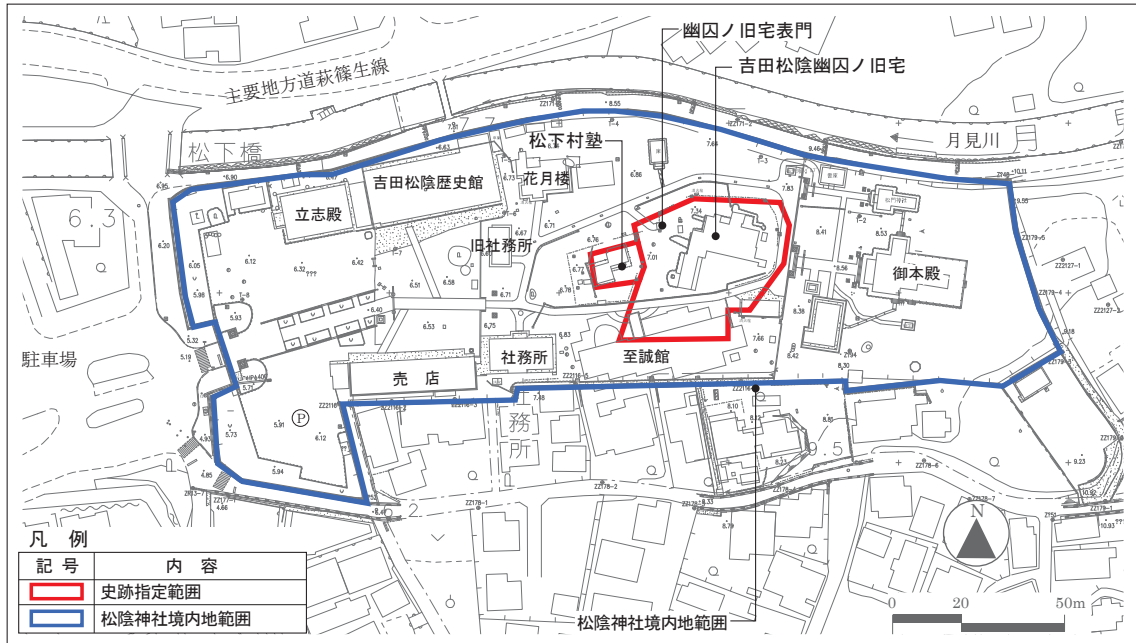
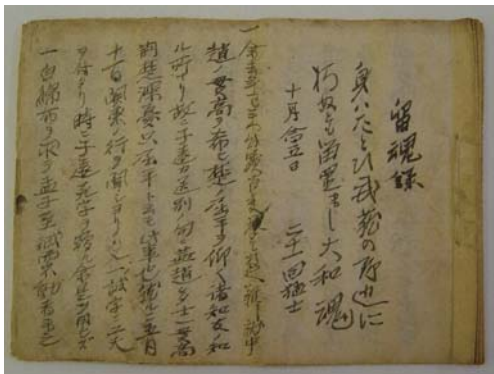


図4-2-1 調査計画図

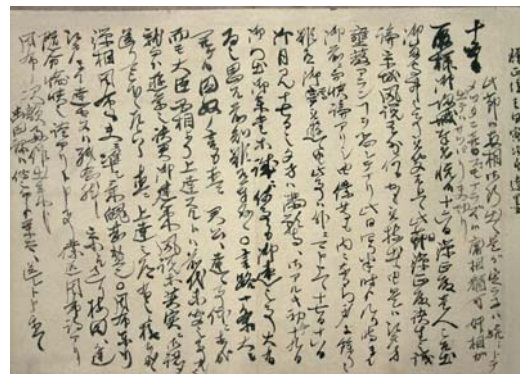
(2) 文献資料等の調査

吉田松陰に関する資料は、文書や肖像画・所用品等多数残されており、その数は山口県所有のものが754点、松陰神社所有のものが311点あり、『吉田松陰関係資料』として山口県有形文化財に指定されている。

文献資料等の調査にあたっては、主に松陰神社至誠館の専門学芸員が担い、加えて、萩博物館の歴史専門学芸員や市民サポートとしてNPO萩まちじゅう博物館の協力を得ながら進める。



『吉田松陰関係資料』 松陰神社所蔵



『吉田松陰書簡』 萩博物館所蔵

(3) 修復のための調査

萩市・松陰神社は、精度の高い建造物（塾舎・旧宅）の現況図を作成すると同時に、これまでの修復等の記録を精査し、現況図に図示・記録し、今後の小修理から解体修復までの様々な規模の修復及び必要に応じて行う構造補強などの工事に備える。

第5章 建造物の修復

本章では、第3章第2節において設定した「建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

第1節 「エリア1 萩」

(1) 史跡の本質的価値を構成する要素（構成資産内の顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素）の修復

第2節において詳述する。

第2節 松下村塾

(1) 史跡の本質的価値を構成する要素（構成資産内の顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素）の修復

①史跡松下村塾

1) 屋根・軸部・柱間装置・造作の修復

史跡松下村塾の意匠・構造及び敷地の地形等を安定的に維持するために、松陰神社は建造物・敷地の特性又は保存管理上の課題に従って修復を行う。今後とも建造物・敷地の健全な状態を維持することとし、定期的なモニタリングと併せて、不具合箇所が生じた場合には部分的な修復を行う。建造物のうち、板壁・漆喰壁・建具は部分修復を行い、その他の箇所は破損の程度に応じて補修又は部材の取替を行う。将来、構造上の不具合が生じた場合は、専門家の指導を得て、必要な修復を行う。

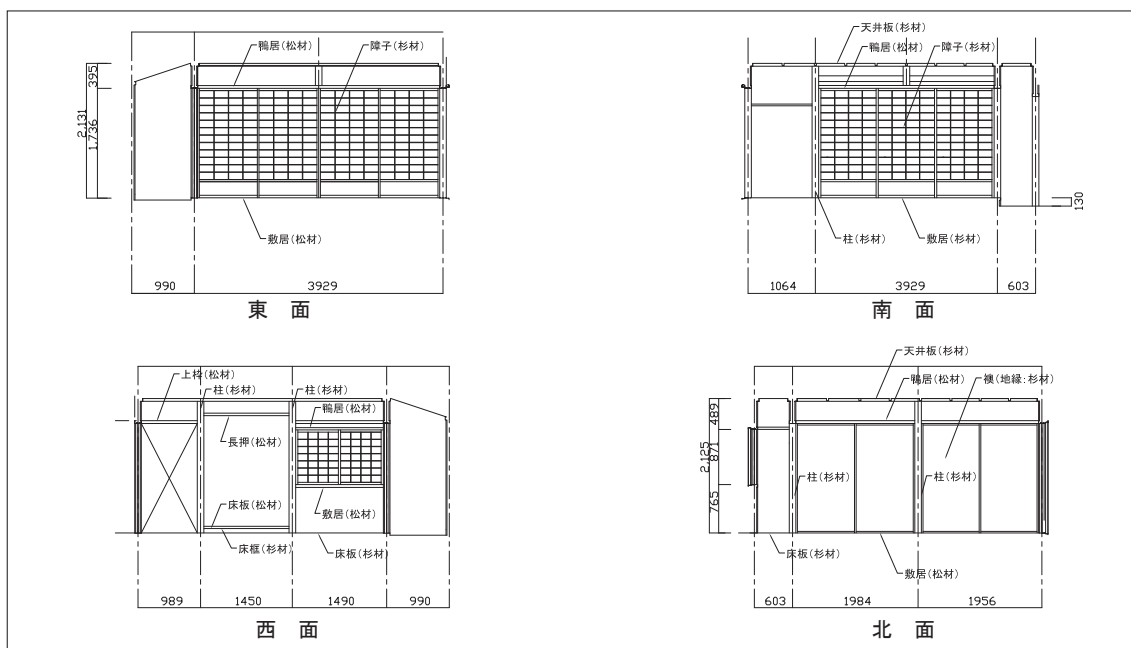


図5-2-1 史跡松下村塾の建物修理計画箇所図



修理計画箇所その1 (天井板の破損)



修理計画箇所その2 (壁の亀裂)



修理計画箇所その3 (継ぎ手の開き)



修理計画箇所その4 (襖、畳の劣化)

②史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅

1) 屋根・軸部・柱間装置・造作の修復

史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の建造物遺構の修理・修復については、史跡松下村塾と同様に、意匠・構造及び敷地の地形等を安定的に維持するために、松陰神社は建造物・敷地の特性又は保存管理上の課題に従って修復を行う。今後とも建造物・敷地の健全な状態を維持することとし、定期的なモニタリングと併せて、不具合箇所が生じた場合には部分的な修復を行う。建造物のうち、壁・建具は部分修復を行い、その他の箇所は破損の程度に応じて補修又は部材の取替を行う。将来、構造上の不具合が生じた場合は、専門家の指導を得て、必要な修復を行う。

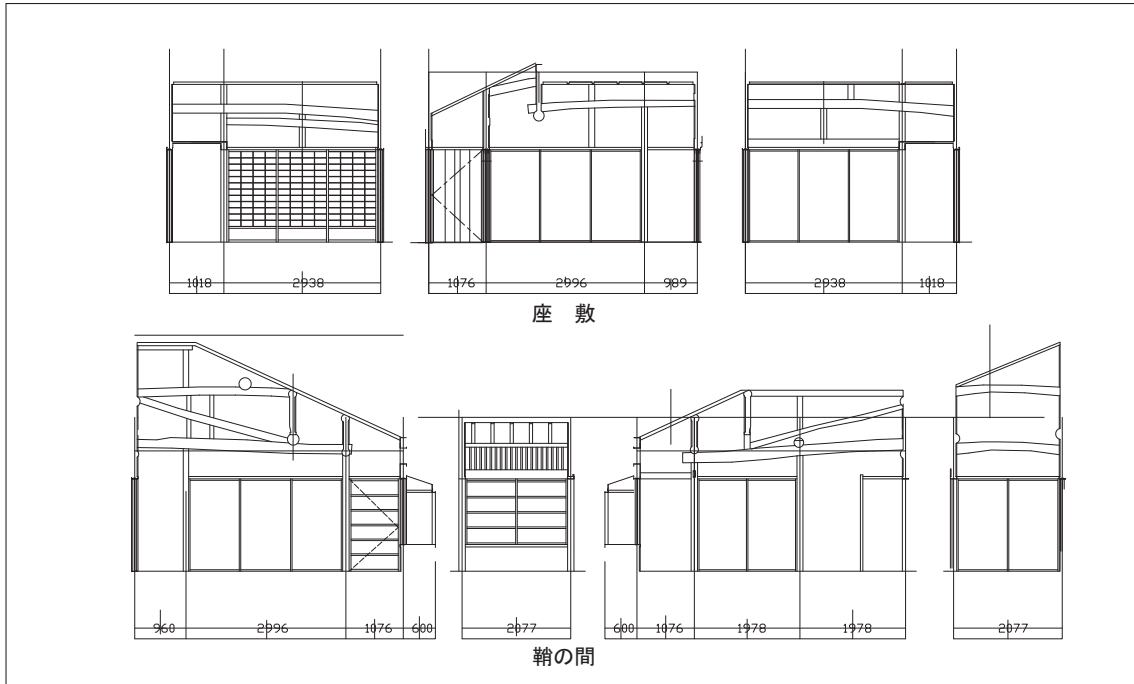


図 5-2-2 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の建物修理計画箇所図



修理計画箇所その 1 (壁の亀裂、破損)



修理計画箇所その 2 (母屋の腐朽)



修理計画箇所その 3 (軒先の傾き)



修理計画箇所その 4 (雨漏りの痕跡)

(2) 史跡（構成資産）内のその他の構成要素の修復

敷地内においては、土砂の流出により、建物周辺の浮き上がりや排水溝・排水樹の露出がみられる。また排水施設が目詰まりによる排水不良もみられる。現状の施設をできるだけ維持・活用しつつ、土系舗装等の表土が流出しにくい施工方法を検討するとともに、排水施設の機能回復を行う。

既存設備の改修の場合は、萩市文化財保護課専門職員が立会いを行う。地下遺構に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に萩市が発掘調査を実施する。

神社境内の排水については、雨水排水計画を策定し、雨量流出量や排水区域、排水路の検討を行い、排水設備の改修、現地基盤部へのサンドマット状の排水処理方法、透水性のある土系舗装などの具体的な方策を検討する。

そのほか、史跡（構成資産）北側のクロマツの生育に伴い、枝葉の落下や倒木による影響が懸念されるため、樹木の生育について、注視するとともに、枝払い、場合によっては移植又は伐採を適切に実施する。

第6章 史跡及び構成資産・エリアの公開活用

本章では、第3章第2節において設定した「構成資産・地域における産業システムの明示・説明」、「景観の観点からの修景」及び「萩城下町における産業化の主体となった当時の封建社会の明示・説明」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

第1節 「エリア1 萩」

(1) 地区区分（ゾーニング）

「エリア1 萩」を含む萩地域の地区区分（ゾーニング）については、以下に示す4つのゾーンに区分する。

①封建社会の象徴ゾーン

萩城下町を含み、幕末の産業化初期における封建社会の様子が、残された建造物、その他の工作物及び町並み等からうかがえるゾーンである。史跡萩城跡・萩城城下町・木戸孝允旧宅及び堀内伝建地区の範囲内にある主要な遺構の現状保存に努める。

②試行錯誤の挑戦ゾーン

史跡萩反射炉、史跡恵美須ヶ鼻造船所跡及び史跡大板山たたら製鉄遺跡を含み、幕末の萩（長州）藩士たちが、試行錯誤を重ねながら産業化や軍備の拡充に挑戦した証が残るゾーンである。これら3つの史跡（構成資産）間の関連性について、さらなる調査を進め、来訪者に一体として見学することを促し、受け入れ態勢の充実に努める。

③明治維新の胎動ゾーン

松下村塾という教育施設と、そこから育った幕末の志士たちの誕生地等の関連史跡を含むゾーンである。史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅周辺に所在する関連史跡への周遊を促し、周遊のモデルコースの整備に努める。

④誘導ゾーン

上記3ゾーンへの誘導を促すゾーンである。地理に不案内な来訪者であっても3ゾーンへ円滑に移動できるよう、道路案内標識及び案内板等の設置を進める。さらに、3ゾーンの現地へ赴く前に必要な知識取得ができるよう、また萩地域を周遊する起点として、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）への入館を促す。

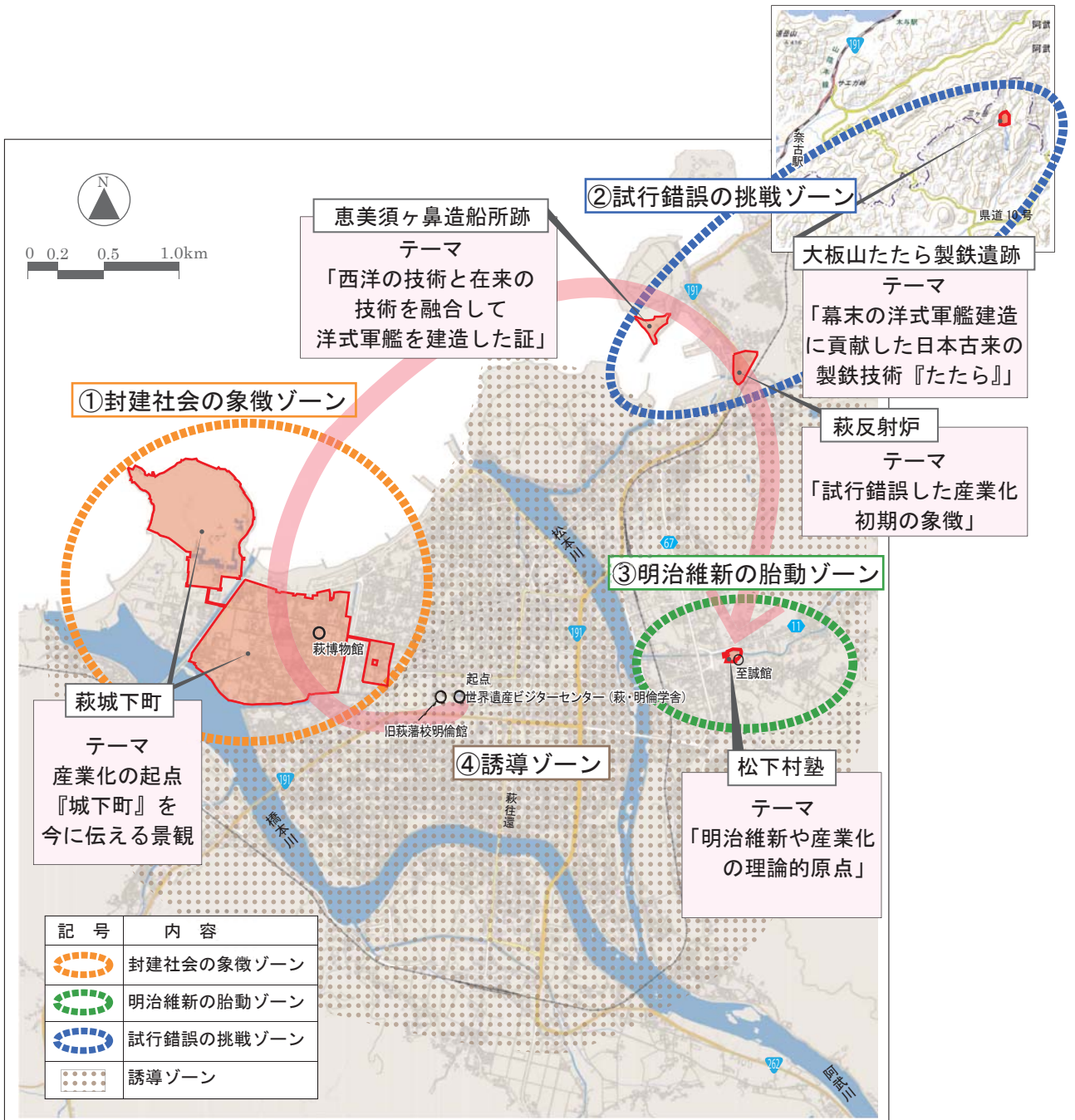


図6-1-1 萩地域地区区分図

(2) 動線

① 広域から萩地域への動線

萩地域への円滑な来訪を促すため、スーパーはぎ号（新山口駅新幹線口⇄萩・明倫センター間を約 60 分で結ぶ直行バス）の運行継続を事業者に要望する。また、萩地域への新たな来訪ルートとして、山陰道の早期建設・供用開始を国に要望する。また、各動線の主要拠点（JR 駅、サービスエリア、道の駅、空港ターミナルなど）には、明治日本の産業革命遺産及び萩地域を紹介するパンフレット等を配架し、来訪者誘導を促進する。



図 6-1-2 広域から萩地域へのアクセス

② 萩地域の動線

「エリア 1 萩」全体の理解増進を図るため、最初に世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）を訪れ、その後 9 つの史跡等（5 つの構成資産）を周遊するルート設定を行い、推奨ルートとしてパンフレット等で広報する。推奨ルートの順番については、まず産業化の背景となった封建社会である萩城下町、次に産業化初期の遺産である史跡萩反射炉、史跡恵美須ヶ鼻造船所跡及び史跡大板山たたら製鉄遺跡、最後に工学教育を基盤に産業化を主導した人材を育成した教育施設である史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅とし、「エリア 1 萩」が時代的に明治日本の産業革命遺産の第 1 番目のエリアであることへの理解増進を図る。

萩地域の動線については、多くの来訪者が訪れることが想定される史跡等（構成資産）の近接地及び世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）には公共駐車場を設置し、自家用車及びバスでの周遊に便宜を図っている。また、史跡大板山たたら製鉄遺跡を除く 8 つの史跡等（4 つの構成資産）を周遊する際に利用できる循環バス及び路線バスを三角州及びその周辺に運行している。

平成 27 年度（2015）から、民間事業者によって史跡大板山たたら製鉄遺跡を除く 8 つの史跡等（4 つの構成資産）を巡る定期観光バスが運行されている。また平成 29 年度（2017）からは、期間限定ではあるが、史跡大板山たたら製鉄遺跡を加えた定期観光バスも運行されている。今後とも定期観光バスの運行継続を要請するとともに、史跡大板山たたら製鉄遺跡への交通機関の確保に努める。また、タクシー事業者に対して、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）及び 9 つの史跡等（5 つの構成資産）を巡る定額料金のタクシー・ルート設定を提案する。

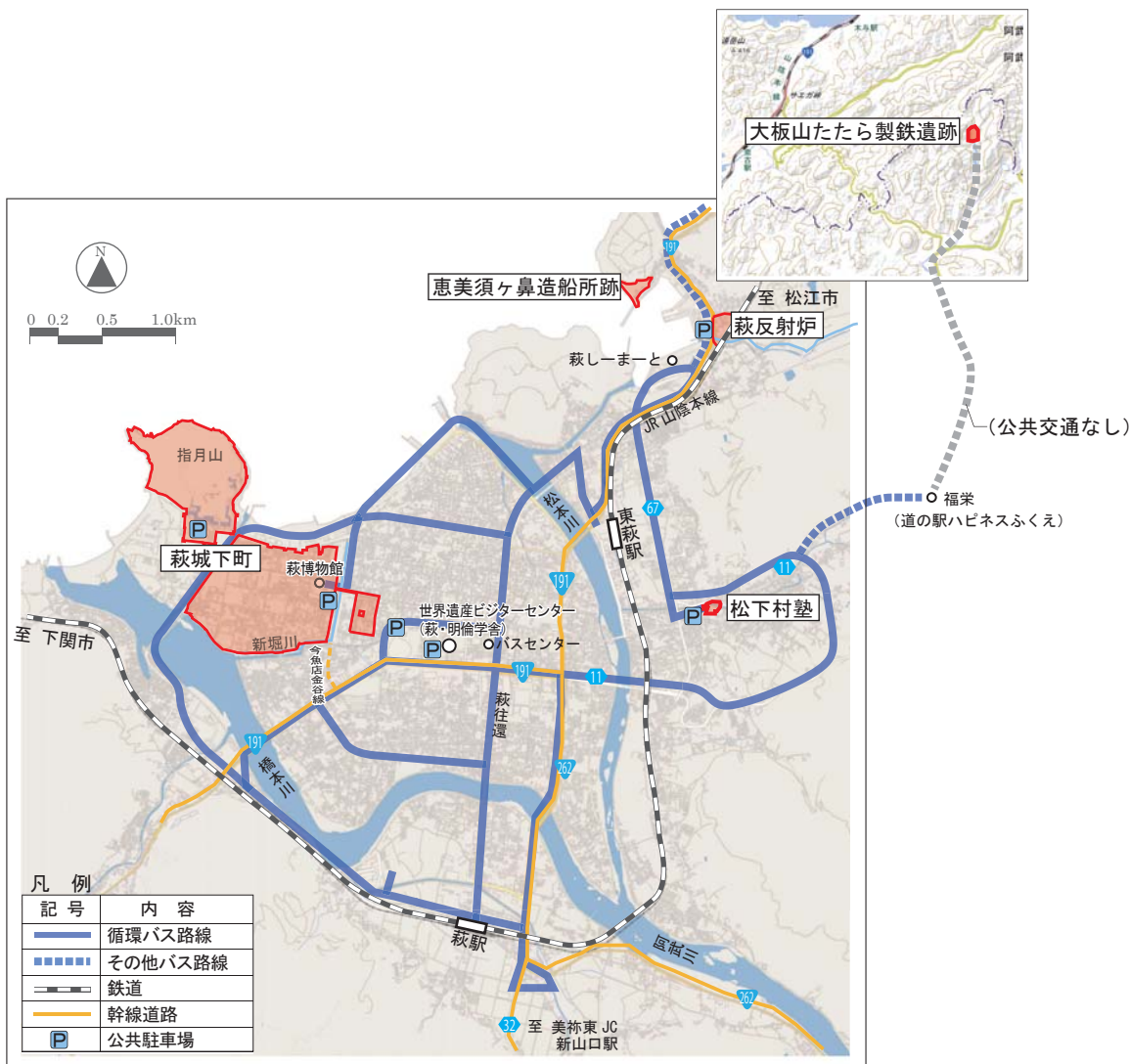


図 6-1-3 萩地域の動線

(3) 地形・環境の造成

地形造成については、史跡等（構成資産）の当時の形態を維持するため極力行わず、遺構の保護及び後世における盛土及び切土が実施されている部分の復元の場合のみを実施することとする。

環境整備については、遺構への影響・圧力を減じるため、必要最小限の見学路・案内サイン・説明板等の整備を行う。駐車場・トイレ・ガイド詰所・休憩施設等の整備についても、位置・規模・意匠・材質等の選択にあたっては、景観に配慮したものとす。

(4) 修景・植栽

地下遺構が存在する史跡等（構成資産）において樹木の根による地下遺構の破壊が懸念される場合、及び樹木の幹・枝等が折れることによって建造物の破壊が懸念される場合には、樹木類の整理を行う。

樹木の植栽については、史跡等（構成資産）及びその周辺も含めた景観が改善されるかどうかを十分考慮して実施する。

(5) 案内・解説施設

①世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）

世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）において、明治日本の産業革命遺産全体のストーリー及び世界遺産価値、「エリア1 萩」における9つの史跡等（5つの構成資産）の位置付け及び歴史・産業技術等並びに9つの史跡等（5つの構成資産）を含む「エリア1 萩」が辿ってきた変遷・発展の経緯を説明する。説明はパネル、映像、アニメーション、体験設備等を作成して行う。また作成にあたっては、来訪者にとってできるだけ楽しく、わかりやすく紹介できるよう工夫する。また、展示替えの時期に合わせて、可能な限り明治日本の産業革命遺産の標準的な展示を取り入れる。



世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）展示の一部

世界遺産ビジターセンターがある萩・明倫学舎は、平成 28 年度（2016）に旧明倫小学校の校舎を修理し、観光の起点として設置された。萩（長州）藩の藩校があった明倫館の跡地に建っており、修理した校舎は木造としては日本最大級であった。世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）のほか、観光インフォメーションセンター、萩地域の大地の歴史を説明するジオパークビジターセンター、萩藩校明倫館展示室、明倫小学校展示室及び復元教室、江戸時代の天文・地理・医学・からくり・鉄砲・大砲等を展示している幕末ミュージアム、萩の食材を提供する飲食スペース及びお土産販売所が設置されている。これらは、萩地域及び「エリア1 萩」が辿った変遷・発展の経緯を理解するうえで非常に有用であるため、各史跡等（構成資産）の見学のみを目的に萩地域を訪れた来訪者に対しても、チラシの配布等により萩・明倫学舎への誘導を図る。

藩校跡に建つ日本最大の木造校舎が萩の新たな観光起点に!

本館【無料】
萩の観光はここから!
世界遺産ビジターセンター
萩の観光はここから!
300坪の敷地に広がる!

2号館【有料】
萩の歴史を体験できる
萩の歴史を体験できる
萩の歴史を体験できる
萩の歴史を体験できる

幕末ミュージアム
幕末の歴史を体験できる
幕末の歴史を体験できる
幕末の歴史を体験できる
幕末の歴史を体験できる

世界遺産ビジターセンター
世界遺産の魅力を体験できる
世界遺産の魅力を体験できる
世界遺産の魅力を体験できる
世界遺産の魅力を体験できる

復元教室
江戸時代の歴史を体験できる
江戸時代の歴史を体験できる
江戸時代の歴史を体験できる
江戸時代の歴史を体験できる

飲食スペース・萩のお土産販売
萩の食材を堪能できる
萩の食材を堪能できる
萩の食材を堪能できる
萩の食材を堪能できる

明倫学舎
萩の歴史を体験できる
萩の歴史を体験できる
萩の歴史を体験できる
萩の歴史を体験できる

萩・明倫学舎パンフレット

②サイン

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）及び世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）へ誘導する道路案内標識を明治日本の産業革命遺産の共通デザインにより各道路管理者が製作し、市内の主要交差点や史跡等（構成資産）の直近に設置している。今後とも、来訪者の要望などがあれば、道路案内標識の追加設置を道路管理者に要請する。

また、高速道路のサービスエリア及び主要道路における道の駅などにおいて、明治日本の産業革命遺産やそれに含まれる「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）について紹介するパンフレットの設置を関係機関や道路管理者に要請する。



道路案内標識（萩バイパス）

市内各地、特に交通拠点施設や集客性の高い施設等に観光拠点看板を設置し、近隣の史跡等（構成資産）の解説を行っている。看板の枠及び柱は木製又は擬木製で、色はダークブラウン、看板の背景は白である。今後とも、柱の腐食等が生じた場合は随時、更新を行う。



観光拠点看板（唐樋札場跡）

また、これらのサイン・案内板を新設・更新する場合は、表記の多言語化を図る。

③解説板

各史跡等（構成資産）には、史跡の概要や本質的価値、明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値の解説板、23 の構成資産の位置付けの解説板並びに各構成資産が辿ってきた変遷・発展の経緯及び産業システムを踏まえた解説板を順次設置する。ただし、史跡大板山たたら製鉄遺跡については、周囲の森林景観に配慮し、史跡指定地に隣接する展示休憩室に解説板を設置する。萩城下町については、史跡指定地の範囲が広大であるため、範囲内に所在する萩博物館に解説板を設置する。

また、解説板の新設・更新を行う場合は、表記の多言語化を図る。

（6）管理施設・便益施設

各史跡等（構成資産）には、トイレ・休憩施設のほか、ガイド・管理人が常駐している場合はその詰所を設置する。設置にあたっては、位置・規模及び意匠が、史跡等（構成資産）の価値を損ねないよう精査する。また、施設を更新する場合は、できるだけ各施設を集約することとする。

（7）公開・活用施設

「エリア1 萩」には、公開・活用施設として、萩・明倫学舎内の世界遺産ビジターセンター、萩博物館及び松陰神社宝物殿「至誠館」がある。それぞれ、平成 29 年（2017）3 月、平成 16 年（2004）11 月及び平成 21 年（2009）10 月に開館しており、今後とも公開・活用施設として十分に活用することが可能であるため、当面の間、これらの施設を中心として調査・研究の発表、講座等の開催、展示会の開催等を行う。

第2節 松下村塾

(1) 地区区分（ゾーニング）

松下村塾の理解増進のための公開活用を進めるにあたって、次のとおり地区区分を行った。

松下村塾ゾーン

史跡松下村塾及び史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅のゾーンで、南側の一部は宝物殿「至誠館」となっている。松陰神社による日常の管理に加え、萩市による定期的なモニタリング調査により建造物遺構の劣化及び変状について注視していく。前章第2節で述べたように、必要に応じて補修しつつ、現状での維持管理を図る。

通常の見学は木柵越しの見学であるが、管理者主催で行われる講話等の催事の際は、限定的に建造物遺構内へ立入り、塾生体験も可能とする。

景観保全ゾーン

史跡地を含み、現状で神社内参道に囲まれたゾーンにあたる。史跡（構成資産）の敷地境界が不明瞭となっている。明治初年の絵図等を参照しながら生垣の補植等を行い、屋敷地としての輪郭を強調する。また降雨等により表土流出や凹凸の発生、排水施設の目詰まり等がみられるため、表土が流出しにくい施工方法で造成を行い、排水施設についても機能回復を行う。植栽密度が高く、見通しが利きにくい箇所については、必要に応じて枝打ちや整枝又は移植・伐採等により適切な景観整備に努める。

公開活用ゾーン

松陰神社境内にあたる。松陰神社の管理のもと、クロマツが植栽されており、大木化している。倒木による建造物遺構への影響についても考慮する必要がある。建造物遺構近くに生育する樹木については特に注視し、枝打ちや整枝、場合によっては伐採あるいは移植等を行う。

境内入り口近くには、来訪者のための駐車場（大型含む）やトイレ、物産店等の便益施設がある。また、吉田松陰歴史館、宝物殿「至誠館」、立志殿等の学習施設が存在している。これら既存は史跡の解説の機能を果たしており、ガイド及び来訪者等を対象とした講座等を開催する機能も有する。

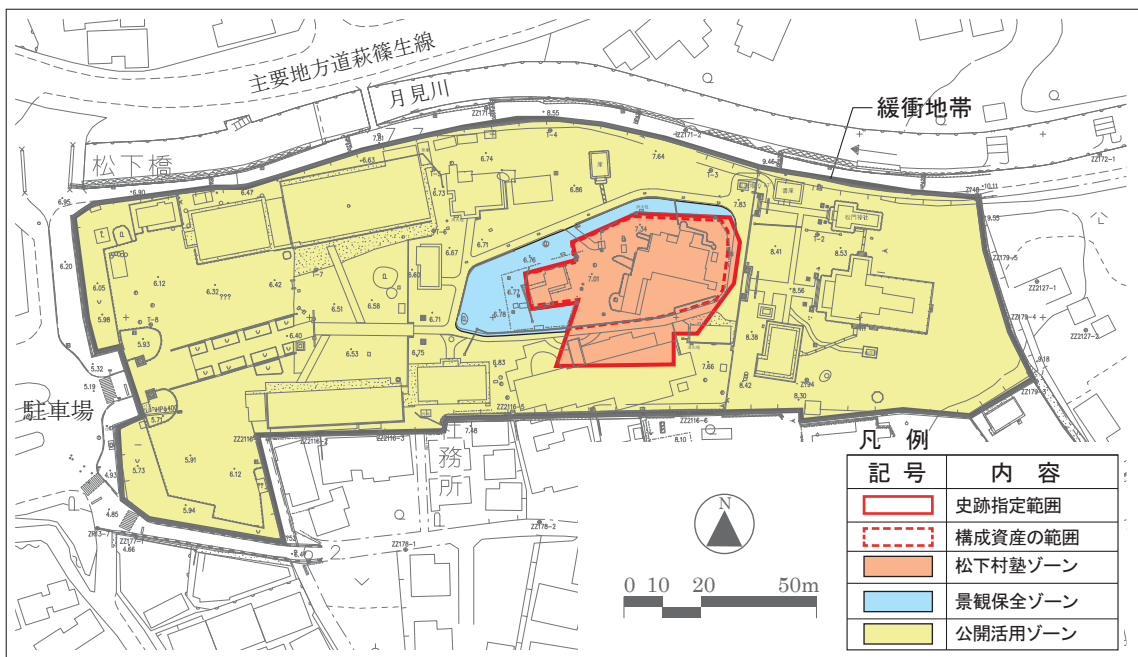


図6-2-1 史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅 地区区分図

(2) 動線

①史跡（構成資産）までの動線及び史跡（構成資産）から周辺の歴史資源への動線

萩地域の交通拠点であるバスセンターやJR東萩駅から、徒歩又はタクシー、循環バス等の利用、または自動車駐車場も整備されていることから、利便性には恵まれている。

また、史跡（構成資産）周辺には「エリア1 萩」の他の史跡等（構成資産）や、日本の近代化に大きな役割を果たした人々の誕生地や旧宅が点在している。萩市・松陰神社は、これらの歴史資源との回遊性と連続性をもった史跡の公開に努める。

②史跡（構成資産）内の動線

旧宅は、幕末の中下級武士の屋敷地の形状をよく留め、北側には表門もよく残っており、表門から玄関に至る延段も見られる。表門から入り、東側の幽囚室から南側の広場に、さらに塾舎に至る順路を表示するとともに、吉田松陰の生涯や教育、史跡（構成資産）が辿ってきた変遷・発展の経緯が体感できるよう順路に沿った解説の充実を図る。

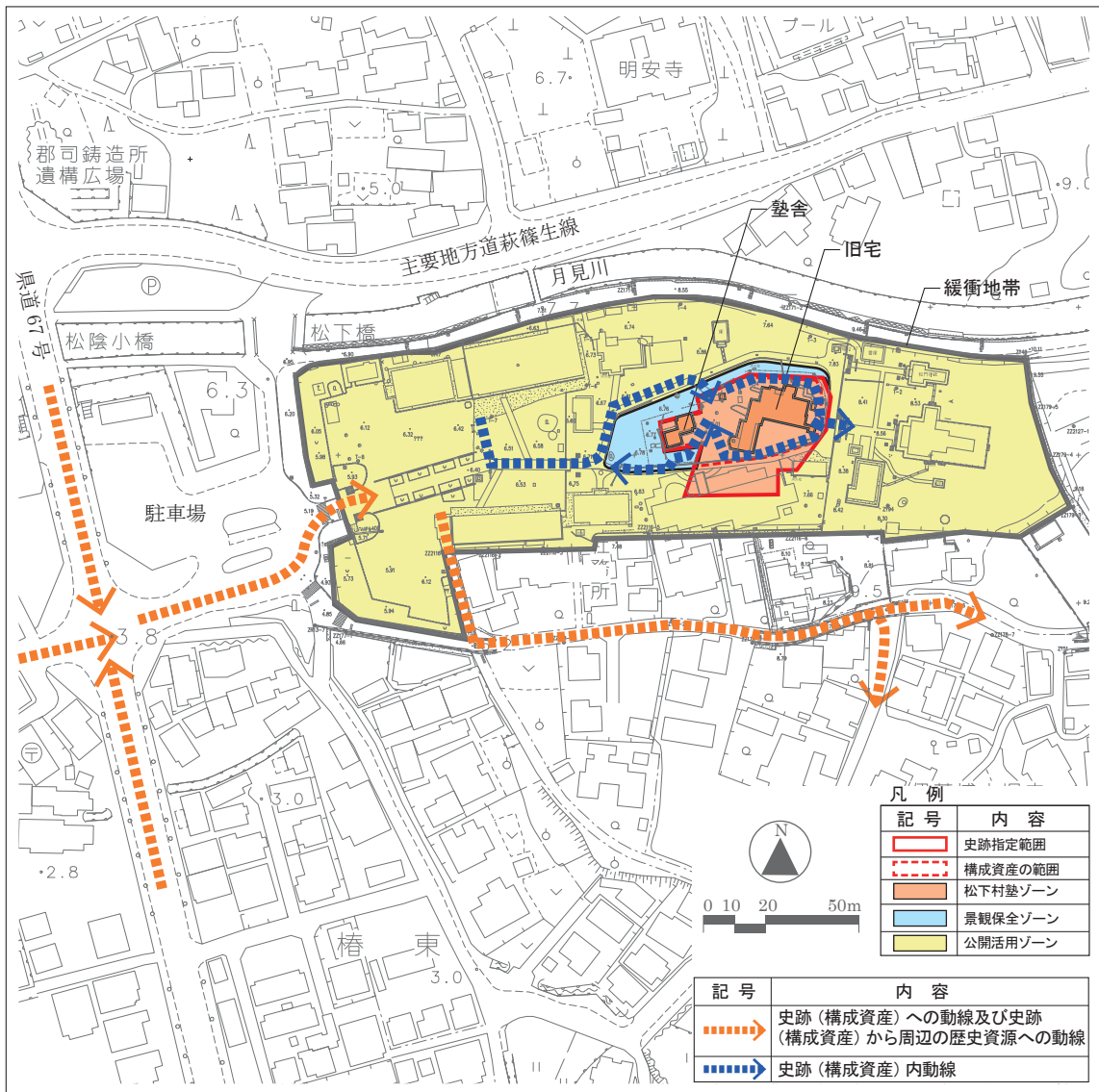


図6-2-2 史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅 動線計画図



図6-2-3 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の表門に続く道と旧宅全景

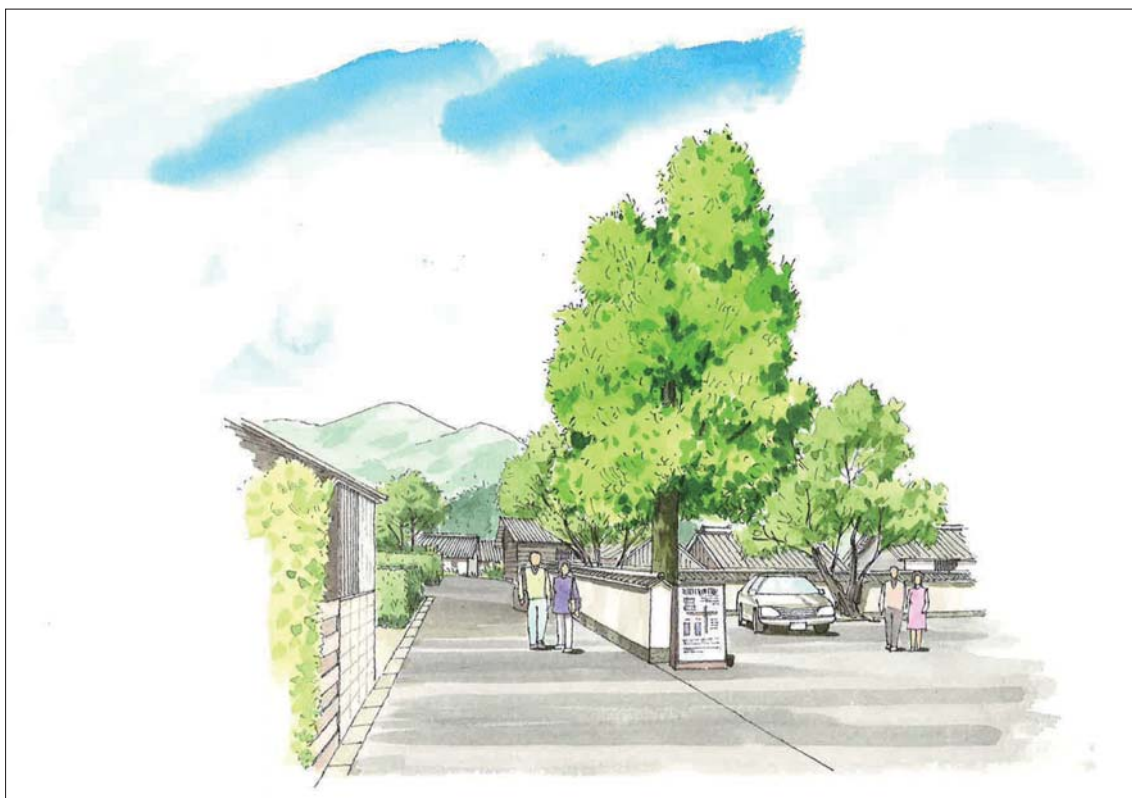


図6-2-4 松陰神社北側出入口から関連歴史資産への周遊

(3) 地形・環境の造成

史跡（構成資産）内及びその周辺においては、表土流出により、排水溝や排水柵が露出している箇所や排水施設が目詰まりによる排水不良を起こしている箇所が見られる。松陰神社は、現状の施設をできるだけ維持・活用しつつ、表土が流出しにくい施工方法による地盤整形及び排水施設の機能回復を行う。

(4) 修景・植栽

当時の屋敷の地割及び景観を来訪者が理解しやすいよう、敷地を囲う生垣及び塾舎と旧宅との間の生垣について、絵図等をもとに再現・修景を行う。また、後年植えられた常緑広葉樹等で見通しを妨げているものの枝払いや伐採を行う。

また、史跡（構成資産）北側のクロマツの生育に伴い、枝葉の落下及び倒木による塾舎・旧宅の建造物等への悪影響も懸念されるため、樹木の生育について注視しつつ枝払い等を行い、場合によっては移植又は伐採を適切に実施する。

(5) 案内・解説施設

松陰神社は、史跡の概要及び本質的価値、「エリア 1 萩」における松下村塾の位置付け等について示した解説板を設置する。

また、旧道を活かして、周辺の関連遺跡（玉木文之進旧宅、伊藤博文旧宅、吉田松陰誕生地等）と一体となった周遊ルートを設定し、沿道の遺産を紹介する案内板を設置する。

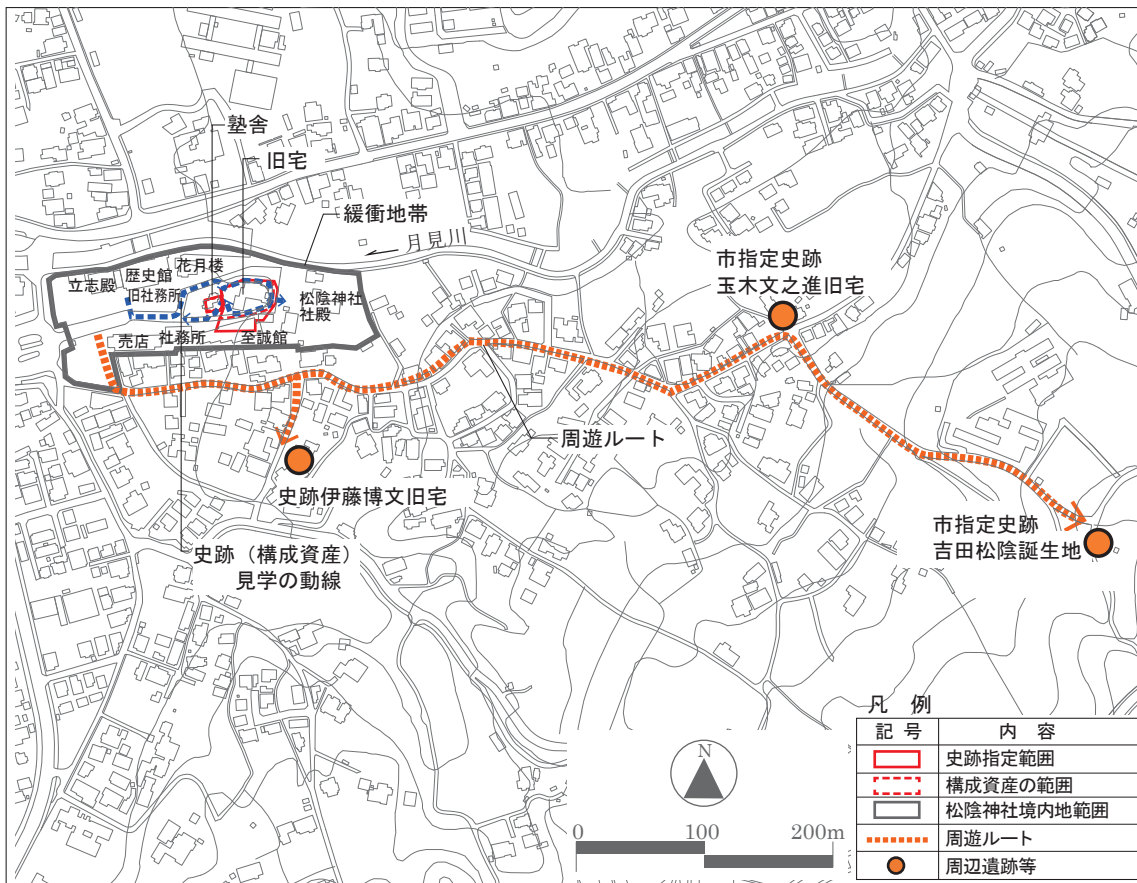


図6-2-5 周辺遺跡位置図及び周遊ルート図

(6) 関連諸設備

①防災設備の改修や防犯カメラ等の設置

松陰神社は昼夜開放されており、建造物に対する毀損、放火、展示物・備品類の盗難が危惧されるため、防災設備の改修や防犯カメラ等の設置を計画的に行う。また、夜間における神社への車両の出入りを制限するため、埋め込み式のポールを設置する。以下に現状防災設備の位置と防災・防犯設備の改修及び新設計画を示す。



図6-2-6 現状防災設備位置と防災・防犯設備の現状及び新設計画図

第7章 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

本章では、第3章第2節において設定した「景観の観点からの修景」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

第1節 「エリア1 萩」

(1) 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

萩地域については、萩市景観計画及び萩市屋外広告物等に関する条例による景観の規制があるため、全体として形態・意匠・色彩・高さ等については秩序ある建築物・工作物及び屋外広告物の設置等が行われている。今後ともこのような景観形成を継続することにより、それぞれの地域の特性に合った景観誘導を行う。

また、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）のうち8つの史跡等（4つの構成資産）が三角州内及びその周辺に存在する。これらの史跡等（構成資産）の遠景が著しく変化しないよう、将来にわたって三角州を取り囲む河川の景観、三角州北側に見られる海浜の景観及び三角州東・南・西側に見られる山林の景観の維持・向上を図ることとする。



三角州全景

第2節 松下村塾

(1) 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

① 緩衝地帯における修景等

現在、神社前面（西側入り口）の塀は土塀形の白壁となっており、落ち着いた景観を形成している。北面及び南面はブロック塀となっているが、松陰神社が前面景観との調和が図れるよう計画的に改修を検討する。

史跡（構成資産）の西側に木造平屋建て瓦葺の旧社務所が現存しているが、現在、社務所機能はなく、老朽化が進んでいる。この建物を除去すれば、神社入口側から史跡（構成資産）への見通しを高める効果も期待できる。今後、神社内の建物の除去等を計画する場合は、専門家の協力を得て、その履歴等を調査し、保存措置の要否を判断する。除去する場合でも、図面作成・写真撮影、建物調査等の記録を残す。建築物の新築に際しては、社頭景観に配慮し、史跡周辺の景観調和の観点から意匠、形態等にも十分検討するとともに萩市との事前の調整を行う。

また、神社内の売店・便益施設等についても、松陰神社・管理者が改修時に史跡と調和した外観に改める。

緩衝地帯外に当たる境内西側の駐車場において舗装等の改修が必要になった場合には、境内の正面景観に馴染んだ素材を使用するなど、関係行政機関の間で修景の方法について調整を行う。また、来訪者の数・動向を調査し、駐車場の拡大・新設の是非については、慎重に判断する。



図7-2-1 明治初年の松下村塾周辺の様子
「明治初年松下村塾附近平面図」部分（萩博物館蔵）



図7-2-2 松陰神社西側入口正面より門前町方向の修景

第8章 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用

本章では、第3章第2節において設定した「文化的資源・情報発信の拠点としての活用」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

第1節 「エリア1 萩」

(1) 情報発信の拠点としての公開活用

①世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）における情報発信

「エリア1 萩」のガイダンス施設の中心として萩・明倫学舎内の世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）を位置付け、来訪者を誘導するとともに、萩・明倫学舎を情報発信の拠点として、市民、ガイド及び来訪者等を対象としたセミナー等を教室等を利用して定期的を開催する。

②萩博物館及び松陰神社宝物殿「至誠館」における情報発信

萩市の歴史、民俗、自然等の総合博物館である萩博物館及び吉田松陰・松下村塾に関する博物館である松陰神社宝物殿「至誠館」については、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）よりも学術的・専門的な側面からガイダンスを行う施設として、古文書及び出土品、吉田松陰の遺品及び遺墨等の展示を行うとともに、展示の説明及び調査研究を行う学芸員を配置し、関係のある古文書の調査や遺品等の適正な管理を行う。また情報発信の拠点として、定期的に明治日本の産業革命遺産又は構成資産をテーマとした企画展を開催するとともに、萩博物館の講座室や松陰神社研修施設「立志殿」の会議室等を利用し、市民・ガイド及び来訪者等を対象として講座等を開催する。

③各史跡等（構成資産）における情報発信

各史跡等（構成資産）の現地は、ガイダンス及び情報発信のサテライト施設として位置付け、現地ガイドの配置及び解説板・パンフレット・機器等による解説の充実に努める。解説は、明治日本の産業革命遺産の世界遺産価値及び「エリア1 萩」の構成資産の意義、他エリアの構成資産との関係、史跡の本質的価値等の観点から行う。

④パンフレット・IT等による情報発信

「エリア1 萩」の5つの構成資産を紹介する現パンフレットはガイドマップ形式で、各史跡等（構成資産）についての説明を付した簡便なものとなっている。これとは別に、明治日本の産業革命遺産全体のストーリー及び顕著な普遍的価値、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の位置付け及び歴史的意義などを解説した「エリア1 萩」に重点を置いたパンフレットを作成し、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）等情報発信の拠点である3施設及び各史跡等（構成資産）において配布する。

また、現在運用している「長州ファイブとめぐる！萩の世界遺産」アプリケーションなどIT関連の説明媒体の利用を促進するため、パンフレットやホームページに内容や利用方法を掲載する。

加えて、萩市公式ホームページの世界遺産ページに世界遺産に関する行事や官民の取組などを掲載し、市民や来訪者の関心を高める。

(2) 地域社会（コミュニティ）の参画

①世界遺産講演会等の開催

定期的に「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）及び世界遺産に関する専門家の講演会等を開催する。また、市職員による市民への出前講座の要請に積極的に対応する。

②史跡等（構成資産）所在地での活動

史跡等（構成資産）が所在する地域においては、当該史跡等（構成資産）を核としたトレイルコースの設定、地元ガイドの体制構築、まち歩きイベントなどを実施する。

③ガイド団体への支援

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）のガイドを行う団体に対して、必要なガイド人員の確保及び新規ガイドの募集、ガイド能力向上のための研修会の開催、その他史跡等（構成資産）の理解増進のため必要と考えられる事項に対して支援を行う。また、萩市内にある高校や大学に通う生徒や学生を対象にガイドの募集を行うとともに、応募者には講義の受講を促し、可能な期間だけでもガイドとしての活動を推奨する。

④市民の参画の推進

萩市は出前講座という制度を持っており、文化財や世界遺産というテーマについても市民からの要請に応じて講座を行っている。今後とも、出前講座という制度を広報し、市民対象の講座を積極的に行うとともに、フォトコンテストなど市民が関心を高めるきっかけとなるような事業を行い、文化財や世界遺産への市民の参画を促進する。



2016年 最優秀作品『仲秋の灯と虚眞』



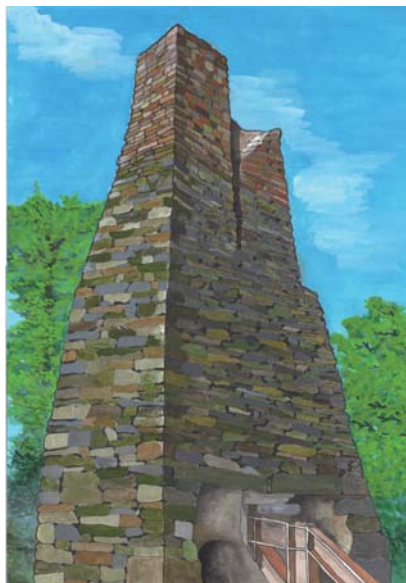
2016年 優秀作品『歴史の春』

萩市教育委員会は、平成27年度（2015）から、小学校社会科副読本及び中学校郷土読本において、明治日本の産業革命遺産の世界遺産登録と「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）について解説したページを新たに設け、市内の全小学生・中学生に教育している。また、史跡等（構成資産）のある地元の小学校では、総合的な学習のテーマに地元の史跡等（構成資産）を設定し、誇るべき身近な宝物として史跡等（構成資産）を学習し、その成果を新聞にまとめたり、観光客へ説明したりする活動を行っている。

更に、市内の小中学生が史跡等（構成資産）に親しみを持つことができるよう平成22年度(2010)から史跡等（構成資産）をテーマとした絵画の募集を継続して行っている。今後とも、小中学生が史跡等（構成資産）に興味を持つような活動を継続するとともに、このような活動を高校生や大学生等にも広げていく。



2016年 小学生最優秀作品『城下町の白壁』



2016年 中学生最優秀作品『萩反射炉』

(3) 関係者の能力開発（キャパシティビルディング）

①ガイドの育成・能力向上

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）をはじめ、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）及び萩博物館の解説を行う市内の4つのガイド団体の会員を対象にして、定期的に史跡等（構成資産）及び明治日本の産業革命遺産全体に関する講義並びに他エリアの構成資産の視察等の研修を実施し、ガイドに必要な知識の習得による新規ガイドの育成及びガイド能力の向上を目指す。



講義の様子



視察研修の様子

②観光関連事業者・従事者の能力向上

各史跡等（構成資産）及び世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）等だけでなく、宿泊施設・交通機関・レストラン等においても、明治日本の産業革命遺産及び「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の情報を提供することは、来訪者への対応能力の向上のために必要なことである。今後は、萩商工会議所・萩市観光協会等を通じて、観光関連事業者・従事者の積極的な講演会・セミナー等への参加を促す。

第2節 松下村塾

(1) 情報発信における組織的かつ継続的な取組

●松陰神社の宝物殿「至誠館」、立志殿等の既存施設の活用

宝物殿「至誠館」は、吉田松陰の著述、遺品、遺墨類の常設展示及び企画展示に加え、吉田松陰の生涯、市内ゆかりの地の解説、学習機会の提供を行っている。さらに、立志殿は研修・講演等の場、神社の広報・啓発活動の場として活用されている。また、吉田松陰歴史館は吉田松陰の生涯を蠟人形で現した展示を中心とした施設で来訪者に親しまれている。

これらの既存施設を目的に合わせ、史跡（構成資産）に関する文化・観光施設の情報発信拠点として活用を推進する。

●各種講演・講座の開催

史跡の概要や本質的価値、並びに「明治日本の産業革命遺産」における松下村塾の位置付けや塾生が明治維新及び日本の近代化に果たした役割の歴史等に関する調査研究成果等について、広く発信するとともに理解増進を図るため、来訪者に向けて、塾舎の講義室を活用しての講演や講座を開催する。

●萩まちじゅう博物館の中核施設である萩博物館や世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）との連携

来訪者の幅広いニーズに対応するとともに、宝物殿「至誠館」の常設展示に加え、さらなる理解を深めるため、萩博物館や世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）と協働しての企画展を開催する。

(2) 地域住民（コミュニティ）の参画

吉田松陰についての研究や公開講座等を実施している団体には、以下のものがある。

- 松陰神社崇敬会：講演会や研修会
- 維新の里づくり協議会（萩市）
- 松陰を学ぶ会（萩市）：研究会
- 松朋会（萩市）：研究会
- （一財）松風会（山口市）：研究会や公開講座及び関係図書出版
- （一財）山口県教育会（山口市）：関係図書出版

また、松陰神社では庭燎の集いや萩・幕末維新検定等さまざまな催事や年中行事が行われており、多くの地域住民が参画している。特に、隣接する小学校においては、小学生が松下村塾のガイドを行い、来訪者の好評を得ている。今後とも対象者を中学生・高校生・大学生・社会人へと幅を広げ、松下村塾が郷土学習のみならず社会活動の場としても地域社会に活用されるよう働きかけていく。



庭燎の集い（行灯づくりのようす）



萩幕末維新検定特典講話のようす

第9章 事業の実施

本章では、第3章第2節において設定した「事業の推進」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

第1節 「エリア1 萩」

(1) 事業の実施スケジュール

以下に年度別の整備計画及び短期～長期の整備計画を示す。

表9-1-1 整備計画（短期～長期）

区分	項目	短期 (～10年)	中期 (11～30年)	長期 (31年～)
調査・研究	来訪者数・動態調査			
	モニタリング			
修復・改修	関連文献資料等の保護・修復			
啓発事業				

(2) 事業の推進体制

①「エリア1 萩」における9つの史跡等（5つの構成資産）の管理・運営

1) 萩反射炉・大板山たたら製鉄遺跡

萩市が所有及び管理していることから、萩市が責任者として修復・公開活用事業の推進について管理及び運営を行う。

2) 恵美須ヶ鼻造船所跡

所有者は萩市、山口県及び漁協であり、管理については文化財としての管理及び漁港施設としての管理の2種類がある。したがって、萩市が中心となり、山口県（漁港担当）及び漁協と協議のうえ、修復・公開活用事業の推進について管理及び運営を行う。

3) 萩城下町

所有者及び管理者は萩市、山口県、国及び個人等である。したがって、萩市が中心となって所有者及び管理者と協議のうえ、管理及び運営を行う。

4) 松下村塾

宗教法人松陰神社が所有及び管理していることから、宗教法人松陰神社が責任者として管理及び運営し、萩市は修復・公開活用事業の管理及び運営に関して必要な支援を行う。

②事業の推進体制の具体像及び関係者の能力開発（キャパシティビルディング）

具体的な推進体制は、p 52 に示した図のとおりである。事業の実施にあたっては、中心となる萩市文化財保護課の体制の維持・強化及び職員の能力向上が必要である。そのため、同課職員が専門的な研修を受講できるよう必要な予算措置等を行うとともに、建造物及び発掘調査の専門職員を含む職員の確保、又は山口県等関係機関からの人員の派遣等人材の強化を図る。

事業の財源については、文化庁に対して補助金の申請を行うほか、山口県に対して、史跡等（構成資産）の修復・公開活用事業が山口県全体に与える好影響を考慮した十分な助成を求める。

史跡等（構成資産）の範囲あるいは緩衝地帯等において、史跡等（構成資産）に負の影響が及ばない適切な開発が行われるよう、世界遺産の専門家又は内閣官房等職員を講師に、史跡等（構成資産）の管理に関わるあらゆるレベルの関係者及び国・県・市の開発担当部局を中心とした職員を対象に管理保全研修会を定期的で開催する。

③事業の進捗のフォローアップ

各事業の実施主体が、3月ごとに事業の進捗について点検する。その結果、必要な場合は年度内及び年度間の調整を行い、事業計画をローリングする。

第2節 松下村塾

(1) 事業の実施スケジュール

①実施事業項目の優先順位

史跡（構成資産）の良好な状態を維持するため、平成29年度（2017）を起点として、短期を平成38年度（2026）まで、中期を平成59年度（2047）まで、長期を平成59年度（2047）以降とする事業の実施スケジュールを定める。

全工程を通じて、建造物の補修、保存に必要な諸設備の設置・改修、周辺環境の整備を行う。併せて、文献資料等の調査研究、来訪者調査、建造物の変化を把握するモニタリングを実施し、継続的な情報発信に取り組む。また、次の事業については、優先的に取り組む。

- 関連諸設備（防災設備・防犯カメラ）の設置
- 保存修復等（建造物の外壁、建具等の補修）の実施
- 修景（植栽・土系舗装・排水対策・生垣）
- 案内・解説施設（解説板・案内板）の設置

以下に、短期における年度ごとの事業概要を記載する。

平成29年度（2017）	防犯カメラ設置
平成30年度（2018）	松下村塾外壁等修理 排水計画設計 コンクリートブロック塀等修景
平成31年度（2019）	排水対策等工事
平成32年度（2020）	防災設備（自動火災報知器）改修
平成33年度（2021）	防災設備（消火栓）改修
平成34年度（2022）	防災設備（消火栓）改修
平成35年度（2023）	解説板・案内板設置 コンクリートブロック塀等修景
平成36年度（2024）	生垣整備等
平成37年度（2025）	解説板・案内板設置
平成38年度（2026）	コンクリートブロック塀等修景

②実施スケジュールの見直し

平成38年度（2026）まで予定している「短期」が経過するのに伴い、事業の進捗状況を踏まえて実施スケジュールを見直すこととする。新たな対応が必要となった場合は平成38年度（2026）を待たずに見直しを検討する。

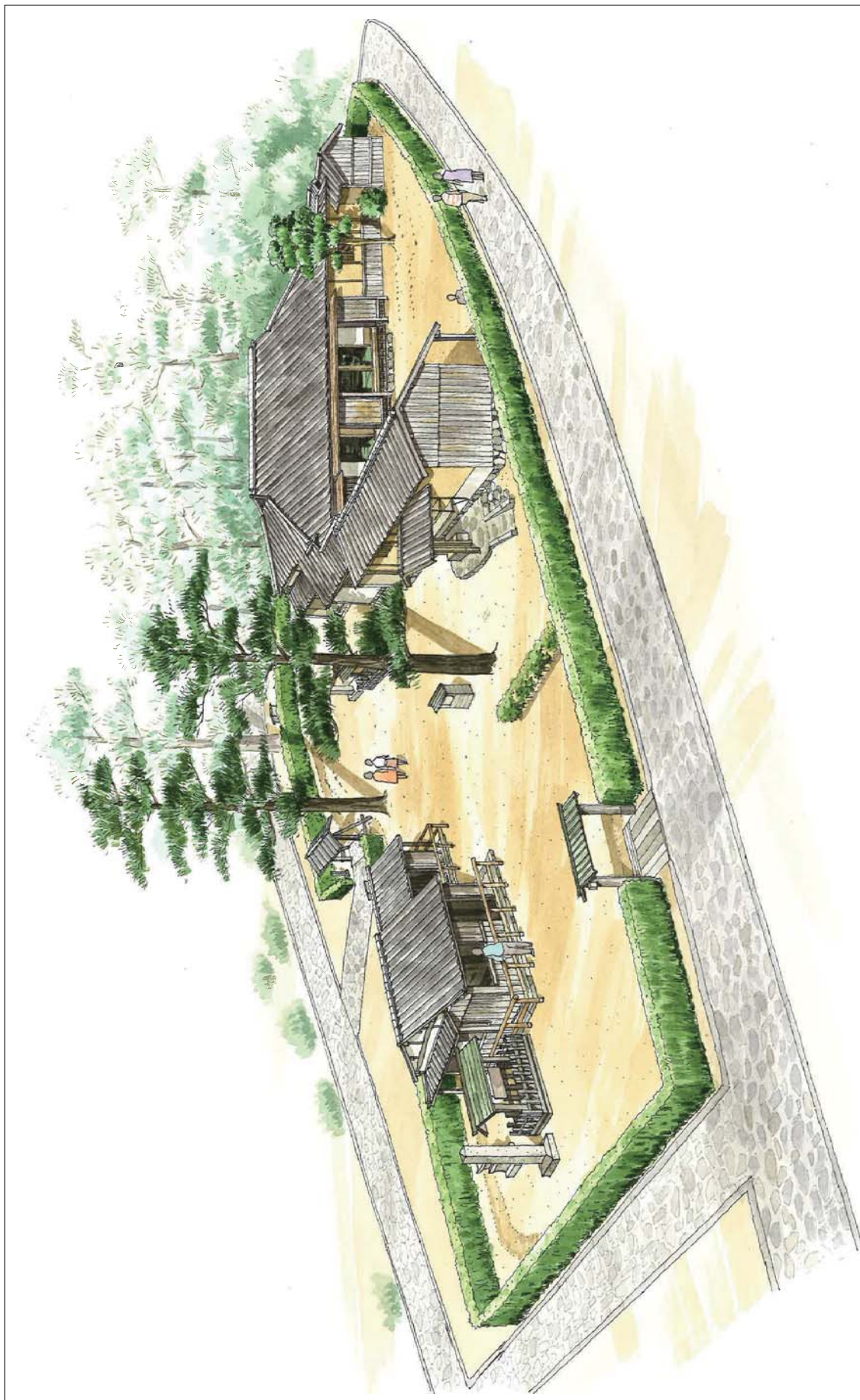


图 9-2-1 史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅整備イメージ

付属資料

第 39 回世界遺産委員会決議 (39COM 8B.14)

(出典：ユネスコ世界遺産委員会ホームページ)

The World Heritage Committee,

1. Having examined Documents WHC-15/39.COM/8B and WHC-15/39.COM/INF.8B1,
2. Inscribes the **Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution: Iron and Steel, Shipbuilding and Coal Mining, Japan**, on the World Heritage List on the basis of criteria (ii) and (iv);
3. Adopts the following Statement of Outstanding Universal Value:

Brief synthesis

A series of industrial heritage sites, focused mainly on the Kyushu-Yamaguchi region of south-west of Japan, represent the first successful transfer of industrialization from the West to a non-Western nation. The rapid industrialization that Japan achieved from the middle of the 19th century to the early 20th century was founded on iron and steel, shipbuilding and coal mining, particularly to meet defence needs. The sites in the series reflect the three phases of this rapid industrialisation achieved over a short space of just over fifty years between 1850s and 1910.

The first phase in the pre-Meiji Bakumatsu isolation period, at the end of Shogun era in the 1850s and early 1860s, was a period of experimentation in iron making and shipbuilding. Prompted by the need to improve the defences of the nation and particularly its sea-going defences in response to foreign threats, industrialisation was developed by local clans through second hand knowledge, based mostly on Western textbooks, and copying Western examples, combined with traditional craft skills. Ultimately most were unsuccessful. Nevertheless this approach marked a substantial move from the isolationism of the Edo period, and in part prompted the Meiji Restoration.

The second phase from the 1860s accelerated by the new Meiji Era, involved the importation of Western technology and the expertise to operate it; while the third and final phase in the late Meiji period (between 1890 to 1910), was full-blown local industrialization achieved with newly-acquired Japanese expertise and through the active adaptation of Western technology to best suit Japanese needs and social traditions, on Japan's own terms. Western technology was adapted to local needs and local materials and organised by local engineers and supervisors.

The 23 components are in 11 sites within 8 discrete areas. Six of the eight areas are in the south-west of the country, with one in the central part and one in the northern part of the central island. Collectively the sites are an outstanding reflection of the way Japan moved from a clan based society to a major industrial society with innovative approaches to adapting western technology in response to local needs and profoundly influenced the wider development of East Asia.

After 1910, many sites later became fully fledged industrial complexes, some of which are still in operation or are part of operational sites.

Criterion (ii): The Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution illustrate the process by which feudal Japan sought technology transfer from Western Europe and America from the middle of the 19th century and how this technology was adopted and progressively adapted to satisfy specific domestic needs and social traditions, thus enabling Japan to become a world-ranking industrial nation by the early 20th century. The sites collectively represents an exceptional interchange of industrial ideas, know-how and equipment, that resulted, within a short space of time, in an unprecedented emergence of autonomous industrial development in the field of heavy industry which had profound impact on East Asia.

Criterion (iv): The technological ensemble of key industrial sites of iron and steel, shipbuilding and coal mining is testimony to Japan's unique achievement in world history as the first non-Western country to successfully industrialize. Viewed as an Asian cultural response to Western industrial values, the ensemble is an outstanding technological ensemble of industrial sites that reflected the rapid and distinctive industrialisation of Japan based on local innovation and adaptation of Western technology.

Integrity

The component sites of the series adequately encompass all the necessary attributes of Outstanding Universal Value. In terms of the integrity of individual sites, though the level of intactness of the components is variable, they demonstrate the necessary attributes to convey Outstanding Universal Value. The archaeological evidence appears to be extensive and merits detail recording research and vigilant protection. It contributes significantly to the integrity of the nominated property. A few of the

attributes are vulnerable or highly vulnerable in terms of their state of conservation. The Hashima Coal Mine is in a state of deterioration and presents substantial conservation challenges. At the Miike Coal Mine and Miike Port some of the physical fabric is in poor condition. The physical fabric of the Repair shop at the Imperial Steel Works is in poor condition although temporary measures have been put in place. In a few sites there are vulnerabilities in terms of the impact of development, particularly in visual terms. At the Shokasonjuku Academy, the visual integrity of the setting is impacted by the subsequent development of the place as a public historic site and experience. However, this development does not adversely compromise its overall integrity. The visual integrity of the Takashima Coal Mine is compromised by small scale domestic and commercial development, while at Shuseikan, the Foreign Engineer's Residence has been relocated twice and is now located in the proximity of its original location. The residence is surrounded by small scale urban development that adversely impacts on its setting. The setting can only be enhanced if and when the surrounding buildings are demolished and any further development is controlled through the legislative process and the implementation of the conservation management plan.

Authenticity

In terms of the authenticity of individual sites, though some of the components' attributes are fragmentary or are archaeological remains, they are recognisably authentic evidence of the industrial facilities. They possess a high level of authenticity as a primary source of information, supported by detailed and documented archaeological reports and surveys and a large repository of historical sources held in both public and private archives. Overall the series adequately conveys the way in which feudal Japan sought technology transfer from Western Europe and America from the middle of the 19th century. And adapted it to satisfy specific domestic needs and social traditions.

Protection and management requirements

A number of existing legislative protection instruments, both national and regional, provide a high level of protection for the sites and associated buffer zones. The relationship between the different types of legislation is provided in the conservation management plans for each area. The most important of these instruments are the Law for the Protection of Cultural

Properties that is applied to the non-operational sites, and the Landscape Act that applies to the privately owned and still operational sites that are protected as Structures of Landscape Importance. This applies to the four components owned and operated by Mitsubishi Heavy Industries Ltd. at Nagasaki Shipyard, and the two components owned and operated by Nippon Steel & Sumitomo Metal Corporation at Imperial Steel Works. The Law for the Protection of Cultural Properties is the primary mechanism for regulating any development and change of the existing state of a designated place and under this law permission must be granted by the national government. Similarly, under the Landscape Act permission must be sought to change any Structure of Landscape Importance and owners of such structures must conserve and manage them appropriately. The control of development and actions within the buffer zones is largely controlled by city landscape ordinances that limit the height and density of any proposed development. Conservation management plans for each of the components have been developed that detail how each component contributes to the Outstanding Universal Value of the series. “Basic Policies” in the plans provide an overarching consistent conservation approach though there are variations in the level of detail provided for the implementation of work in each component.

The Japanese Government has established a new partnership-based framework for the conservation and management of the property and its components including the operational sites. This is known as the General Principles and Strategic Framework for the Conservation and Management of the Sites of Japan’s Meiji Industrial Revolution: Kyushu-Yamaguchi and Related Areas. Japan’s Cabinet Secretariat has the overall responsibility for the implementation of the framework. Under this strategic framework a wide range of stakeholders, including relevant national and local government agencies and private companies, will develop a close partnership to protect and manage the property. In addition to these mechanisms, the private companies Mitsubishi Heavy Industries Ltd., Nippon Steel & Sumitomo Metal Corporation and Miike Port Logistics Corporation have entered into agreements with the Cabinet Secretariat to protect, conserve and manage their relevant components. Attention should be given to monitoring the effectiveness of the new partnership-based framework, and to putting in place an on-going capacity building programme for staff. There is also a need to ensure that appropriate heritage advice is routinely available for privately owned sites. What is urgently needed is an interpretation strategy to show how each site or component relates to the overall series, particularly in terms of the way they reflect the one or more phases of Japan’s industrialisation and convey their contribution to Outstanding Universal Value.

4. Recommends that the State Party give consideration to the following:
 1. Developing as a priority a detailed conservation work programme for Hashima Island;
 2. Developing a prioritised conservation work programme for the property and its component sites and an implementation programme;
 3. Defining acceptable visitor threshold levels at each component site to mitigate any potential adverse impacts, commencing with those most likely to be at risk;
 4. Monitoring the effectiveness of the new partnership-based framework for the conservation and management of the property and its components on an annual basis;
 5. Monitoring the implementation of the conservation management plans, the issues discussed and the decisions made by the Local Conservation Councils on an annual basis;
 6. Establishing and implementing an on ongoing training programme for all staff and stakeholders responsible for the day-to-day management of each component to build capacity and ensure a consistent approach to the property's ongoing conservation, management and presentation;
 7. Preparing an interpretive strategy for the presentation of the property, which gives particular emphasis to the way each of the sites contributes to Outstanding Universal Value and reflects one or more of the phases of industrialisation; and also allows an understanding of the full history of each site^[1];
 8. Submitting all development projects for road construction projects at Shuseikan and Mietsu Naval Dock and for new anchorage facility at Miike Port and proposals for the upgrade or development of visitor facilities to the World Heritage Committee for examination, in accordance with paragraph 172 of the Operational Guidelines;
5. Requests the State Party to submit a report outlining progress with the above to the World Heritage Centre, by 1 December 2017, for examination by the World Heritage Committee at its 42nd session in 2018;
6. Also recommends that the State Party consider inviting ICOMOS to offer advice on the implementation of the above recommendations.

[1] The World Heritage Committee takes note of the statement made by Japan, as regards the interpretive strategy that allows an understanding of the full history of each site as referred to in paragraph 4.g), which is contained in the Summary Record of the session (document WHC-15/39.COM/INF.19).

第 39 回世界遺産委員会決議 (39COM 8B.14) 〈仮訳〉

(出典：内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室ホームページ)

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC-15/39.COM/8B 及び WHC-15/39.COM/INF.8B1 を審査し、
2. 「明治日本の産業革命遺産:製鉄・製鋼、造船、石炭産業」・日本を評価基準の (ii) 及び (iv) に基づき世界遺産一覧表に記載し、
3. 以下の顕著な普遍的価値の言明を採択する。

資産の概要

本産業遺産群は、主に日本の南西部に位置する九州・山口地域に分布し、産業化が初めて西洋から非西洋に波及し成就したことを顕している。19 世紀半ばから 20 世紀の初頭にかけて、日本は特に防衛面の要請に応えるため、製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤に急速な産業化を成し遂げた。シリアル構成資産は、1850 年代から 1910 年にかけてのわずか 50 年余りという短期間に達成された急速な産業化の 3 つの段階を顕している。

第一段階は 1850 年代から 1860 年代にかけて、明治に入る前、徳川将軍家の統治が終焉を迎える幕末、鎖国の中での製鉄及び造船の試行錯誤の挑戦に始まる。国の防衛力、特に、諸外国の脅威に対抗する海防力を高めるために、藩士たちの産業化への挑戦は、伝統的な手工業の技で、主に西洋の技術本からの二次的知識と洋式船の模倣より始まった。この挑戦はほぼ失敗に終わった。しかしながら、この取り組みにより、日本は江戸時代の鎖国から大きく一步を踏みだし、明治維新へと向かう。

1860 年代からの第二段階においては、西洋の科学技術が導入され、技術の運用のために専門家が招かれ、専門知識の習得を行った。その動きは明治新政府の誕生により加速された。明治の後期 (1890 年～1910 年) にあたる第三段階においては、国内に専門知識を有した人材が育ち、積極的に導入した西洋の科学技術を、国内需要や社会的伝統に適合するように現場で改善・改良を加え、日本の流儀で産業化を成就した。地元の技術者や管理者の監督する中で、国内需要に応じて地元の原材料を活用しつつ、西洋技術の導入が行われた。

23 の構成資産は 8 県 11 市に立地している。8 県の内 6 県は、日本の南西部に、1 県は本州の中部、1 県は本州の北部に位置する。遺産群は全体として、日本が西洋技術の導入において国内ニーズに応じて改良を加えた革新的アプローチにより、日本を幕藩体制の社会より主要な産業社会へと変貌させ、東アジアのさらに広い発展へ大きな影響をあたえた質的变化の道程を顕著に顕している。

1910 年以降、多くの構成資産は、本格的な複合的産業施設に発展をした。現在も、一部、現役の産業設備として操業しているものもあり、また、現役の産業設備の一部を構成しているものもある。

評価基準（ii）：

「明治日本の産業革命遺産」は、19世紀の半ば、封建社会の日本が、欧米からの技術移転を模索し、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ね、20世紀初めには世界有数の産業国家に変貌を遂げた道程を顕している。本遺産群は、産業のアイデア、ノウハウ、設備機器のたぐい希な東西文化の交流が、極めて短期間のうちに、重工業分野において嘗てない自力の産業発展を遂げることで、東アジアに深大な影響を与えた。

評価基準（iv）：

「明治日本の産業革命遺産」は、製鉄・製鋼、造船、石炭産業など、基幹産業における技術の集合体として、非西洋諸国において初めて産業化に成功した、世界史上類例のない、日本の達成を証言している。西洋の産業の価値観へのアジアの文化的対応としても、産業遺産群の傑出した技術の集合体であり、西洋技術の国内における改善や応用を基礎として急速かつ独特の日本の産業化を顕している。

完全性

本遺産群には、顕著な普遍的価値に貢献する必要不可欠な要素が適切に含まれている。各構成資産における完全性は、構成資産によりばらつきがあるが、何れにおいても顕著な普遍的価値を証明するのに必要不可欠な要素は遺されている。膨大な量の考古学的証拠が確認されており、詳細な記録調査及び保全の監督が求められている。これらは、本推薦資産の完全性に大いに貢献をしている。いくつかの要素は、保全状態の面で脆弱又は大変脆弱である。端島炭坑は劣化が進み、大きな保全の課題を明示している。三池炭鉱・三池港では、物的素材の保全状態が悪い。現在は一時的な対策が講じられてはいるが、官営八幡製鐵所の修繕工場の素材の保全状況は悪い。いくつかの構成資産においては、開発の影響を受けやすく、特に視覚の完全性を担保する上で、開発行為に脆弱であることが懸念されている。松下村塾においては、隣地における史跡の公開体験の場としての二次的开发により、セッティングのビジュアルの完全性が大いに損なわれている。しかしながら、この開発は資産全体の完全性を損なうほどの悪影響ではない。高島炭坑のビジュアルの完全性は、小規模な商業開発により弱められている。旧集成館においては、旧鹿児島紡績所技師館が二度の移設を経て、現在は元の位置近くに移設されている。技師館の周辺には小規模の都市開発が行われ、セッティングが損なわれている。セッティングは、周囲の建物が取り壊され、さらなる開発が、法的手続きと、管理保全計画（CMP）の実施により、規制されることによって、改善することが可能である。

真実性

真実性において、個別の構成資産の中には断片的又は、考古学的遺構も含むが、何れにしてもそれらは、産業施設として真実性の高い証拠として認め得るものである。これらの構成資産については、一次情報としての真実性の高い史料であることが、詳細に記録され、文書化された考古学調査や報告書、さらには、公共機関並び

に民間が保管する膨大な史料によって裏付けられている。全体としてみると、本遺産群は、19世紀の半ば、封建社会であった日本が、欧米からの技術移転を模索したこと、また、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ねた歩みを証言している。

保安全管理に関する要求

本遺産群は、資産範囲及びまたその緩衝地域において、国、県、市において、既存の多様な法的保護施策により、適切な保護対策が実施され、より高い水準で価値が守られている。各構成資産の管理保全計画（CMP）のなかで、異なる法律の関係も示されている。これらの法律の中で最も重要な法律は、非稼働資産に適用される文化財保護法並びに、景観重要建造物として保護される民間企業所有の資産及び稼働資産の双方に適用される景観法である。これは長崎造船所において三菱重工業が所有し管理する4つの構成資産に適用され、また官営八幡製鐵所において新日鐵住金が所有し管理する2つの構成資産に適用されている。文化財保護法は、文化財指定された場所の開発及び現状変更を制限するための第一義的な手法であり、この法律の下に所有者は日本国政府から許可を得なければならない。同様に、景観法の下に、景観重要建造物を変更する場合には許可が求められ、そのような建造物の所有者はそれらを適切に管理保全しなければならない。緩衝地域内での開発及び行為は、主として都市景観条例により制限されており、開発計画について高さ・密度を制限されている。各構成資産の管理保全計画（CMP）の策定において、それぞれの構成資産が、資産全体の顕著な普遍的価値にどのように貢献しているのかを詳述するように草稿されてきた。CMPの基本方針では、包括的で一貫性のある保全のアプローチが示されているが、個々の構成資産における作業実施の詳細の水準は様々である。

日本政府は、稼働資産を含むシリアル資産全体と個別の構成資産の保存管理のために、構成要素の管理を連携して行うパートナーシップを基本とした新たな枠組みを確立した。これは、「明治日本の産業革命遺産における管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」として知られている。日本政府においては、この枠組みは内閣官房の所管であり、官房は管理体制の実施に最終責任を担っている。日本は、国・地方公共団体、民間企業を含む幅広い利害関係者が、推薦資産の管理と保護に参加をするため、この戦略的枠組みの下に、密接なパートナーシップを確立した。これらの仕組みに加え、民間事業者である三菱重工業（株）、新日鐵住金（株）、三池港物流（株）は、当該構成資産の保護、管理保全において内閣官房と合意をした。関係者はこの新しいパートナーシップ型の枠組みが、管理体制として有効であるようにモニタリングすること、また管理者が価値保全にむけての能力を培うためのキャパシティブルディングに向け、継続的計画を準備することなど、特に留意すべきである。また、民間企業が所有する構成資産においては、ヘリテージに関する適切な助言が提供される必要がある。最優先で求められることは、各構成資産並びに構成要素が全体の遺産群にどのように関係しているのか、特に日本の産業化の道程において、1又は2以上の段階を反映しているか等を示すための適切なインタープリテーション戦略を準備することであり、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献しているのかを展示において明示することである。

4. 締約国が、以下のことを検討するよう勧告する。

- a) 端島炭鉱の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。
- b) 推薦資産（の全体）及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
- c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。
- d) 推薦資産（の全体）及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。
- e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。
- f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
- g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、産業化の1または2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること。^{註1}
- h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。

5. 2018年の第42回世界遺産委員会での審議のため、2017年12月1日までに上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう、締約国に要請する。

6. 同時に、締約国がイコモスに対して、上記勧告の実施に係る助言を求めることを検討するよう勧告する。

註1：世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ4.gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション（展示）戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。

松下村塾整備委員会要綱

(名称)

第1条 この委員会の名称は、松下村塾整備委員会（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 委員会は、国指定史跡であり世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅の保全のあり方と公開活用の具体的方策を協議し、決定することを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、各専門分野に係る知識を有する者の中から宗教法人松陰神社が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会の会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

(協議内容)

第7条 委員会は、次の事柄について協議する。

(1) 整備基本計画（修復・公開活用計画）に定める事項及びその内容について

(2) 史跡及び構成資産の調査・研究について

(3) 史跡及び構成資産の整備手法や活用方策の検討について

(意見聴取)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、会議の事案について説明させ、また意見を述べさせることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、宗教法人松陰神社内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

萩地区管理保全協議会規約

(設置)

第1条 「明治日本の産業革命遺産における管理保全の一般方針及び戦略的枠組みについて」(以下「枠組み」という。)に基づき、本遺産群の構成資産のうち、萩地区に所在する構成資産が、関係者の連携の下、文化財保護法等の関係法令及び萩地区管理保全計画(以下「管理保全計画」という。)に則って的確に管理保全されることを目的として、萩地区管理保全協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 協議会は、枠組みに定めるとおり、次に掲げる役割を担う。

- (1) 萩地区に所在する構成資産について、当該構成資産の関係者の中で、管理保全計画及びその実施方法、並びにこれらの改善方策、個別資産の状況のモニタリング等、当該構成資産に関する事項について、情報・意見の交換並びに協議会としての意思決定を行う。
- (2) 枠組みに定めるフィードバックの仕組みにおいて、次に掲げる役割を担う。
 - ① モニタリング責任者から、少なくとも1年に1回は把握した内容の報告を受けるとともに、こうした定期的な報告以外にも、管理保全が十分に行われておらず遺産価値がリスクにさらされている状況にあることが発見された場合には、モニタリング責任者から速やかに報告を受ける。
 - ② 上記①の報告について議論を行い、必要に応じて、管理保全の方法の充実についての検討を行う。
 - ③ 少なくとも1年に1回は、各構成資産のモニタリングの状況について、「明治日本の産業革命遺産」保全委員会(以下「保全委員会」という。)に報告するとともに、各資産の的確な保全のために、遺産群全体での対応が必要と考える場合は、新たな対応の検討を保全委員会に要請する。
 - ④ 必要に応じて、稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)及び文化審議会やその委員に対して、リスク回避の方法や管理保全の方法の改善策、及びその他の事項について、専門的なアドバイスを求める。
 - ⑤ 保全委員会が当該構成資産の管理保全について必要な対応を要請した場合には、協議会は、その対応について、情報・意見の交換並びに意思決定を行う。
- (3) 有識者会議及び文化審議会の助けの下、管理保全計画の内容について、6年おきに管理保全の取り組み状況を分析し、必要に応じて問題の原因を明確化し、その対応策を関係者間で議論したうえで修正を行う。
- (4) 世界遺産条約履行のための作業指針の規定に基づいて日本国政府が行う定期報告のプロセスの一環として、必要に応じて、有識者会議及び文化審議会の助けの下、各資産の価値の保全状況を評価し、その結果及び各資産の周辺状況や保全状況の変化について、保全委員会へ報告する。

(組織)

第3条 協議会は、世界遺産の管理保全におけるパートナーシップの確立の理念の下、管理保全についての意見交換及び意思決定に参画する必要のある関係省庁、地方公共団体及び構成資産の所有者などの関係者に広く開かれた組織とする。

2 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 協議会に会長を置き、萩市長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会の事務を補助させるため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、萩市に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月10日から施行する。

別表

団体名等	委員	備考
松陰神社	宮司	所有者
堀内町内会	町内会長	
城東中区町内会	町内会長	
城東南区町内会	町内会長	
山口県漁業協同組合はぎ統括支店運営委員会	運営委員長	
山口県漁業協同組合小畑支店運営委員会	運営委員長	
萩市文化財保護審議会	会長	関係団体
NPO 萩まちじゅう博物館	理事長	
NPO 萩観光ガイド協会	理事長	
NPO 萩明倫学舎	理事長	
福栄文化遺産活用保存会	会長	
内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室	内閣参事官	行政機関
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所	所長	
林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所	所長	
山口県世界文化遺産推進室	室長	
萩市	萩市長	

萩市世界遺産活用推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、萩市世界遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の23の構成資産、特に「エリア1 萩」の5つの構成資産（萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、萩城下町、松下村塾）の活用及び理解増進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界遺産の活用に関する事業
- (2) 世界遺産の理解増進に関する事業
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体等の代表者又は代表者が指名する者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 会長は、萩市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。

3 監事は、財務を監査する。

第8条 役員の仕事は、協議会を解散するときまでとする。

(地区委員・顧問等)

第9条 協議会に構成資産に関係する地区の代表者等を地区委員として置くことができる。

2 協議会に会長が指名する者を顧問及びオブザーバーとして置くことができる。

3 地区委員、顧問、オブザーバーは、会長の要請により協議会の会議に出席して意見を述べるることができる。

(会議)

第10条 協議会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(総会)

第11条 総会は、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、会長が議長となり、次の事項について審議、決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関する事

(2) 事業計画に関する事

(3) 予算及び決算に関する事

(4) その他重要な事項に関する事

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。ただし、委任状による出席を認めるものとする。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第12条 事業の円滑な実施のため、協議会内に役員会を設ける。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、萩市役所内に事務局を置く。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年10月26日から施行する。

2 第13条の規定に関わらず、初年度は平成27年10月26日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成29年7月11日から施行する。

別表

	所属・役職等
顧問	萩市議会議長
顧問	衆議院議員
顧問	山口県議会議員
顧問	山口県議会議員
	所属・役職等
オブザーバー	山口県教育庁社会教育・文化財課課長
	所属・役職等
地区委員	堀内町内会会長
地区委員	城東南区町内会会長
地区委員	城東中区町内会会長
地区委員	椎原町内会会長
地区委員	船津町内会会長
地区委員	前小畑 2 区町内会会長
地区委員	中小畑町内会会長
地区委員	福栄コミュニティ協議会会長
役職	所属・役職等
会長	萩市市長
副会長	一般社団法人萩市観光協会会長
副会長	萩温泉旅館協同組合理事長
監事	NPO萩まちじゅう博物館理事長
監事	福栄文化遺産活用保存会会長
	萩商工会議所会頭
	公益社団法人萩青年会議所理事長
	萩商工会議所女性会会長
	萩・阿西商工会女性部長
	一般社団法人萩物産協会会長
	山口県教育会萩支部理事
	NPO萩観光ガイド協会理事
	国際ソロプチミスト萩会長
	維新の里づくり協議会事務局長
	萩市連合婦人会会長
	萩ユネスコ協会会長
	萩市女性団体連絡協議会会長
	史都萩を愛する会会長
	幕末長州科学技術史研究会幹事
	松陰神社宮司
	山口県飲食業 生活衛生同業組合萩支部支部長
	西日本旅客鉄道株式会社広島支社長門鉄道部部长
	防長交通株式会社萩営業所所長
	萩タクシー組合会長
	萩市教育委員会委員
	NPO萩明倫学舎理事長

稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議に関する資料

稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議の開催について

平成 24 年 6 月 26 日
内閣官房長官決裁
平成 28 年 11 月 9 日
一部改正

1 趣旨

「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」（平成 24 年 5 月 25 日閣議決定）に基づき、稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の推薦候補選定等を行うため、稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる者により構成し、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下に開催する。
- (2) 有識者会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 有識者会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 任務

- (1) 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群について、遺産価値及び保全方策の妥当性の評価を行うこと。
- (2) 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群について、世界遺産登録への推薦候補の選定等を行うこと。
- (3) その他、稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群について、関係機関等に対して、保全方策等に関する専門的助言を行うこと。

4 庶務

有識者会議の庶務は、内閣官房において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議構成員

五十嵐 敬喜	法政大学名誉教授、弁護士
伊東 孝	元日本大学教授、産業考古学会会長
小野寺 英輝	岩手大学理工学部准教授
木曾 功	文化庁参与、千葉科学大学学長
工藤 和美	東洋大学理工学部建築学科教授
工藤 教和	慶應義塾大学名誉教授
後藤 治	工学院大学建築学部教授
佐藤 禎一	国際医療福祉大学大学院教授
島田 精一	株式会社 ISE 最高顧問
下村 満子	ジャーナリスト、元経済同友会副代表幹事
杉山 伸也	慶應義塾大学名誉教授
武田 晴人	東京大学名誉教授
中島 秀人	東京工業大学リベラルアーツ研究教育教授
野原 佐和子	株式会社イブシ・マーケティング研究所代表取締役社長
日枝 久	株式会社フジテレビジョン代表取締役会長
松浦 晃一郎	前ユネスコ事務局長
松尾 宗次	鉄鋼の研究者、史跡原爆ドーム保存技術指導委員会委員
松岡 資明	学習院大学客員教授
宗田 好史	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
ニール・コソン卿	イングリッシュヘリテージ元総裁（英国）
マイケル・ピアソン	ヘリテージマネジメントコンサルタント（オーストラリア）
ディヌ・ブンバル	イコモス・カナダ会長（カナダ）

「明治日本の産業革命遺産」保全委員会規約

（設置）

第1条 「明治日本の産業革命遺産における管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」（以下「戦略的枠組み」という。）に基づき、本遺産群が関係者の連携の下、的確に管理保全されることを目的として、「明治日本の産業革命遺産」保全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（役割）

第2条 委員会は、戦略的枠組みに定めるとおり、次に掲げる役割を担う。

- （1）管理保全の一般的な方針やモニタリングの最終評価に関する事項など遺産群全体にわたる事項について、他の関係者の意向にも配慮しながら、情報・意見の交換及び意思決定を行う。
- （2）「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値（以下「OUV」という。）を適切に保全する上で地区別保全協議会が効果的に機能しているかどうかを確認し、遺産群全体のOUVに影響を与えうる問題が生じている場合は担当の地区別保全協議会に対し必要な措置を講じるよう要請する。
- （3）戦略的枠組みに定めるフィードバックの仕組みにおいて、次に掲げる役割を担う。
 - ① 地区別保全協議会からの報告について、少なくとも1年に1回はメンバー間で情報を共有し、管理保全の一般的な方針の見直しの必要性等について議論する。
 - ② 地区別保全協議会から要請があった場合、各構成資産の的確な保全のために、遺産群全体での新たな対応について検討する。
 - ③ 必要に応じ、稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）やその委員に対し、リスク回避の方法や管理保全の方法の改善策、及びその他の事項について、専門的なアドバイスを求める。
 - ④ 戦略的枠組みの方針に反した管理保全活動が実施されるなど、OUVを維持する上で改善が必要と認められる場合は、関係者又は地区別保全協議会に対し必要な措置を講じるよう要請する。
- （4）有識者会議の技術的助言を得て10年ごとに戦略的枠組みの実施状況を分析し、必要に応じ、問題の原因を特定し対応策を関係者間で議論した上で改訂を行う。
- （5）構成資産の価値の保全状況に関する評価結果及び構成資産の周辺状況の変化等に関する地区別保全協議会からの報告を踏まえ、遺産群全体のOUVの保全状況の評価した上で、有識者会議の支援を得て定期報告の作成方法についての議論を行う。

(組織)

第3条 委員会は、世界遺産の管理保全におけるパートナーシップの確立という理念の下、パートナーシップの一助となるよう、管理保全についての意見交換や意思決定に参画する必要がある関係省庁、地方公共団体などの関係者が参画する。

- 2 委員会は、平成 24 年 5 月 25 日の閣議決定に基づき、内閣官房が事務局となり、保全手法及び産業を所管する関係省庁及び地方公共団体等により組織する。
- 3 委員会の委員は、別表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員会に会長を置き、木曾功委員がこれを務める。
- 5 委員会に副会長を置き、加藤康子委員がこれを務める。
- 6 会長は委員会を総括する。
- 7 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 8 委員会は、インタープリテーションの推進等について、一般財団法人産業遺産国民会議の助言を受ける。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(複数の地区別保全協議会の調整に関するワーキンググループ)

第5条 1つのエリアに稼働資産と非稼働資産の地区別保全協議会が存在する釜石、長崎及び三池エリアについて、複数の構成資産の管理に関わる課題について議論するため、保全委員会の下に、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、内閣官房が事務局となり、保全手法及び産業を所管する関係省庁、地方公共団体及び稼働資産の所有企業により組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、内閣官房がこれを務める。
- 4 座長はワーキンググループを総括する。

(遺産群全体の保全等に係る実施計画に関するワーキンググループ)

第6条 観光圧力への対応や理解増進活動を含め、遺産群全体の保全に係る実施計画策定等のため、保全委員会の下に、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、内閣官房が事務局となり、関係省庁及び地方公共団体の関連部局、民間の関係団体等により組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、内閣官房がこれを務める。
- 4 座長はワーキンググループを総括する。

(幹事会)

第7条 保全委員会の事務を補助させるため、保全委員会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局である内閣官房は、関係省庁、地方公共団体などの関係者と連携して事務にあたる。

附 則

この規約は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年11月18日から施行する。

別表

内閣官房	木曾功 稼働資産を含む産業遺産に関する 有識者会議委員
文化庁	加藤康子 内閣官房参与
国土交通省	産業遺産の世界遺産登録推進室長 次長 都市局長 道路局長 海事局長 港湾局長
経済産業省	商務情報政策局長
林野庁	次長
福岡県	知事
佐賀県	知事
長崎県	知事
熊本県	知事
鹿児島県	知事
山口県	知事
岩手県	知事
静岡県	知事
北九州市	市長
大牟田市	市長
中間市	市長
佐賀市	市長
長崎市	市長
荒尾市	市長
宇城市	市長
鹿児島市	市長
萩市	市長
釜石市	市長
伊豆の国市	市長

平成〇年度
年次報告書

平成〇年〇月

〇〇地区保全協議会

モニタリング実施者：〇〇〇〇

モニタリング責任者：〇〇〇〇

目次

1	基本情報	1
2	保護状況（指定等）	2
3	構成資産に与える影響等に関する観察	3
4	構成資産内の構成要素ごとの物理的改変に関する観察	3
5	構成資産の修復・公開活用事業等の実施に関する観察	4
6	インターネットページ	5
7	保護に関する団体等	7
8	管理保全に関する関係者間の協力体制	8
9	総括（評価）	9

1 基本情報

	構成資産	緩衝地帯
範囲	(図面)	(図面)
面積	ha	ha
用途		

2 保護状況(指定等)

	構成資産	緩衝地帯
<p>範囲</p>	<p>(図面)</p>	<p>(図面)</p>
<p>指定 状況</p>		

3 構成資産に与える影響等に関する観察

負の影響	観察指標	指標の測定内容及び手法	周期	観察記録主体	今年度の結果	前年度の結果	コメント

4 構成資産内の構成要素ごとの物理的変化に関する観察

構成要素	観察指標	指標の測定内容及び手法	周期	観察記録主体	今年度の結果	前年度の結果	コメント

5 構成資産の修復・公開活用事業等の実施に関する観察

(主に修復に関するもの)

事業名	事業概要	事業主体	開始年度	H〇事業費	H〇事業費	補助金等

(主に公開活用に関するもの)

事業名	事業概要	事業主体	開始年度	H〇事業費	H〇事業費	補助金等

6 インタープリテーション
(出版物)

名称	作成(改訂)主体	規格・頁数	発行部数	言語	概要	補助金等
コメント						

(Web サイト)

名称	概要	アドレス	更新回数	アクセス数
コメント				

(シンポジウム・講座等)

名称	開催日	事業主体	参加者数	概要
コメント				

(教育活動)

名称	開催日	事業主体	参加者数	概要
コメント				

(教育活動用素材)

名称	作成(改訂)主体	規格・頁数	発行部数	概要	補助金等
コメント					

(キャパシティビルディング)

名称	開催日	事業主体	参加者数	対象者	概要
コメント					

(調査・研究活動)

調査・研究名称	事業主体	期間	概要	補助金等
コメント				

(地域社会が関与する活動)

活動名称	開催日	事業主体	参加者数	参加者・団体・活動概要
コメント				

7 保護に関する団体等

(管理団体等の概要)

名称	所有者/管理者	従事者, 従業員数	団体の概要

(NPO, ボランティア等, 構成資産に関わる団体等の概要)

名称	団体の種別	従事者, 従業員数	団体の概要

8 管理保全に関する関係者間の協力体制
 (地区別協議会の開催状況)

(第〇回)〇〇〇〇年〇月〇日		
区分	議事・報告事項	備考

9 総括(評価)

- (1) 構成資産のモニタリングについて
- (2) 管理保全・公開活用等について
- (3) 新たな協力体制の有効性のモニタリングについて
- (4) その他

修復・公開活用計画の標準構成

修復・公開活用計画の策定にあたっては、別添資料1～3を踏まえ、以下の諸点に留意することが必要である。

- ▶ 各構成資産の所有者又は関係地方公共団体が定める「修復・公開活用計画」は、第39回世界遺産委員会が決議した8つの勧告(別添資料3／本資料の163ページ)のうち、勧告a)・b)に示された各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」(conservation work programme and implementation programme)の母体となるものであることに留意すること。
- ▶ 世界遺産委員会の8つの勧告(別添資料3)に係る各々の作業の内容・行程、及びそれらの相互の関係を十分に念頭に置くこと(別添資料1)。別添資料1では、性質が共通する勧告a)と勧告b)、関連性が強い勧告c)と勧告f)をそれぞれひとつにまとめ、各々の作業の内容・行程等を6つの帯に整理している。
- ▶ 別添資料1に示す6つの作業の内容・行程の中心は、中央に明示されている「修復・公開活用計画の策定」であることに十分留意すること。
- ▶ 勧告a)～h)に係る作業の内容・行程は、「全体構想(ヴィジョン)」をはじめ、ア. 調査研究の推進、イ. 建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化、ウ. 構成資産・エリアにおける固有の産業システムの明示・説明、エ. 景観の観点からの修景、オ. 文化的資源・情報発信の拠点としての活用、カ. 事業の推進の計6つの基本方針に基づき、具体的な手法を示した修復・公開活用計画の各章節のうち該当箇所へと適切に反映させ、相互の調整を行うことが必要であること。
- ▶ 各々の修復・公開活用計画は、史跡等の整備基本計画と同等の性質を持つものであること。
- ▶ 近世の城下町など、産業の操業に直接関わる構成資産ではなく、近代における産業革命の背景を説明するうえで不可欠の構成資産については、本標準構成を参考としつつ、各章節の項目を当該構成資産の性質に即して適切に読み替えていくことが必要であること。

1. 計画策定の経緯と目的

(1) 計画策定の経緯

計画策定の背景・経緯を記述する。

世界遺産委員会決議の勧告に基づくものであることを明記する。

(2) 計画の目的

- ▶ 計画の目的を記述する。
- ▶ 計画の対象範囲を明示する。対象範囲は、周辺環境の修景等の事業を考慮して世界遺産の緩衝地帯の全域を基本とし、場合によってはアクセスルート等の設置の観点から緩衝地帯の外側の区域について含めることを検討する。
- ▶ 管理保全計画(CMP)の目的との区分について記述する。

(3) 委員会の設置

- ▶ 計画策定のために設置した専門委員会・委員名簿、審議経過等の概要を記述する。

(4) 計画の構成

- ▶ 本「修復・公開活用計画の標準構成」の7ページに掲載した「修復・公開活用計画の構成・展開」(標準図)を参考として、当該構成資産の計画の構成・展開を図示し、各章節の概要を各々3行程度にまとめて記述する。

2. 構成資産・エリアの概要及び現状・課題

以下の側面から、各構成資産・エリアの現状・課題を整理する。

(1) 顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素^{註1}及びそれ以外の史跡等の構成要素

- ▶ ①23の構成資産(8エリア)から成る資産全体の顕著な普遍的価値(OUV)、②その中での当該資産の位置付け、③顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素^{註1}の3点を整理する。①は世界遺産登録時に世界遺産委員会が採択した「顕著な普遍的価値の言明」を基本とする。
- ▶ 構成資産・エリアの全体及び顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素に係る現状・課題を整理する。
- ▶ ①史跡等としての価値、②史跡等の価値を構成する要素の2点を整理する。①は史跡の指定及び追加指定時に文化審議会(平成12年以前においては文化財保護審議会)が答申した説明文を基本とする。
- ▶ 史跡等の構成要素の概要及び現状・課題を整理する。
- ▶ 世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)に付された勧告(別添資料)及びイコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B1)の「フル・ヒストリー」を視野に入れ、当該史跡等が辿った変遷・発展の経緯について、詳しい説明を行う。

(2) 構成資産・エリアの公開活用のための諸条件の把握

- ▶ 構成資産・エリアの公開活用等の現状、地域住民等の公開活用に対する要望のほか、文化・教育、都市計画、建設土木、公園、農林水産、観光等の行政に関連する諸条件を把握し、当該構成資産に関する課題を整理する。
- ▶ 当該構成資産の周辺地域も含めた来訪者の動態・数量等を把握し、現状・課題を整理する^{註2}。

(3) 広域関連事業と構成資産の修復・公開活用事業との関係

- ▶ 構成資産・エリアの修復・公開活用と関連性を持つ諸事業の内容について把握し、課題を整理する。

3. 基本方針

基本方針は、以下のとおり、(1)実現すべき将来像を示した「全体構想(ヴィジョン)」、(2)それを具体的な方向性として示した複数の「方針」の2つの部分から成る。

(註1) 構成要素; 2014年11月5日付けでイコモスに提出した「追加情報」(Additional Information)では、各構成資産に含まれる構成要素(Elements)は“属性”(Attributes)と同義であると整理されている。

(註2) 来訪者数の把握調査が実施中である場合には、途中経過・成果を踏まえた内容とすることが適当である。

(1) 全体構想（ヴィジョン）

当該構成資産・エリアのあるべき将来像、望ましい修復・公開活用の在り方とは何かについて、要点をA4用紙1～2ページ程度（1,600～3,200字）にまとめる。

全体構想（ヴィジョン）の実現に向けて、3-(2)において基本方針を定め、4以下の各節において修復・公開活用の手法を具体化することとなる。

全体構想（ヴィジョン）において、一群の産業遺産のひとつである当該構成資産の将来像（目指すべき実現可能な目標）を如何に描き出し、課題解決のための手法を如何に実現性高く示すかは、今後、当該構成資産の修復・公開活用の事業を確実に進め、改善策を講じていくうえでの重要な出発点となることに十分留意されたい^{註3}。

(2) 方針

管理保全計画（CMP）に示した保全管理の基本方針及び『産業遺産を継承する場所・建造物・地域及び景観の保全に関するイコモス-TICCIH共同原則』（2010年）に示された事項に基づき、次の方向性に沿って構成資産の修復・公開活用の方針を定める。

顕著な普遍的価値（OUV）の観点から、23の構成資産全体のストーリーにおける当該構成資産の位置付けを明確化しつつ、(1)調査研究（Survey）→(2)建造物（Structure）→(3)構成資産（Component Part）・エリア（Area）→(4)景観（Landscape）の4点にしたがって、構成資産に固有の修復・公開活用の方針を明示する。

ア. 調査研究（Survey）の推進

- ▶ 信頼性の高い修復・公開活用を目指すために、精度の高い調査研究を計画的に実施するうえでの方向性を明示する。
- ▶ 構成資産がもつ世界遺産としての顕著な普遍的価値（及び史跡等としての歴史上の価値）を明確化するために、発掘調査・関連歴史資料調査の方向性を明示する。
- ▶ 構成資産が地域社会（コミュニティ）において物理的・精神的に果たしてきた役割を明確化するために、関連歴史資料及び聞き取り等の調査の方向性を明示する。
- ▶ その他、修復・公開活用に必要な調査（測量調査・地盤調査、景観（土地利用形態の変遷）に関する調査等）の方向性を明示する。
- ▶ 勧告 c) との調整を図り、構成資産とその周辺の関連資産等を視野に入れた来訪者の数・動態に関する調査の方向性を明示する。
- ▶ 勧告 e) との調整を図り、モニタリング・カルテ（調査台帳・個票）及び年次報告書の作成とその運用の方向性を明示する。

(註3) 全体構想（ヴィジョン）には、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産のひとつであることを念頭に置き、その全体の価値（顕著な普遍的価値（OUV））に貢献するためには、当該構成資産に関してどのような将来像を目標とし、その実現のためにどのような修復・公開活用の手法を導き出すべきなのかについて、簡潔に記述する必要がある。

- イ. 建造物 (Buildings) ・ 遺跡 (Historical and Archaeological remains/objects)
 の材料・材質・構造の保全・強化・安定化
- ▶ 操業中及び操業停止後に当該建造物・遺跡が地域社会（コミュニティ）において果たしてきた物理的・精神的な役割を十分踏まえつつ、以下の2点について方向性を示す。
 - 劣化・崩壊した又はその可能性のある部材について、材料・材質の安定的な修復（保全・強化）の方向性を示す。
 - 不安定化し又はその可能性のある構造について、修復（強化・安定化）の方向性を明示する。
 - ▶ 構成資産内・エリア内に残された機械類・関連文書史料等については、土地に付着しているものも、そうでないものも含め、立地・性質に応じた適切な修復の方向性を明示する。
- ウ. 構成資産 (Component Part) ・ エリア (Area) における固有の産業システムの明示・説明
- ▶ 各構成資産・エリアに固有の産業システムの観点から、構成要素の相互のつながりを十分考慮した修復・公開活用の方向性を明示する。
 - ▶ 操業を停止している場合には、往時の産業活動の全体の流れと、その中における各構成要素の位置付け・役割に注目し、構成資産 (Component Part/Site) ・ エリア (Area) における当該産業システムの全体像が来訪者にも理解できるような公開活用の方向性を明示する。
 - ▶ 勧告 g) との調整を図り、構成資産のみならず、周辺地域に所在する関連資産との一体的な活用をも視野に入れたインタープリテーション（展示）の方向性を明示する。
- エ. 景観 (Landscape) の観点からの修景
- ▶ 構成資産の顕著な普遍的価値（OUV）に資する（化石化した／活動的な）景観^{註4}とは如何にあるべきなのかについて明示する。
 - ▶ 構成資産内の顕著な普遍的価値（OUV）に貢献する構成要素のみならず、その他の構成要素をも含め、（化石化した／活動的な）景観の改善の観点から修景等の方向性を明示する。
 - ▶ 構成資産に直近の区域を対象とする環境の維持・向上・改善をはじめ、広く緩衝地帯を対象として景観の維持・向上・改善の観点から行う修景等の方向性を明示する。
 - ▶ 勧告 d)、e) との調整を図り、周辺地域から構成資産に対する展望及び構成資産から周辺地域に対する展望の観点から行うモニタリング・カルテの作成及びその運用の方向性、周辺地域に所在する関連資産との一体的な修景の方向性を明示する。
- オ. 文化的資源・情報発信の拠点としての活用
- ▶ 構成資産を地域における文化的資源の一部として位置付け、一連のネットワークの下に相互に結び付け、情報発信の拠点としての活用の方向性を明示する。

(註4) ここにいう「景観」とは、主として往時の産業景観及び現時点におけるその化石景観の双方を指す。

- 地域社会（コミュニティ）の参画の方向性を明示する。
- 勧告 c) との調整を図り、来訪者数の上限設定の可能性・必要性及び来訪者管理の方向性を明示する。
- 勧告 f) との調整を図り、関係者の能力開発（キャパシティビルディング）の方向性を明示する。

カ. 事業の推進

- 上記のア～オの基本方針の全体をどのように実施していくのかについて方向性を明示する。
- 勧告 c)、d)、e)、f)、g) との調整を図り、以下の観点について各々の方向性を明示する。
 - 事業進捗の各段階において必要とされる管理・運営の方向性を明示する。
 - 事業の推進体制、関係部局・関係者間の役割分担・連携の方向性を明示する。
 - 事業の進捗状況のフォローアップの方向性を明示する。

4. 調査研究 (Survey)

修復・公開活用計画の策定及び事業の実施に必要な調査研究の内容・手法・手順を明示する。

- 発掘調査研究
 - 特に発掘調査計画は、最小限の範囲で必要な情報を得ることができるよう配慮する。
 - 遺跡に関する調査と並行して、関連文書史料等の動産に関する調査にも配慮する。
- 文献史料調査研究
- その他の調査研究（地域社会（コミュニティ）における構成資産の役割等に関する調査、測量調査・地盤調査、景観（土地利用形態の変遷）に関する調査、構成資産とその周辺の関連資産等を視野に入れた来訪者の数・動態に関する調査等）
- モニタリング
 - 作成したモニタリング・カルテ（調査台帳・個票）及び年次報告書の構成とその運用の手法を明示する。
 - モニタリングにより把握した構成要素等の劣化・風化又は後代の改変の状況に基づき、下記5～8を適切に実行するための手法を明示する。

5. 建造物 (Buildings) ・ 遺跡 (Historical and Archaeological remains/objects) の修復

(1) 構成資産内の顕著な普遍的価値 (OUV) に貢献する構成要素の修復

ア. 建造物 (Buildings) の修復

- 歴史的建造物（建築物その他の工作物）、石垣・庭園等の工作物の修復の手法を明示する。

- 清掃・浄化（クリーニング）
- 劣化した材料・材質の被覆（コーティング）
- 強化措置（保存科学的措置）
- 部分的な取り換え、移設・保管
- 解体修理（全解体修理・部分解体修理等）
- 不安定化した構造の強化（耐震・浮動沈下対策）

▶木造の歴史的建造物の防災の手法を明示する。

イ. 遺跡 (Historical and Archaeological remains/objects) の修復

▶地上に遺構が表出しているものと地下に埋蔵されているものに区分し、それぞれ修復の手法を明示する。

▶遺跡が存在する地形の安定化・崩壊防止の手法を明示する。

(2) 構成資産内のその他の史跡の構成要素の修復

▶ア・イの区分は（1）と同様。

(3) 機械類・関連文書史料等の修復

▶構成要素である建築物内に設置されている機械類、構成資産内において収蔵保管されている関連文書史料等の修復の手法を明示する。

6. 構成資産・エリアに固有の産業システムを視野に入れた構成資産の公開活用

構成資産 (Component Part)・エリア (Area) における固有の産業システムの明示・説明を目的として、以下の諸点から公開活用の手法を明示する。

(1) 地区区分 (ゾーニング)

▶構成資産・エリアに固有の産業システムの全体と構成要素の公開活用の両側面を考慮して適切な地区区分 (ゾーニング) を行い、各地区 (ゾーン) の特性に応じた公開活用の手法を明示する。

- 各地区及び全体について、望ましい来訪者管理の手法を明示する。可能であるならば、望ましい来訪者数を設定する。

- 地区区分 (ゾーニング) に基づく効果的なインタープリテーション (展示) の手法を明示する。この点は以下の (2) ~ (7) と関連しており、適宜、各項目において言及してもよい。

(2) 動線

▶構成資産・エリアに固有の産業システムの全体像を念頭に置き、見学者動線・管理用動線等の手法を明示する。

▶動線となる園路等の表面仕上げの材料・材質についても明示する。

(3) 地形・環境の造成

▶最小限必要とされる地形造成を基本としつつ、給排水の手法等を明示する。

▶以下の2点の下に、遺跡の規模・形態・性質、機能・空間構造・生産機構等が適切に伝わるよう遺構の明示・補強等に用いるべき材料・工法等を明示する。

- 構成資産・エリアに固有の産業システムにおける各構成要素のつながりが理解できるような物理的な明示・補強の手法

- ▶ 構成資産の全体・地区（ゾーン）の地形・性質を考慮し、必要に応じて舗装の手法を明示する。

（４）修景・植栽

- ▶ 構成資産内の顕著な普遍的価値（OUV）に貢献する構成要素のみならず、その他の構成要素をも含め、（化石化した／活動的な）景観の維持・向上・改善の手法を明示する。
- ▶ 植栽の機能に配慮しつつ、適切な樹種・数量・緑量による修景の手法を明示する。

（５）案内・解説施設

- ▶ 23 の構成資産から成る資産の全体及び当該構成資産に関する情報提供の手法を明示する。
- ▶ 提供すべき情報の質と量により、サインの位置・意匠・形態・内容等を明示する。

（６）管理施設・便益施設

- ▶ 来訪者が快適に見学できるよう必要最小限の休憩施設・便所・ベンチ・照明等の位置、施設の意匠・構造等を明示する。

（７）公開活用施設

- ▶ （必要に応じ）屋内展示・体験学習等を通じて、23 の構成資産から成る資産の全体及び当該構成資産に対する理解を促す施設の規模・形態・外観・位置等を明示する。
- ▶ 構成要素である建築物内に設置されている機械類、構成資産内において収蔵保管されている関連文書史料等の適正な活用の手法を明示する。

7. 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

- ▶ 構成資産の緩衝地帯を対象として、景観等の観点から維持・向上・改善のための修景の手法を明示する。
- ▶ 緩衝地帯の内外に存在し、構成資産と関連する文化財等を視野に入れ、構成資産を中核に据えた文化的資源の全体に係る総合的な公開活用の手法を明示する。

8. 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用

- ▶ 構成資産とその周辺に設置するガイダンス施設（ヴィジターセンター）等の諸施設を地域における文化的資源の一部として位置付け、それらをネットワークの下に相互に結び付け、情報発信の拠点として公開活用するための方法を明示する。
- ▶ 来訪者のアクセス手法及び駐車場の確保など、アプローチの方法を明示する。
- ▶ 修復・公開活用の事業への地域社会（コミュニティ）の参画の方法を明示する。
- ▶ 可能であれば来訪者数の上限設定を行い、来訪者管理の方法を明示する^{註5}。
- ▶ 世界遺産と史跡の保存活用に関与する地域の人々、関係諸団体等の能力開発（キャパシティビルディング）の方法を明示する。

（註5） 来訪者の上限設定に係る来訪者数調査は平成 28～30 年度の3ヶ年で実施する予定であることから、平成 29 年度に策定完了予定の修復・公開活用計画では具体的な来訪者の上限数及び来訪者管理の方法を明示することはできない。

9. 事業の実施

(1) 事業の実施スケジュール

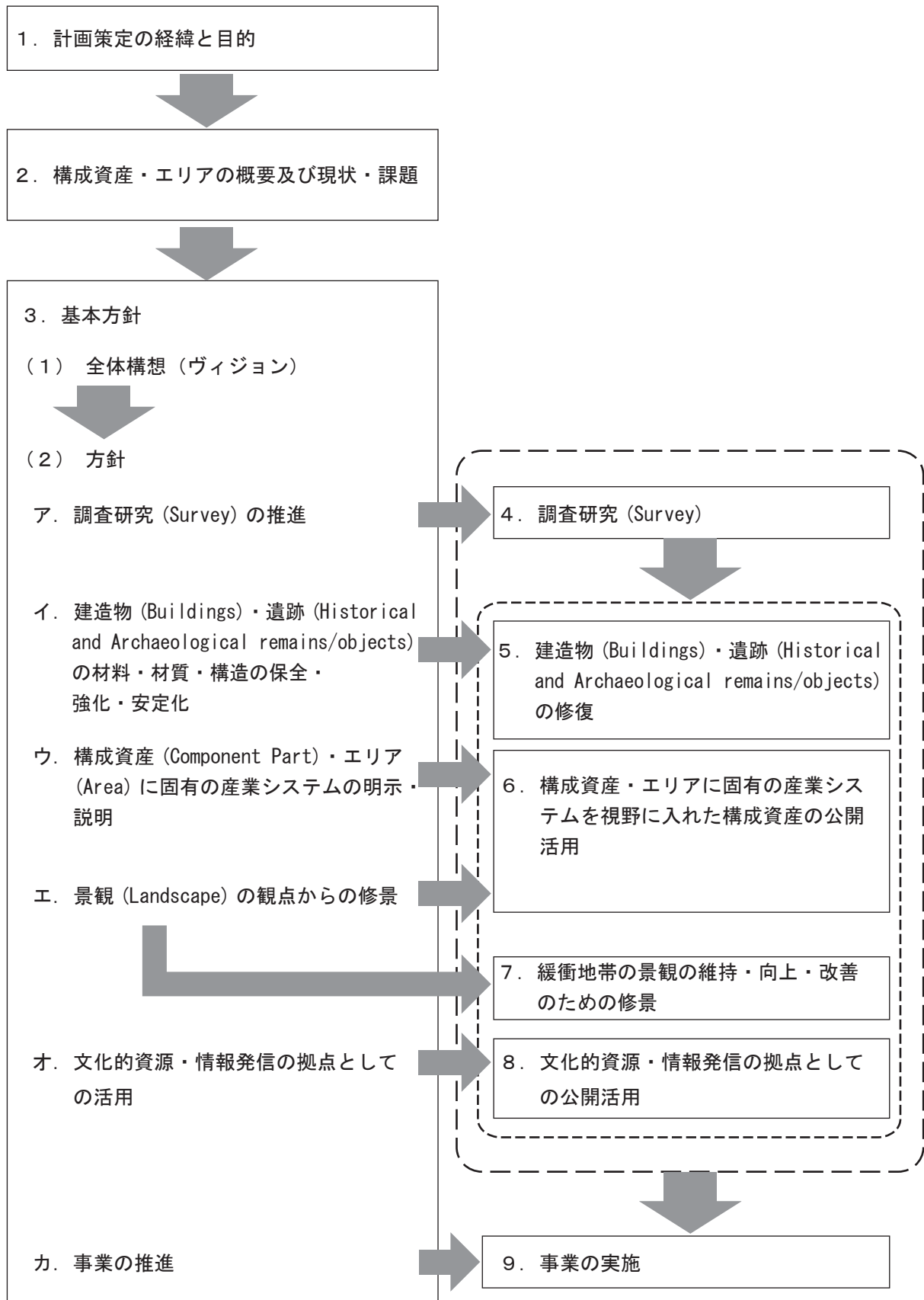
- ▶ 事業項目の内容・実施期間・実施行程等を明示する。その場合、以下の3点に大別し、相互の関係が分かるようバーチャート等を用いて事業の実施スケジュールを明示する^{註6}。
 - 直ちに着手できる事業項目
 - 短期において計画的に実施すべき事業項目
 - 中長期的に実現を目指すべき事業項目
- ▶ パース等により、完成予想図を明示する方法もわかりやすい。

(2) 事業の推進体制

- ▶ 事業の各段階に必要とされる構成資産・エリアの管理・運営の手法を明示する。
- ▶ 事業の推進体制の具体像、関係部局・関係者間の役割分担・連携の手法、関係者の能力開発（キャパシティビルディング）の手法を明示する。
- ▶ 事業の進捗状況のフォローアップの方法を明示する。フォローアップの対象となる事業の中には、モニタリングの年次報告書に含めた出版物、Webサイト、シンポジウム等の企画、能力向上のための企画等のインタープリテーションに関する項目を含む。

(註6) 「9. 事業の実施」の章において短期・中長期の実施事業項目を示し、その内容・実施期間・実施スケジュール等を示すことは、当該史跡等における修復・公開活用事業のうち、どの事業項目の優先度が高いのかを示すことに他ならない。それは、勧告b)が求めた「優先順位」と同義である。

修復・公開活用計画の構成・展開（標準図）



管理保全計画（CMP）／修復・公開活用計画／保全状況報告書の区分

1. 管理保全計画（CMP）

1. 世界遺産一覧表への記載推薦にあたり、顕著な普遍的価値（OUV）の法的・行財政上の保護措置が確実に措置されていることを示すために策定された計画（CMP/Conservation and Management Plan）である。
2. OUVに資する構成要素を特定し、保護（管理保全）の基本方針を示してはいるが、23の構成資産に共通する方針となっており、個々の構成資産の立地・形態・性質を踏まえた将来像（全体構想（ヴィジョン））及びその実現に向けた手法・道筋を具体的に示すものではない。
※これまでの日本の記載文化遺産（シリアル）の場合においても、推薦に向けて策定した包括的保存管理計画（Comprehensive Preservation and Management Plan）は管理保全計画（CMP）と同様の性質を持っており、個々の構成資産の具体的な修復・公開活用計画は記載後に策定したものが多。

2. 修復・公開活用計画

1. 今回、各構成資産・エリアについて策定する「修復・公開活用計画」は、世界遺産委員会の決議において言及された勧告 b) の「保全措置の計画及び実施計画」の内容を含むものである。

- b) 推薦資産（の全体）及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
- b) Developing a prioritized conservation work programme for the nominated property and its component sites and an implementation programme;

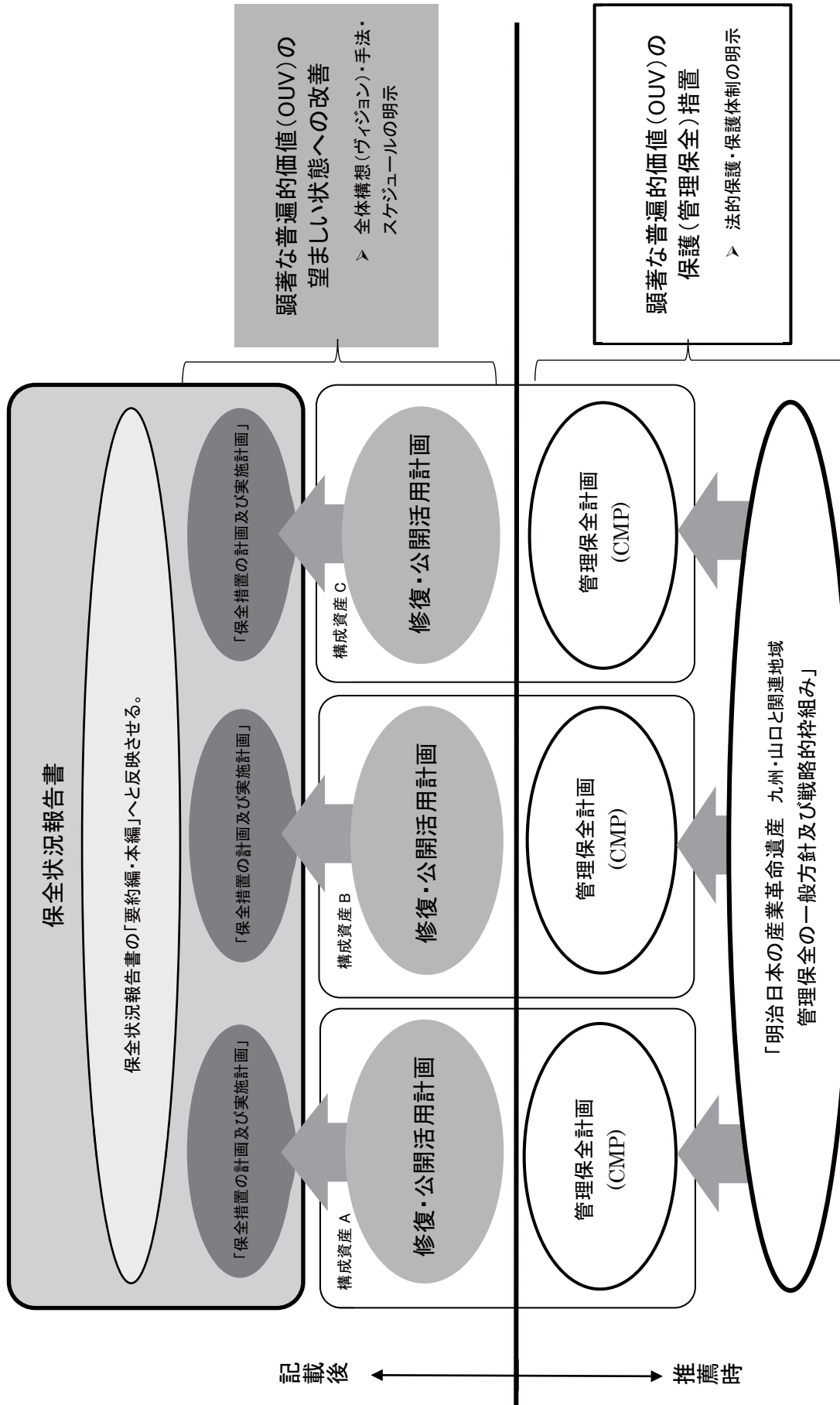
上記の勧告 b) において求められているのは” plan” ではなく” programme” であることから、実施計画（implementation programme）も含め、より具体的な保全手法（修復・公開活用の手法）の提示を求められているものと理解できる。したがって、今後、勧告 b) に基づき個別の構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」を策定する場合には、保護（管理保全）の枠組みを示した「管理保全計画（CMP）」と明確に区別するために、最初に個別の構成資産の「修復・公開活用計画」（conservation work programme）を策定し、その中から保全措置に係る部分を抜粋することとする。

※世界遺産委員会からの勧告に関わらず、文化財の修復・公開活用の事業を開始するにあたっては、事前に同様の計画の策定が求められる。

2. 修復・公開活用計画には、まず各構成資産・エリアの将来像を示す必要がある。さらには、その実現に向けた手法・道筋を具体的に示す必要がある。勧告 c) において求められている来訪者の上限数についても、そのような望ましい将来像を描き出すことにより、はじめて試算の可能性について検討できるようになる。

3. 保全状況報告書

1. 勧告 a) ～ h) の進捗状況を示すために、平成 29 年（2017）12 月 1 日までにユネスコ世界遺産センターへの提出が要請されている報告書（report outlining progress）である。
2. 各構成資産の修復・公開活用計画の「事業の実施」に係る章節では、優先順位を付した事業推進の方針・方法・スケジュールを明示することとしているため、改めて資産全体の観点から個々の構成資産の優先順位を明示した計画を作成する必要はないものと考えている。



第39回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)に付された勧告

世界遺産委員会は

4. 締約国が以下のことを検討するよう勧告する。
 - a) 端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。
 - b) 推薦資産(の全体)及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
 - c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。
 - d) 推薦資産(の全体)及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。
 - e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。
 - f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
 - g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション(展示)戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション(展示)戦略とすること。
 - h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。
5. 2018年の第42回世界遺産委員会での審議のため、2017年12月1日までに上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう、締約国に要請する。
6. 同時に、締約国が上記勧告の実施に係る助言をイコモスに求めることを検討するよう推奨する。

史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅整備基本計画

「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
松下村塾修復・公開活用計画

発行 宗教法人 松陰神社
(平成30年3月)

編集 株中桐造園設計研究所
